

# 箱根町第6次総合計画

## 基本構想・前期基本計画

---

平成29年3月

箱根町

## ごあいさつ

私たちのまち箱根は、古くからの温泉保養地で、ほぼ全町が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、その豊かな自然と文化遺産、多様な施設によって年間2,000万人を超えるお客様をお迎えする観光地であります。昨年町制60周年を迎えた現在の箱根の発展があるのは、先人たちの努力によるところであり、私たちは今後もこの箱根を次世代に引き継ぐ責務があります。



しかし、現在、人口は最も多かった時に比べて1/2以下にまで減少し、また高齢化率は35%を超え、超高齢社会の基準である21%を大きく上回るなど人口減少高齢化は進んでおります。また、財政状況も歳入の根幹である固定資産税を中心とした税収が最も多かった時期に比べて20%以上も減少するなど非常に厳しく、行政サービスの水準を極力維持するために固定資産税の超過課税を実施し、財源の確保を図っている危機的な状況にあります。そのような中で将来を見据えた場合、右肩上がりの時代における拡大基調を前提とした考え方は過去のものとしなければなりません。

第5次総合計画期間においても危機感を持ち、子育て施策の充実を図る一方で、学校統合を実現するなど状況の変化に対応した町政運営に取り組んでまいりましたが、火山対策の充実、増加する外国人観光客対応、公共施設の統合、空き家対策など今まで以上の対策を求められる課題が多岐にわたり顕在化してきております。

この第6次総合計画は、行財政改革の着実な推進により財政状況の改善を図りながらも、限られた資源の中で町が直面する課題への対応に積極的に取り組み、ひいては設定しました将来像「やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根」の実現につなげるべく策定しました。

この計画の推進にあたっては、「箱根町自治基本条例」の規定事項を遵守し、町民の皆さまと町がそれぞれの役割により協働し、施策を効果的に推進するとともに、確実にそれらの進行管理を行ってまいります。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、熱心なご審議を賜りました町総合計画審議会の皆さまをはじめ、みらいデザイン会議、アンケート等を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。今後はこの総合計画が円滑に、また着実に推進できますよう、一層のご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月 箱根町長 山口昇士

# 目次

## ごあいさつ

### 基本構想..... 1

1. 第6次総合計画の概要.....	3
(1) 総合計画の体系.....	3
(2) 総合計画の位置付け.....	4
(3) 計画策定の経緯.....	5
(4) 計画策定の前提条件.....	6
2. 箱根町の将来像.....	10
3. 将来像の達成に向けた主たる課題.....	11
(1) 人口減少高齢化の本格化.....	11
(2) 災害への備え.....	11
(3) 医療体制の整備.....	12
(4) 子育て環境の充実.....	12
4. 基本目標.....	13
基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり.....	14
基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり..	15
基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり....	16
基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり.....	17
基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり.....	18
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化.....	20

### 前期基本計画..... 21

基本計画の構成.....	22
4つの重点施策.....	24
基本計画の見方.....	27
基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり.....	30
施策 1 健康づくりの推進.....	31
施策 2 子育て支援の充実.....	34
施策 3 地域福祉の充実.....	37
施策 4 高齢者福祉の充実.....	40
施策 5 障がい者福祉の充実.....	42
施策 6 社会保障の充実.....	44

施策 7	ワーク・ライフ・バランスの実現.....	46
基本目標 2	未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり ...	48
施策 8	学校教育の充実.....	49
施策 9	生涯学習の推進.....	52
施策 10	文化・芸術活動の推進 .....	54
施策 11	家庭教育の充実 .....	55
施策 12	青少年の健全育成 .....	57
施策 13	文化財の保護と活用 .....	59
施策 14	スポーツ活動の推進 .....	61
施策 15	男女共同参画・人権尊重の推進 .....	63
施策 16	多文化交流の実現 .....	66
基本目標 3	誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり .....	68
施策 17	道路・交通網の充実 .....	69
施策 18	住環境の整備 .....	71
施策 19	生活環境の整備 .....	74
施策 20	上下水道の整備 .....	76
施策 21	地域交通の利便性の確保 .....	79
基本目標 4	環境にやさしく、安全・安心なまちづくり .....	81
施策 22	循環型社会の形成 .....	82
施策 23	自然環境の保全 .....	84
施策 24	景観の保全・形成 .....	87
施策 25	防災対策の推進 .....	90
施策 26	消防・救急対策の充実 .....	93
施策 27	交通安全・防犯の充実 .....	95
基本目標 5	癒しと文化を提供する観光産業づくり .....	98
施策 28	観光資源の開発と活用 .....	99
施策 29	観光拠点整備と魅力向上 .....	101
施策 30	多様な観光資源を活用した誘客と受入態勢の整備 .....	103
施策 31	箱根ジオパークの推進 .....	107
施策 32	伝統産業や観光行事の振興 .....	109
基本目標 6	行政の効率的経営と官民協働体制の強化 .....	111
施策 33	協働のまちづくりの推進 .....	112
施策 34	計画的な行財政運営 .....	114
	基本計画の推進体制、進行管理、評価の方法 .....	118
	前期基本計画指標一覧 .....	119

資料編..... 125

参考資料1	計画策定の経過 .....	127
参考資料2	総合計画審議会委員名簿 .....	129
参考資料3	総合計画審議会への諮問(平成28年10月6日) .....	130
参考資料4	総合計画審議会の答申(平成28年11月18日) .....	131
参考資料5	町民まちづくりアンケートの結果概要 .....	132
参考資料6	人口動態について .....	143
参考資料7	人口ビジョンによる長期展望 .....	145
参考資料8	箱根町みらいデザイン会議の概要 .....	147

# 基本構想





## 1. 第6次総合計画の概要

### (1) 総合計画の体系

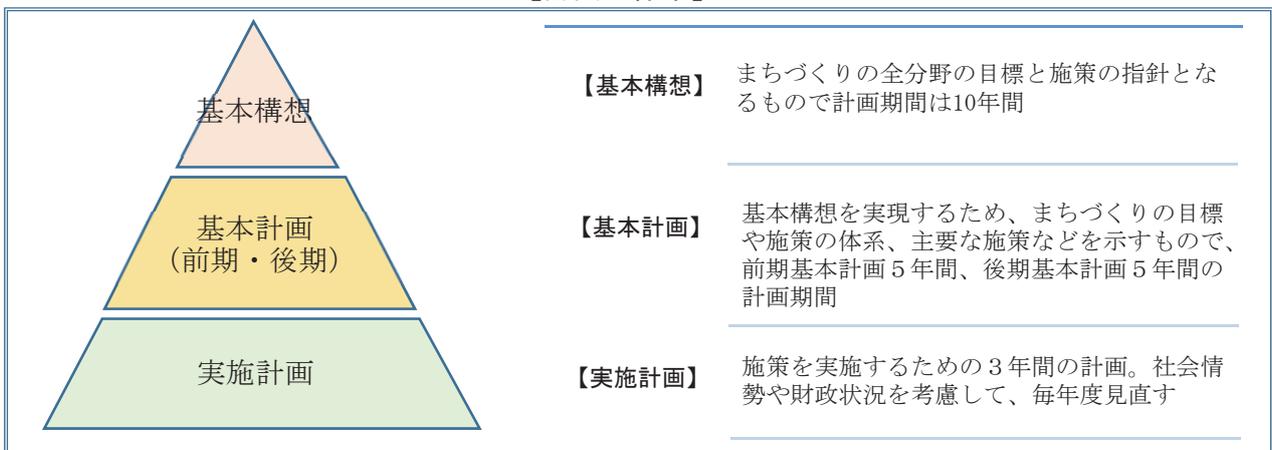
総合計画は、町の長期的な将来像を描くもので、箱根町自治基本条例第16条(「町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画を、この条例に定める自治の基本理念にのっとり策定します。」)に基づき策定するものです。

第6次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画とします。基本構想は、将来像をはじめ箱根町が進むべき方向性を明らかにしたまちづくりの全分野の目標と施策の指針となるもので、計画期間は10年間(平成29年度～38年度)です。

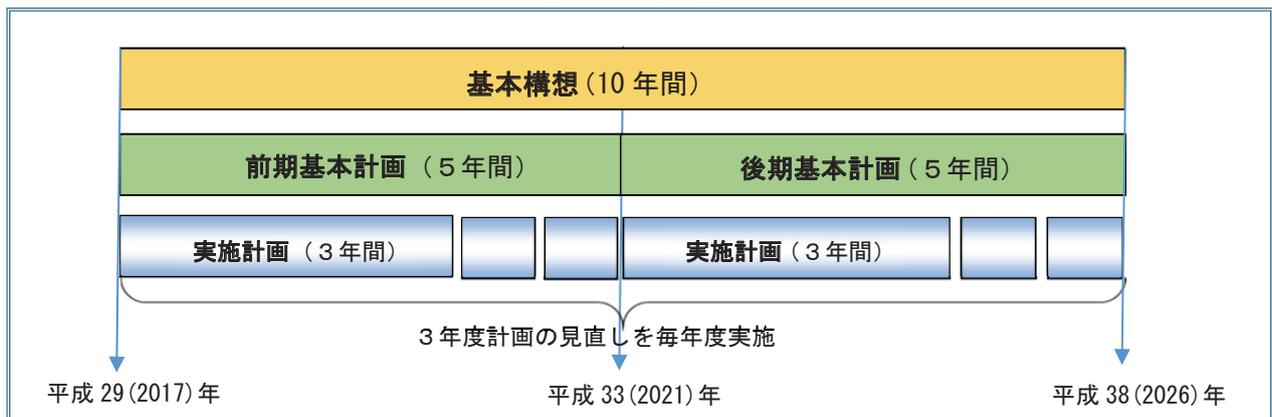
基本計画は、基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の体系や方針などを示すもので、時代の変化が速い中で、中間年で施策の見直しなどの的確な対応を図れるよう、前期5年間(平成29年度～33年度)、後期5年間(平成34年度～38年度)をそれぞれ計画期間とします。

また実施計画は基本計画で定めた施策を実施するための3年間の具体的計画であり、社会情勢や財政状況を考慮して毎年度見直します。

#### 【計画の体系】



#### 【計画期間】



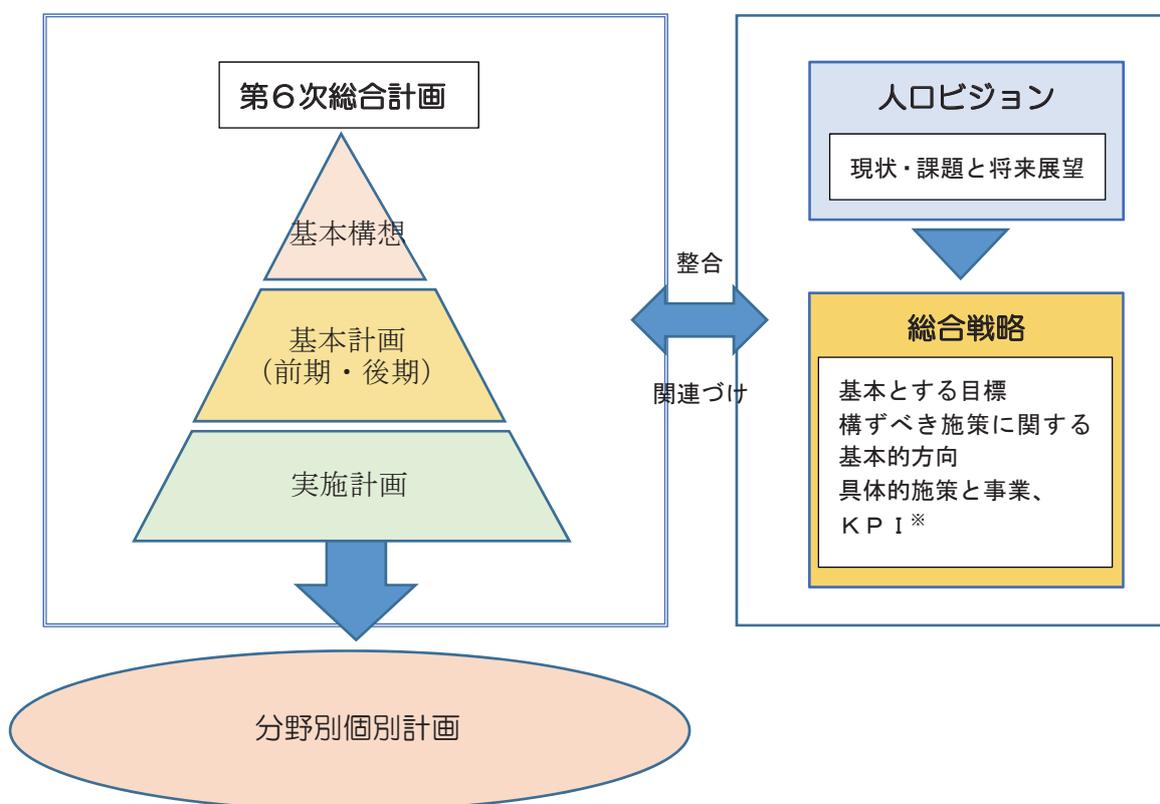
## (2) 総合計画の位置付け

総合計画は、本町の総合的かつ計画的な行政運営を行うための町における最上位計画であり、長期的な視点に立って町政の基本的な方向を明らかにし、町の各分野の施策や事業を展開する上で基本的な指針となるものです。

一方、平成 27(2015)年度には「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定しています。「人口ビジョン」は箱根町の人口の現状と将来の展望を提示したものであり、「総合戦略」は、「人口ビジョン」に基づき 5 か年の施策の方向を提示したものです。特に「総合戦略」は、5 年間（平成 27 年度～31 年度）を計画期間とし、地域の活性化を目指した基本目標や重点プロジェクトを設定したものであり、その内容は第 6 次総合計画とも密接に関わっています。

第 6 次総合計画では、総合戦略の内容を整合的に盛り込み、同時に推進することで施策の相乗効果を高め、より効果的・効率的な行政運営につながるよう努めていきます。

【第 6 次総合計画と総合戦略、分野別個別計画の関係】



※K P I：重要業績評価指標（施策ごとの進捗状況を検証するために設定した客観的指標）。

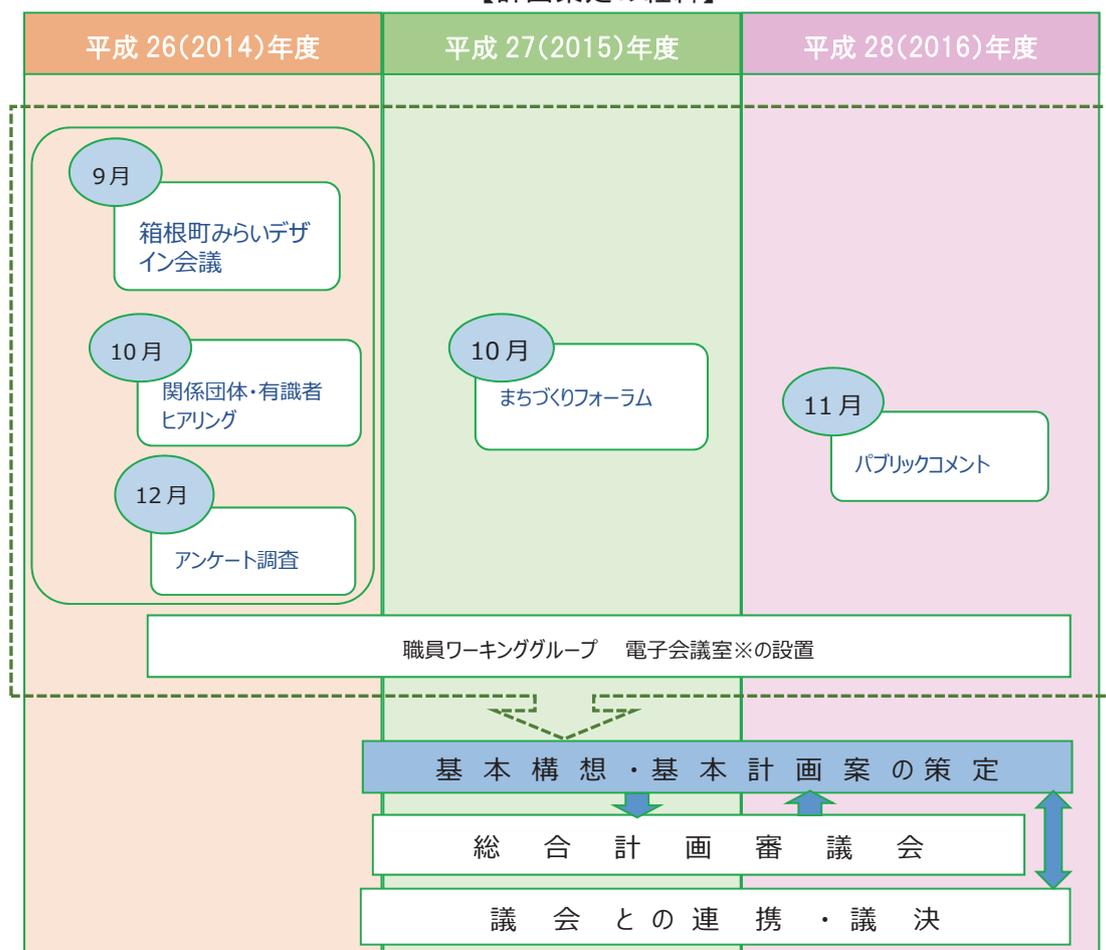
### (3) 計画策定の経緯

第6次総合計画は、平成26(2014)年度から28(2016)年度にかけて策定したものです。計画の策定にあたっては、町民と職員がともに主体的・積極的に計画策定に参画することを基本視点としました。

平成26(2014)年9月中学生、町民代表に職員も加わったワークショップである「箱根町みらいデザイン会議」の開催によって、まちの将来像についての提言を受けることに始まりました。同年10月には、商工団体・文化団体等の関係団体・有識者にまちとの関わりや要望、まちの将来に関する考え方を聞くヒアリングを実施しました。また、同年12月には、町民・中学生・職員に幸福度、定住意向、各施策の満足度、将来の姿などを聞くアンケートを実施しました。

平成27(2015)年10月には、町民アンケート結果の報告とともに協働のまちづくりに関する講演会まちづくりフォーラムを開催し、平成28(2016)年11月には、総合計画の案に対するパブリックコメント<sup>\*</sup>を実施しました。町長の諮問機関である総合計画審議会は、期間中に4回開催しました。

#### 【計画策定の経緯】



<sup>\*</sup>パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に町民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

<sup>\*</sup>電子会議室：町ホームページ上にて情報提供の場。

#### (4) 計画策定の前提条件

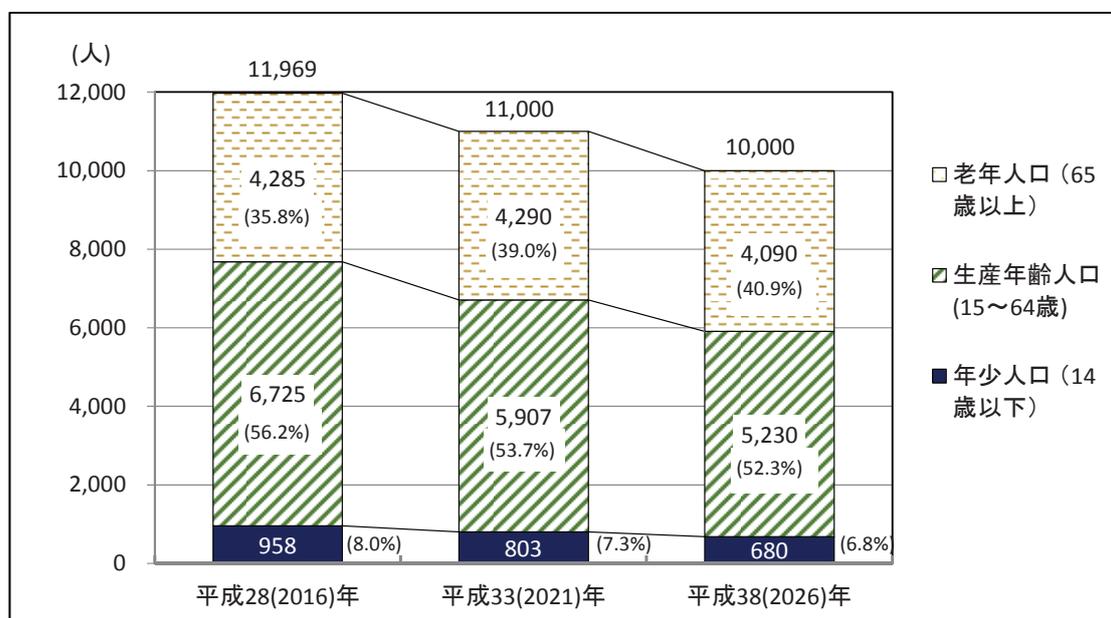
この計画を策定する上で、計画期間の人口の推計と土地利用の基本方針を前提としています。

##### ① 人口の推計

平成 23 (2011) 年と平成 28 (2016) 年の直近 5 年間の住民基本台帳人口による将来人口の推計 (町の独自推計) では、総人口は、平成 28 (2016) 年に 11,969 人であったものが、平成 33 (2021) 年では 11,000 人に、平成 38 (2026) 年では 10,000 人まで減少していくと想定されています。この推計による 0～14 歳の年少人口比率は 8.0% から 6.8% まで減少し、65 歳以上の老年人口比率は 35.8% から 40.9% まで高まっていきます。人口減少につれて年少人口、生産年齢人口 (15～64 歳)、老年人口とも減少していきます。

しかし、長期的には、人口ビジョンで設定した将来人口 (自然動態と社会動態を改善させることにより、平成 72 (2060) 年の人口は、約 7,200 人程度を確保していく。) に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。

【推計人口】



(出所) 平成 28 (2016) 年は住民基本台帳人口

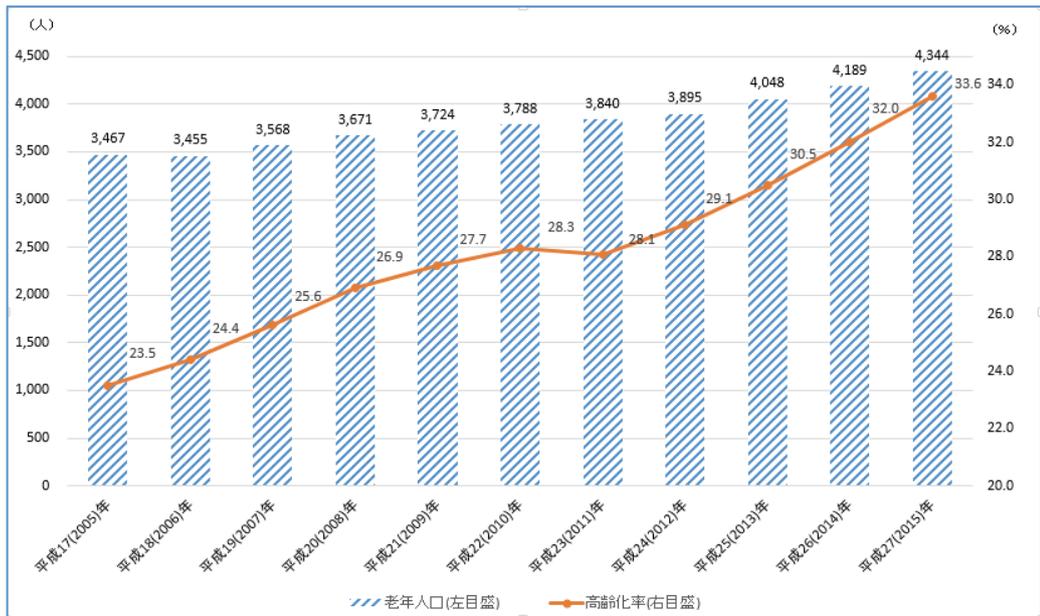
また、これまでの出生数、合計特殊出生率\*と老年人口、高齢化率の推移をみると、出生数、合計特殊出生率は年によって変化はあるものの相対的には減少しており、老年人口、高齢化率は増加し続けています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



(出所) 神奈川県衛生統計年報

【老年人口と高齢化率の推移】



(出所) 人口統計調査(各年1月1日)

\*合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

## ② 土地利用の基本方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しており、自然公園法、都市計画法、景観法などの法令に基づき自然環境の保全が図られてきました。

今後も、この優れた自然環境及び風致景観の保全を優先とし、自然景観との調和を十分考慮しながら、生活環境の形成や観光振興を図ります。

また、各地域・地区の特性に応じた個性豊かで効果的な土地利用を総合的かつ計画的に行い、地域と地域の広がりによる交流や安全でやすらぎのある快適なまちの形成を目指し、今後の土地利用について、次のように基本方針を定めます。

### 人と自然の調和

町内のほぼ全域が国立公園区域であることを踏まえ、自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。

### 生活と観光の調和

国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、都市的土地利用については、定住化を促進するために住宅環境の整備や商業系の土地利用を行うなど地域の特性に応じた土地利用について考慮し、町民と協働しながら計画的な土地利用を図ります。

### 伝統と未来の調和

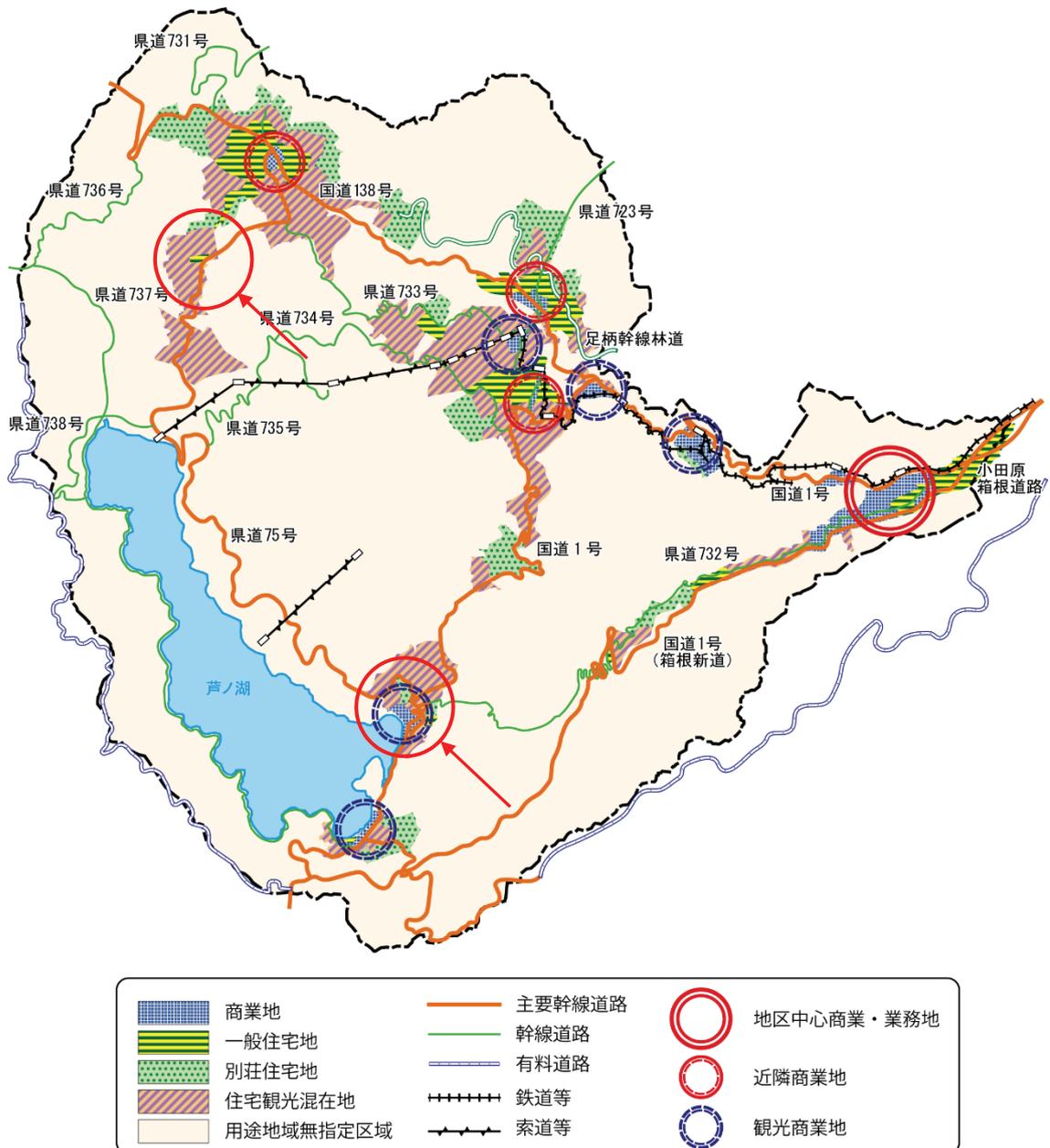
日本屈指の観光地であり、1200年もの歴史を持つ温泉郷、「伝統」を感じることができるまちなみが本町の魅力でもあることから、将来にわたっても観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。

用途地域は、区域の大枠としての土地利用を定め、用途の混在を防ぐことを目的として定められています。主要な用途については、「商業地」、「一般住宅地」、「別荘住宅地」、「住宅観光混在地」に区分し、それぞれの区分の機能を高めていきます。

また、用途地域内で、特別の用途（観光地区等）に対して用途制限の規制、緩和を行う特別用途地区が定められています。

用途地域無指定区域（都市計画用途の指定のない区域）については、自然環境形成の観点からの必要な保全と自然公園法を踏まえた建築活動の適正な規制を図ります。

【土地利用現況図】



## 2. 箱根町の将来像

第5次総合計画の将来像も踏まえて、今後目指すべき姿（将来像）を次のとおり設定します。

### 町の将来像

#### やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根

「やすらぎ」とは、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安全・安心が確保される町を目指すことを意味します。

「おもてなし」とは、町民同士が相手を思いやる気持ちを持って日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対してもおもてなしの心が伝わる町になることを意味します。

### 3. 将来像の達成に向けた主たる課題

わが国の社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

その中で、特に今後の本町のまちづくりにおいて、時代の流れがもたらす大きな課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

#### (1) 人口減少高齢化の本格化

わが国の人口減少は平成 20 (2008) 年に始まっており、2020 年代初めまでは、毎年 60 万人程度の減少、2040 年代頃には年 100 万人程度の減少にまで加速すると試算されています。

本町の国勢調査による総人口の推移をみると昭和 40 (1965) 年以来減少を続けており、特に平成 7 (1995) 年から平成 12 (2000) 年にかけては 2,582 人と大きく減少しています。この時期は、町内の企業の保養所等が多く閉鎖された時期と重なっています。

昭和 55 (1980) 年の総人口 (19,882人) と、平成 27 (2015) 年の総人口 (11,786 人) を比較すると 8,096 人減少 (40.7%減) となっています。

一方、老年人口 (65 歳以上) は増加し続けており、平成 7 (1995) 年には老年人口 2,779 人が年少人口 (0~14 歳) の 2,263 人を上回りました。高齢化率は平成 17 (2005) 年には 24.0%、平成 22 (2010) 年には 27.9%、平成 27 (2015) 年には 35.8%に達し、超高齢社会へと突入しています。

人口減少を抑制するために、子どもを生み育てやすい環境づくりや若者の転入増加を図り、地域の将来を支える人口構造を確保することが求められます。

#### (2) 災害への備え

平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災の発生は、わが国に広域かつ甚大な被害をもたらし、その影響は被災地域のみならず多方面に及びました。また、平成 28 (2016) 年 4 月に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震は大きな被害をもたらしています。さらに 10 月には鳥取県中部においても大きな地震が発生しています。

首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

また、わが国は 110 の活火山を有しており、大規模火山噴火の発生も懸念されます。箱根火山を有する本町においても、平成 27 (2015) 年 6 月の大涌谷での小規模な噴火の発生を教訓に、火山と向きあい、火山活動を正しく理解して、ともに生きていくことを学び、それを後世に伝えていく必要があります。

大規模な災害が起こった場合、町民の安全・安心を脅かすとともに、町の観光をはじめとする地域産業に与える影響は大きなものがあるため、災害に対する事前対策が重要となってきます。

さらに、自然災害がインフラ<sup>※</sup>へ与える損害は町民の生活の悪化や安全を損なう要因となります。高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化が進んでおり、本町の公共施設のうち平成 24(2012)年度末に築 30 年以上経過した割合は 46%となっています。これは、全国と同規模市町村の平均 35.9%と比べて、約 10 ポイント上回っています。

今後、施設の長寿命化や技術開発等を行うことにより、インフラの維持管理・更新費用を縮減し、効率的なインフラの維持管理・更新を行っていく必要があります。

### (3) 医療体制の整備

町民が安心して健やかな生活を送る上で地域医療が果たす役割は一層大きくなっています。

しかし、全国的に人口が集中する地域以外では、医師不足などによる地域医療提供体制の確保が困難になっています。

少子高齢化が一層進む中で、本町の地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実は、優先度が高い施策です。町民に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するため、地域医療の社会資源の効率的な運用が求められています。

このため、地域の医療基盤の充実を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携の強化及び将来の休日急患診療や地域包括ケアシステム<sup>※</sup>体制の確立など、町内の地域医療資源を維持し、安心できる医療体制を存続していく対策を構築する必要があります。

### (4) 子育て環境の充実

子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てをしやすい社会にしていくためにも、子ども・子育て支援施策において、その量的拡充と質の改善が求められています。

町では、「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、すべての子ども、すべての子育て家庭等の視点に立つとともに、結婚・妊娠・出産・育児・育成まで切れ目のない支援を行い、少子化の抑制、解消に向けたニーズに応じた子育て支援施策を実施しています。さらに、子育て家庭における孤立感や負担感の増加が課題となっていることから、育児不安等についての相談指導及び情報交換の場の提供が求められているとともに、ニーズに応じた保育サービスの充実が求められています。親子が交流できる場所や機会の充実を図り、より多くの方に利用してもらえよう周知していくことも必要です。

また、あらゆる機会を利用して、育児困難家庭や虐待等を早期発見するとともに、各関係機関との連携と適切な対応が求められています。

※インフラ：インフラストラクチャー。福祉の向上や経済の発展に必要な公共施設のこと。学校、病院、道路、上下水道など。

※地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成 37(2025)年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

## 4. 基本目標

将来像の実現に向けては、前掲の課題(11～12頁)を含め様々な課題を受け止めて、これらに市政の全分野で対応していく必要があるため、6つの基本目標（保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境、自然環境・安全、観光産業、行財政・協働の各分野）を定めて、まちづくりを進めていきます。

### 基本目標

基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

基本目標2 未来を拓く<sup>ひら</sup>人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

### 基本目標 1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

#### 【基本目標の意味】

町民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービス提供とともに地域住民による支えあいの活動を支援することを目指します。

#### 【施策の主な内容】

##### ■保健・医療

町民一人一人の健康づくりをより一層支援し、健康診査の周知徹底を図り、特定保健指導についても、積極的な支援を図っていくとともに、安心して町内で一次医療<sup>\*</sup>を受けることができる環境整備を推進します。

##### ■子育て支援

子育て支援では、恵まれた自然環境を活かし、子育て環境の充実を図るとともに、少子化対策や子どもの最善の利益<sup>\*</sup>の確保に向けて課題に応じた施策を総合的に推進します。

##### ■高齢者・障がい者・地域福祉

高齢者や障がいのある人については、住み慣れた地域で安全・安心な生活が持続できるよう、福祉サービスの充実、ボランティア活動の活性化、コミュニティの形成等を図ります。また、地域が一体となって支えあう地域福祉体制の構築を図ります。

##### ■社会保障、ワーク・ライフ・バランス

安定的な暮らしと就労の確保のため、介護サービスを提供する基盤の充実を図り家族が働き続ける環境を確保するとともに、介護保険や国民健康保険などの社会保障の充実や男女問わず仕事と結婚・出産・育児との両立を可能にするためのワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の実現を推進します。

<sup>\*</sup>一次医療：健康管理、予防、一般的な疾病や外傷に対処して町民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する。かかりつけ医を中心とした地域医療体制。

<sup>\*</sup>子どもの最善の利益：子どもの生活環境のいかなる変化も子どもの福祉の観点から決定されるべきだという考え方。

<sup>\*</sup>ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

**基本目標 2 未来を拓く<sup>ひら</sup>人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり****【基本目標の意味】**

箱根に愛着を持ち、未来を拓く<sup>ひら</sup>人材を育てるとともに、学んだことを地域で活かし、自己の能力を最大限発揮することができる社会づくり、人権を尊重し、交流によってお互いに高めあう社会づくりを進めます。

**【施策の主な内容】****■学校教育・家庭教育・青少年**

箱根に愛着を持ち、確かな学力を身に付け、心豊かでより良い人間関係を築ける子どもの育成を図るとともに、地域の特色を活かした園・小・中一貫教育を推進します。

箱根の未来を拓く人材を育てるための教育を目指し、児童・生徒一人一人が基礎、基本を確実に習得し、能力や個性を十分発揮できる教育環境づくりを進め、児童・生徒を取り巻く様々な問題を解決するため、家庭、地域、学校が一体となって取り組みます。

**■生涯学習・文化・スポーツ**

より豊かで充実した人生を送ることができるよう、「HAKONE大学」、「プチ体験教室」、「公民館学習文化事業（各種教室）」などの定着を図り、「箱根を知る」各種生涯学習事業の充実を努め、講座受講者のサークル化を促進して、「箱根を語れる人づくり」を進めるとともに、学んだことを地域で活かし、自己の能力を最大限発揮することができるように取組を進めます。

**■男女共同参画・人権尊重・多文化交流**

人権教育や男女平等観に立った教育・学習を通じて男女共同参画の促進を図り、あらゆる分野において男女がともに参画でき、人権が尊重され、多様な文化的背景の人々の交流が進む環境づくりを推進します。

### 基本目標 3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

#### 【基本目標の意味】

箱根に住みたいと思える環境づくりのために、通行しやすい道路の整備、住宅環境の整備、美しいまちの維持、環境衛生の推進、地域交通の利便性の確保を図ります。

#### 【施策の主な内容】

##### ■道路・交通

本町は、山間地であるため住宅用地の確保が困難となっており、また、生活道路の幅員不足や自然公園法等による規制が土地活用を一層難しいものになっています。このため、国道・県道の整備促進に向け、関係機関との調整及び要望を継続し、県と協力しながら事業の円滑な進捗を目指します。

また、交通需要に合わせた道路計画の見直し、道路施設の長寿命化に向けた維持・管理に取り組みます。

##### ■住環境・生活環境・上下水道・地域交通

空き家をはじめ既存ストックの有効活用により、住宅環境の整備に努めていきます。

高齢化への対応として、福祉施策との連携を図りながら、住宅のバリアフリー化の支援に努めるとともに、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための環境美化等の取組の推進、上下水道の整備、地域交通の利便性の向上や交通の円滑化と安全確保に努め、より良い生活環境のまちづくりを推進します。

**基本目標 4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり****【基本目標の意味】**

町の特徴である自然環境を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会の形成、事故や災害に迅速に対応できる安全なまちづくりを進めます。

**【施策の主な内容】****■資源循環型社会**

自然環境を保全するために、ごみの減量化、資源の再利用など町民、行政、事業者、観光客が一体となった取組を図り、資源循環型地域社会づくりを推進します。

**■自然環境・景観**

箱根の美しい自然や歴史に育まれてきた景観は、かけがえのない財産であり、町が一体となってその保全や形成に努め、美しい景観の維持を図ります。また、箱根の優れた景観を形成する上で大きな役割を担う自然環境の保全を図るとともに、観光地箱根の重要な要素となっている温泉資源の保護に努めます。

**■消防・交通安全・防災・防犯**

消防、交通安全、防災・防犯対策の充実に努めます。そして、情報化の進展や流通をとりまく状況の変化による消費者の安全と利益を損なう問題に対応するため、消費者への情報提供や相談活動、啓発活動などに努めます。

平成 27(2015)年に発生した火山活動の経験を活かし、火山活動対策について、火山防災協議会を中心とした関係団体と連携して対策を推進します。

町民、観光客等に対して、避難訓練を実施するとともに、火山活動や火山防災対策に関する周知を行う等、啓発活動を推進します。また、あらゆる災害対策のために、地域防災計画等を最適な状態に保ちます。

## 基本目標 5 <sup>いや</sup>癒しと文化を提供する観光産業づくり

### 【基本目標の意味】

多くの人々に安らぎとうるおいをもたらし、伝統文化や歴史が感じられ、世界から目標とされる国際観光地づくりを進め、観光産業の発展につなげます。

### 【施策の主な内容】

#### ■観光資源開発・活用、拠点整備

温泉をはじめ文化、伝統芸能などの地域資源の更なる充実はもちろんのこと、箱根町総合体育館や箱根町総合保健福祉センターさくら館などを「未病<sup>\*</sup>いやしの里の駅」として機能充実を図り、これらの相乗効果により観光客の癒しを促進します。また、国際観光地としての更なるPRやホスピタリティ溢れるやさしい観光地づくりのため、観光拠点の整備を図り魅力の向上に努めるなど、受入環境の整備を図ります。

#### ■観光客の受け入れ

箱根町観光協会や民間事業者等と連携し、有望なインバウンド<sup>\*</sup>市場に出向いての商談会等の開催、旅行エージェント等を招聘してのファムトリップ<sup>\*</sup>事業の実施により、国際観光地「箱根」の認知度向上と、民間事業者による販路拡大を促進します。

外国人観光客が安心して巡ることができる観光地とするため、観光案内所の充実、案内看板や標識の設置、ボランティア通訳の育成など、外国人が訪れやすい環境づくりに努めます。

#### ■箱根ジオパーク

箱根ジオパークとしての環境整備、保護・保全活動、教育活動などの更なる充実を図り、効率的な運営体制の確保に努めます。

#### ■伝統文化・産業

伝統文化・産業を伝承している団体等に事業や活動に対する支援を行い、伝統文化等の保存・ブランド力の向上・伝承を強く推進します。

※未病：「未病」とは、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病の改善」の取組を進めることにより、誰もが健康で長生きできる社会を目指している。

※インバウンド：海外から日本に来る観光客のこと。

※ファムトリップ：観光地などの誘客促進のため、旅行環境事業者を対象に現地視察をしてもらうツアー。

旅館ホテル従業員の卓越した技能の継承や、箱根寄木細工などの伝統工芸を若い世代に伝えていくとともに、講座やお試し就業の機会を設けるなど、新たな雇用の創造や伝統産業の振興に努めます。



## 基本目標 6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

### 【基本目標の意味】

限られた行政資源を効率的・効果的かつ計画的に配分しながら、健全な行財政運営を行っていくとともに、協働のまちづくりをさらに進めます。

### 【施策の主な内容】

#### ■官民協働

町民への情報提供と説明責任を果たしていくとともに、各種の協議会や懇談会の実施などにより、町政への町民参画の機会の提供に努め、地域における諸問題を地域自らが解決策をオープンに議論していくコミュニティづくりを目指します。

町民活動の支援の充実を図り、活動団体、ボランティアのネットワーク化、まちづくりに対する情報提供や自主的に行う地域活動を促進するなど、地域コミュニティの育成に努めます。

#### ■行財政運営

行財政運営については、財源が不足している厳しい財政状況に対し「自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革」を基本理念とし、その実現に向けて「将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換」、「時代の変化に即応する行政サービスの再構築」、「人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成」の3つの基本方針により行財政改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するため、事務事業の抜本的な見直しや選択と集中により、優先度の高い事務事業や真に必要な行政サービスに予算を重点的に配分します。

人口減少社会への対応として、公共施設等総合管理計画により、経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するために、公共施設マネジメント基本方針及び公共施設再配置計画等に基づき、町民への説明を行いながら、施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組を実施します。

# 基本計画



## 基本計画の構成

第6次総合計画前期基本計画は、基本構想で掲げた6つの基本目標について、その目的を達成するために具体的に取り組むべき34の施策を設定しています。計画期間は平成29（2017）年から平成33（2021）年の5年間としています。前期5年間の終了に合わせて計画の進捗状況や目標の達成状況を検証し、後期基本計画を策定することとしています。

基本目標と施策の体系は次のとおりです。

### 箱根町第6次総合計画前期基本計画

平成29（2017）～平成33（2021）年度（前期5年間）



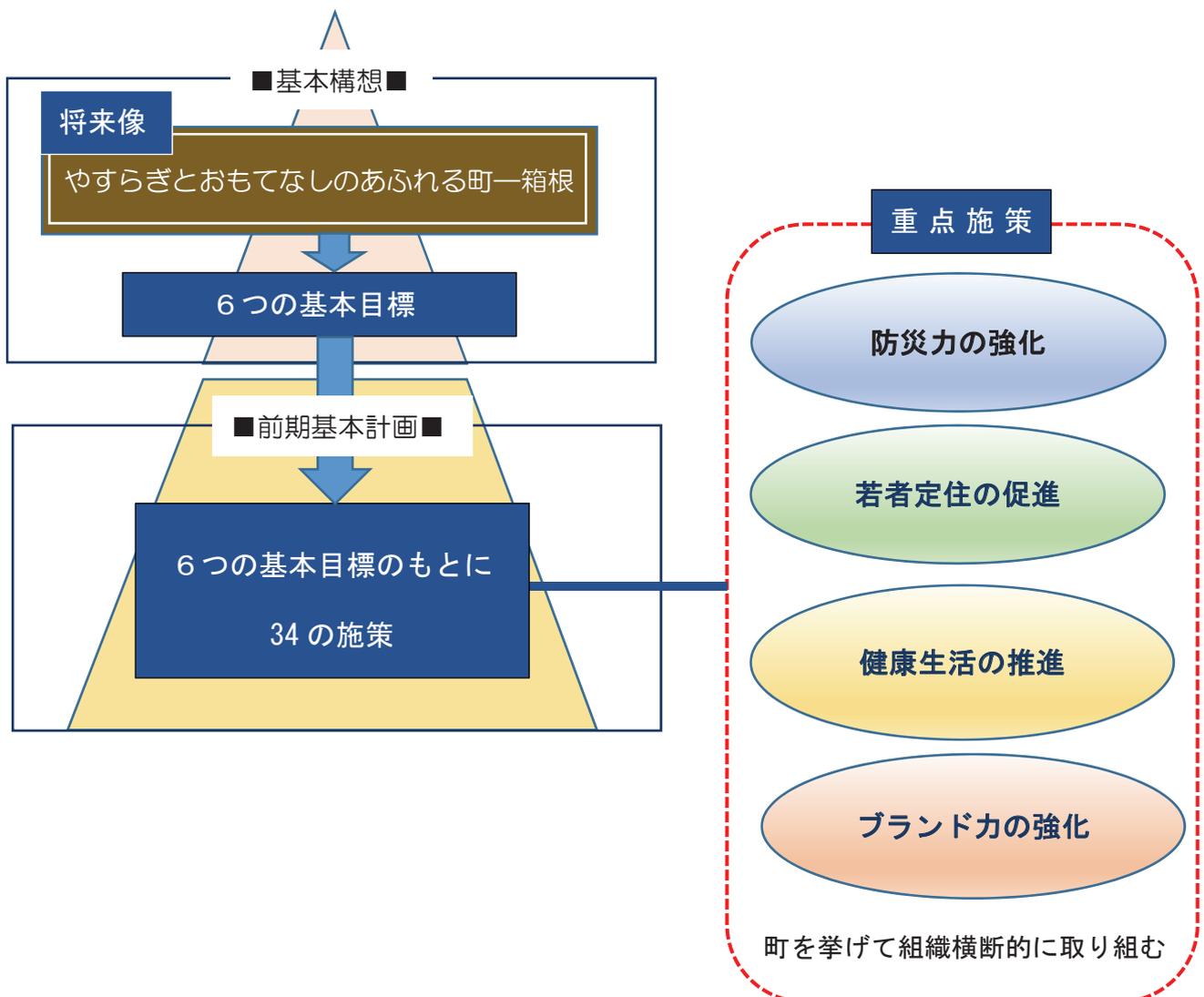


## 4つの重点施策

危機的な財政状況への取組を行財政改革により計画的に推進していかなければならない状況において、本計画に掲げる34の施策を推進していくためには、集中と選択の観点が必要となります。

そこで、34の施策を前提として、町を挙げて組織横断的に力を入れて取り組むべき4つの重点施策分野を設定します。この重点施策分野に関する施策については、役場内の関係部門間だけではなく、役場以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、より一層の効果上げることを目指します。

### 重点施策の位置付け



各重点施策分野のねらいは次のとおりです。また、各重点施策分野について、後述する施策の中で関連する施策を示しています。

### 重点施策分野 1：防災力の強化

#### 【ねらい】

本町は火山の恵みを大いに享受して成り立っている町です。しかし、噴火災害と背中合わせであり、町民の生活環境や滞留する観光客の安全とやすらぎを確保することは本町の根幹に関わることです。

また、地震や風水害等の災害対策も含めて安全の確保は重要な施策です。

#### 【重点的に進める施策】

施策 3-4 安全対策の充実 (38 頁)

施策 25-3 情報発信体制の充実 (91 頁)

施策 25-4 自主防災活動の促進と防災意識の啓発 (91 頁)

施策 25-5 火山災害対策 (91 頁)

### 重点施策分野 2：若者定住の促進

#### 【ねらい】

人口減少高齢化が進む本町にとって、若者及びその世帯の定住を促進することは、急速な少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していく上で大切な要件となります。

#### 【重点的に進める施策】

施策 2-1 地域における子育ての支援 (35 頁)

施策 2-9 子育てしやすい住環境づくり (36 頁)

施策 8-1 園・小・中学校一貫教育(分離型)の推進 (50 頁)

施策 18-1 空き家バンクの創設 (72 頁)

### 重点施策分野3：健康生活の推進

#### 【ねらい】

「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病を改善する<sup>\*</sup>」取組を進め、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。

また、人口減少高齢化により、コミュニティ機能の希薄化が心配されていますが、地域においていきいきと暮らしていくことはその機能の維持・向上にもつながります。地域の課題を解決する上ではコミュニティの役割はますます重要となることから、その支援もしていく必要があります。

#### 【重点的に進める施策】

- 施策 1-1 健康づくりの推進 (32 頁)
- 施策 1-2 健康づくり・食育の支援 (32 頁)
- 施策 1-7 未病センターの設置 (33 頁)
- 施策 3-3 見守り活動・福祉活動への理解促進 (38 頁)
- 施策 3-6 地域交流・異世代交流の推進 (38 頁)
- 施策 3-7 ボランティア活動の推進 (38 頁)
- 施策 10-1 地域に根ざした文化活動の支援 (54 頁)
- 施策 33-4 地域コミュニティ活動の支援 (113 頁)

### 重点施策分野4：ブランド力の強化

#### 【ねらい】

まちのブランド力を高め、観光産業の成熟化や魅力アップ、おもてなしの向上などにつなげて、観光客の増加を図るとともに、箱根町への移住を希望する人を増やし、その希望に応えていくことが大切です。

#### 【重点的に進める施策】

- 施策 18-3 お試し居住制度の創設 (72 頁)
- 施策 28-1 温泉地のブランド化促進 (99 頁)
- 施策 28-5 体験プログラムの充実と企画・販売 (100 頁)
- 施策 30-1 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進 (104 頁)

※未病を改善する：「未病」とは、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病の改善」の取組を進めることにより、誰もが健康で長生きできる社会を目指している。

## 基本計画の見方

## (基本目標ごとの施策体系)

第6次総合計画前期基本計画においては、基本構想で定めた6つの基本目標について、その基本目標を達成するための方向性や手段を示す施策を設定しています。設定された施策の数は基本目標ごとに異なります。



(各施策の内容)

各施策について、その施策の「現状と課題」、「今後の取組方針」、「施策の展開方針」、「目標とする指標」を示しています。このうち「目標とする指標」は、その施策において達成を目指すべき数量的な水準のことです。ただし、ここにあげた指標だけでその施策の成果を判断することは困難であり、定性的\*なデータも含めた総合的な検証が必要です。

施策

各施策を示しています。

基本目標 1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

施策 1 健康づくりの推進

現状と課題

現状と課題

「施策の展開」を図る上で、その「施策」の現状や課題認識を示しています。

- 生涯を通じての健康づくりと健康寿命の延伸を目指し、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりへの取組が課題となる中、神奈川県においては、「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病\*を改善する」取組により、県、市町村、企業及び団体等が連携して「未病」の概念の普及を進めています。  
本町では、平成 18 (2006) 年 9 月「箱根町健康都市宣言」を宣言し、町制記念日の 9 月 30 日を「箱根町健康の日」と定め、健康づくりや食育の推進に努めてきました。  
町の健康づくりの指針である「健康・食育はこね 21」(箱根町健康増進計画・食育推進基本計画)に基づき、今後も、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。
- 少子高齢化が一層進む中、地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実が優先度が高い施策です。今後の休日急患診療など、町内の地域医療資源を維持し、安心できる医療体制を存続できるよう対策を講じる必要があります。
- 特定健康診査(40歳以上75歳未満)の受診率が伸び悩んでいます。特に40～50代の受診率が低いため、未受診者の受診勧奨を図る必要があります。また、特定保健指導対象者の実施率、終了率も伸び悩んでおり、対象者が終了まで継続できるような取組が必要です。  
人間ドックの補助金制度の制定について、他自治体での実施がみられます。受診率への影響や医療費削減の効果など、調査・検討の必要があります。

今後の取組方針

各施策の取組方針を示しています。

今後の取組方針

◇町民一人一人の健康づくりを支援し、健康診査の周知徹底を図り、特定保健指導についても、積極的な支援を図っていきます。  
◇安心して町内で一次医療\*を受けられる環境整備と救急医療・災害時医療体制の整備・充実を推進します。

\*定性的：物事の様子または変化などを、数字では表せない「性質」の部分に着目して分析・評価すること。

## 施策の展開

## 7 未病センターの設置

総合保健福祉センターに骨の健康度や血管年齢などを測定する健康機器を設置し、自分の健康を継続的に確認できるよう健康管理を支援します。

## 8 地域医療の充実

医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を図るなど地域医療の充実に向けた取組を推進します。

## 9 救急医療・災害時医療体制の整備・充実

関係機関と連携を図り、夜間・休日の救急診療体制の充実と広域連携による二次救急医療の充実に努めます。

また、災害時における救護体制について、医師会や小田原保健福祉事務所などと連携し体制整備に努めます。

## 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	特定健康診査の受診率 （受診者数÷対象者数）	33.9%	60%
2	がん検診の受診率	28.7%	50%
3	温水プールの年間利用者数	24,734人	27,000人
4	休日の急病患者の一次救急医療の確保（医科）	54日	54日

## 目標とする指標

施策の具体的な目標の数値化と達成度を測る手段として目標指標を設定しています。

※平成27年度は大涌谷の噴火活動により、影響を受けている指標もあります。

基本目標 1

皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

施策 1 健康づくりの推進

施策 2 子育て支援の充実

施策 3 地域福祉の充実

施策 4 高齢者福祉の充実

施策 5 障がい者福祉の充実

施策 6 社会保障の充実

施策 7 ワーク・ライフ・バランスの実現



施策 1 健康づくりの推進

現状と課題

- 生涯を通じての健康づくりと健康寿命の延伸を目指し、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりへの取組が課題となる中、神奈川県においては、「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病<sup>\*</sup>を改善する」取組により、県、市町村、企業及び団体等が連携して「未病」の概念の普及を進めています。

本町では、平成 18（2006）年 9 月「箱根町健康都市宣言」を宣言し、町制記念日の 9 月 30 日を「箱根町健康の日」と定め、健康づくりや食育の推進に努めてきました。

町の健康づくりの指針である「健康・食育はこね 21」（箱根町健康増進計画・食育推進基本計画）に基づき、今後も、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。

- 少子高齢化が一層進む中、地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実が優先度が高い施策です。今後の休日急患診療など、町内の地域医療資源を維持し、安心できる医療体制を存続できるよう対策を講じる必要があります。
- 特定健康診査（40 歳以上 75 歳未満）の受診率が伸び悩んでいます。特に 40～50 代の受診率が低いため、未受診者の受診勧奨を図る必要があります。また、特定保健指導対象者の実施率、終了率も伸び悩んでおり、対象者が終了まで継続できるような取組が必要です。

人間ドックの補助金制度の制定について、他自治体での実施がみられます。受診率への影響や医療費削減の効果など、調査・検討の必要があります。

今後の取組方針

- ◇町民一人一人の健康づくりを支援し、健康診査の周知徹底を図り、特定保健指導についても、積極的な支援を図っていきます。
- ◇安心して町内で一次医療<sup>\*</sup>を受けられることができる環境整備と救急医療・災害時医療体制の整備・充実を推進します。

※未病：「未病」とは、健康と病気を 2 つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間に連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病の改善」の取組を進めることにより、誰もが健康で長生きできる社会を目指している。

※一次医療：健康管理、予防、一般的な疾病や外傷に対処して町民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する。かかりつけ医を中心とした地域医療体制。

## 施策の展開

### 1 健康づくりの推進

「健康・食育はこね 21」（箱根町健康増進計画・食育推進基本計画）に基づき、町、町民、職場、地域が連携し健康づくりや食育の取組を推進します。

### 2 健康づくり・食育の支援

各種健康教室を各地域で開催し、特に働く世代に向けた健康づくり意識の普及啓発を図り、地域でのコミュニケーション機会を広げ、生活習慣病の予防を推進します。

また、幼児への食育教室や親子で参加できる食教室を通して、幼少期から取り組む食育の普及啓発に努め、食文化を通して「食」の大切さを伝えます。

### 3 がん検診・成人歯科健診の受診促進

国の指針に沿った適正な対応を医師会との調整のもと行い、がん検診受診率の向上を図り、未受診者や要精密検査者へのフォローを行います。

また、中高年期の歯周疾患予防など、ライフステージに応じた歯科保健対策を実施し、8020（80歳に20本の自分の歯を残す）運動を推進します。

### 4 感染症対策の推進

医療機関等と連携して予防接種事業の安全で円滑な実施に努めます。

また「箱根町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、国、県との情報交換、連携を図り体制整備に努めます。

### 5 特定健康診査、特定保健指導の促進

特定健康診査受診率の向上を図るため、未受診者への受診勧奨（電話、通知、広報など）を積極的に行っていくとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

また、健診結果をもとに、特定保健指導対象者への実施勧奨を積極的に行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の改善に着目した特定保健指導を実施し、疾病の予防・改善のための生活習慣や食生活の見直しなど、指導終了まで継続できるような支援をしていくことで重症化予防につなげます。

さらに、温水プールを活用した水中運動やウォーキングを取り入れた教室を開催することにより、生活習慣病予防への関心を高めます。

### 6 健康づくり関係団体との協調

町民の生活習慣の改善や効果的な健康づくりを推進するために、地域でのウォーキング活動や減塩料理教室の開催など、健康づくり推進委員、食生活改善推進団体、箱根元気会などの関係団体と町が協調して町民の参加を促します。

### 7 未病センターの設置

総合保健福祉センターに骨の健康度や血管年齢などを測定する健康機器を設置し、自分の健康を継続的に確認できるよう健康管理を支援します。

### 8 地域医療の充実

医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を図るなど地域医療の充実に向けた取組を推進します。

### 9 救急医療・災害時医療体制の整備・充実

関係機関と連携を図り、夜間・休日の救急診療体制の充実と広域連携による二次救急医療の充実に努めます。

また、災害時における救護体制について、医師会や小田原保健福祉事務所などと連携し体制整備に努めます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	特定健康診査の受診率 （受診者数÷対象者数）	33.9%	60%
2	がん検診の受診率	28.7%	50%
3	温水プールの年間利用者数	24,734 人	27,000 人
4	休日の急病患者の一次救急医療の確保（医科）	54 日	54 日

## 施策 2 子育て支援の充実

### 現状と課題

- 近年、全国的な少子化の進行により、子育て施策の量的拡充と質の改善が求められる中、町では、平成 22 (2010) 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「箱根町次世代育成支援行動計画 (後期計画)」を策定、また、平成 27 (2015) 年 3 月には、次世代育成支援対策推進法に基づく計画等と一体化した子どもに関する総合的な計画として「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。この計画により、すべての子ども、すべての子育て家庭等の視点に立つとともに、結婚・妊娠・出産・育児・育成まで切れ目のない支援を行い、少子化の抑制、解消に向けたニーズに応じた子育て支援施策を実施しています。
- 子育て家庭における孤立感や負担感の増加が課題となっており、育児不安等についての相談指導及び情報交換の場やニーズに応じた保育サービスの充実が求められています。地域子育て支援の拠点である子育て支援センター、子育てサロン等では、親子が交流できる機会の充実を図り、より多くの方に利用してもらえるよう周知していく必要があります。  
また、あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等を早期発見するとともに、要保護児童等については、家族形態の変化、保護者の様々な考え方により必要な支援も多様化しているので、各関係機関との連携の強化と適切な対応が求められています。
- 放課後児童クラブにおいては、運営していく上で必要な放課後児童支援員等の確保が難しい状況です。また、放課後児童支援員等の資質の向上が求められています。さらに、余裕教室等を開放して放課後に安全で安心して活動できる場所の充実が必要となっています。
- 不妊・不育に悩む方に対する支援として医療費助成を行うとともに、医療機関等の情報の提供や相談を受け付けています。
- ひとり親家庭等に対する経済的支援、就労支援などについて、関係機関と連携した取組の充実を図ることが求められています。
- 緑豊かで多くの人々がつどい、憩えるとともに子どもたちがのびのびと遊ぶことができる施設や設備等の環境を整えることが求められています。

今後の取組方針

- ◇「箱根町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に各種施策を推進し、子育て支援制度の周知と利用促進を図ります。
- ◇少子化対策や子どもの最善の利益<sup>※</sup>の確保に向けて課題に応じた施策を総合的に推進していきます。

施策の展開

1 地域における子育ての支援

「箱根町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に各種施策を推進し、子育て支援制度の周知と利用促進を図ります。

また、子どもに関わる様々な悩みを解消できるよう情報提供や相談体制の強化を図ります。さらに、子育て支援センター、子育てサロン等をより多くの方が利用できるよう周知していくとともに活動の促進（事業内容の一層の充実）を図ります。

一方、家庭の教育力の向上を図るため、「子育て支援講座」を毎年開催するとともに、出産初期における経済的負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境の整備を図ることを目的に「はこねっこ誕生祝金」を交付します。

2 多様な保育サービスの充実

就学前児童にとって望ましい保育環境の確保を念頭に、日曜祝日に行う休日保育事業のほか、一時保育事業や乳幼児一時預かり事業、また、夜間に働く子育て世帯のための夜間保育施設の支援の充実を図り、保護者のニーズに応じた保育サービスの提供を図ります。

3 放課後児童対策の充実

利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営を進めるとともに、活動内容の充実と放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

また、地域指導者の主導による、放課後の子どもの居場所づくりとして「放課後子ども教室」を開催し、子どもたちの健全な成長を促進します。

4 母子の健康の促進

町の最重要課題である少子化対策と子どもの最善の利益の確保に向けて、結婚から妊娠・出産、育児と切れ目ない支援を推進していきます。

また、各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、様々な不安を持つ妊婦や保護者に対して時期に応じた健康診査の大切さを伝え、その中で保健指導や相談等を実施します。

各種健康診査未受診者に対して文書、電話、訪問等で受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。

※子どもの最善の利益：子どもの生活環境のいかなる変化も子どもの福祉の観点から決定されるべきだという考え方。

## 5 教育環境の整備

子育て家庭の様々なニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、認定こども園・幼稚園・保育所では、「園・小・中学校一貫教育（分離型）」に向けた取組重点を掲げて園運営に取り組みます。

## 6 子どもの人権擁護の推進

体罰やいじめのない学校生活の確立や子どもに対する虐待を根絶するとともに、子育て家庭の孤立感・不安の解消に向けた取組を進めます。

また、生活困窮・養育困難の家庭に対する教育面及び養育面での支援の充実に努めます。

## 7 ひとり親家庭等への支援

教育・保育施設、放課後児童クラブへの入所等の選考において、ひとり親家庭等に対して優遇措置を図ります。また、ひとり親が抱える様々な悩みの相談体制の充実に図ります。

## 8 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

## 9 子育てしやすい住環境づくり

少子化に対応して、自然環境との共生を図り、町民が地域に愛着の持てる住まい・まちづくりなど住環境の整備を図ります。

また、子どもたちがのびのびと安全に遊べるよう、子育て家庭の利用に配慮した芝生広場や小公園などの施設・設備の改善を図ります。

町内で唯一の近隣公園である仙石原公園については、子どもの遊び場としての機能を強化し、親子で楽しむことのできる子育て環境の充実に図ります。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	認定こども園・保育所待機児童数	0人	0人
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
3	乳幼児健康診査受診率	97.3%	100%
4	子育て支援講座参加者数	25人	30人

施策3 地域福祉の充実

現状と課題

- 少子高齢化が深刻化する中で、介護保険制度をはじめとする福祉サービスの充実・強化が求められており、地域包括ケアシステム<sup>※</sup>をはじめ、地域における相互扶助の再構築が喫緊の課題となっています。  
また、高齢化率が一層高まる中では、行政が行う既存の福祉サービスだけでは、地域で安心した生活を送ることが難しくなりつつあります。  
これまで以上に社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種団体と連携し、地域の見守り活動やボランティア活動の育成に努めていくことが求められていますが、参加者の固定化、活動者の高齢化により、登録者・参加者が減少傾向にあるため、人材の確保やリーダーの育成を行っていく必要があります。
- 核家族化の進行、観光業従事者の特徴でもある異動の多さもあって、自治会加入者の減少や地域との付き合いが希薄化し、地域力の低下が見られます。
- 社会的弱者への虐待・権利侵害、孤独死、貧困、低所得の問題など、新たな課題が発生しています。  
また、災害時に避難が困難な人への支援や、犯罪などから身の安全を守るための支援について、今まで以上に、より効果的な方法等を検討し、各自治会等との連携を深めていくことが重要となります。
- 地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められているため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、連携を強化していくことが求められます。

今後の取組方針

- ◇町民自らが福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の充実に努めます。
- ◇住み慣れた地域で安全・安心な生活が持続できるよう、ともに生きる地域福祉体制の構築を図ります。

<sup>※</sup>地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成37（2025）年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

## 施策の展開

### 1 福祉意識の向上

町民自らが福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の充実や閉じこもり防止など、町民の福祉活動の活発化と福祉意識の向上に努めます。

### 2 地域で取り組む認知症対策の推進

高齢化が進む中では、地域の認知症高齢者の増加が予見されるため、認知症高齢者を地域で支えあう見守りや認知症に対する正しい知識と理解を持ち、医療機関への早期受診につなげる環境づくりを進めます。

### 3 見守り活動・福祉活動への理解促進

地域住民の助けあい・支えあい意識の高揚を図り、性別や年齢に関係なく、誰もが親しく付きあうことができる地域づくりを進めます。

また、福祉活動への理解を促進し、人にやさしいまちづくりを推進します。

### 4 安全対策の充実

災害時等の支援体制の構築（援護が必要な人への柔軟な対応）を図り、誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくりを推進します。

### 5 健康づくり・介護予防の充実

特定健康診査の受診勧奨、健康に関する情報提供の充実を図り、地域ぐるみの健康づくり（自主的な健康づくり）を推進します。

また、地域が一丸となって要支援1・2の方を中心とした介護予防・生活支援サービスに取り組めるよう箱根町生活支援・介護予防体制整備推進協議会での検討や事業展開を図ります。

### 6 地域交流・異世代交流の推進

地域にあった地域交流・異世代交流の取組を進めます。

また、地域ぐるみで子育てを支える意識の向上と関係機関の連携強化を図ります。

### 7 ボランティア活動の推進

地域で福祉活動を担うボランティア等の育成を図るとともに、ボランティア活動の活性化を図ります。

また、地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域福祉コミュニティの形成を図ります。

## 8 情報提供・相談体制の充実

専門機関と連携して、多種多様な福祉サービスの内容や情報が、誰にでもわかりやすく行きわたるよう、一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階に応じた効果的な情報発信方法について検討していきます。

また、プライバシーの保護や個人情報保護法に配慮した、適切な情報の活用を図ります。

さらに、福祉ニーズの早期発見・早期対応への体制強化のため、相談窓口等について一層、町民に浸透するよう周知を図ります。

近年、複雑化、高度化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てていきます。

## 9 各種サービスの充実

福祉サービス事業者・専門機関の連携強化を図り、対象者のニーズに応じたサービスの提供、支援が必要な人への対応を図ります。

## 10 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会への補助を行うことにより、地域福祉の向上と増進を図ります。また、社会福祉協議会でのボランティアセンターの運営を支援します。

町内で行われている地域活動の内容等について情報発信に努めます。

学校教育におけるボランティア体験の機会の充実を図ります。また、ボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	ボランティア団体数	10 団体	12 団体
2	住民交流会（サロン）設置地域数及び団体数	4 地域・9 団体	5 地域・12 団体

施策 4 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本町の 65 歳以上の人口は、平成 27（2015）年度末時点で、4,285 人に上り、高齢化率は、35.8%と県内でも上位に位置し、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加が顕著になっています。

また、今後もいわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する時期であることから、ますます高齢化が進み、本格的な超高齢社会を迎えることとなります。それに伴い、本町においても、要介護等認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアの確立等の問題に地域全体で取り組んでいけるよう、地域包括ケアシステム\*の確立を目指す必要があります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域の見守りや支援が必要であるとともに、高齢者自身も介護予防に努め、元気で活動できる、生きがいややりがいがある社会が求められています。

- 長寿健康診査（75 歳以上）の受診率があまり伸びていないことから、未受診者への受診勧奨を図る必要があります。

今後の取組方針

- ◇高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、自立生活の支援の目的のもとで、いつまでも暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ◇高齢者の社会参加などの取組を促進します。
- ◇「箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携を図りながら介護サービスの円滑な実施に努めます。

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者を地域で一体となって支援できるよう、地域ケア会議の開催や認知症サポーターの養成、ひとり暮らし高齢者対策などを進めるとともに、地域団体や関係機関との連携強化を図ります。

\*地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成 37（2025）年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

## 2 地域支援事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携をはじめ、認知症施策の推進、一般介護予防事業の推進などの地域支援事業を構築していきます。

## 3 在宅福祉サービスの充実

在宅医療相談窓口の活用や、在宅での負担軽減のための介護サービス利用者支援事業などを推進します。

## 4 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の総合相談や各種事務事業の連絡調整を実施し、高齢者の生活を総合的に支援する地域包括支援センターの役割が高齢化率の上昇とともに増えることに対応できるよう職員体制の強化など、機能強化を進めます。

## 5 高齢者の生きがいややりがいづくりの推進

シルバー人材センターによる就労の機会の確保など高齢者の働く場や機会の充実に努めるとともに、世代間交流など地域活動に参加できる仕組みづくりを推進します。

## 6 長寿健康診査受診率の向上

長寿健康診査受診率の向上を図るため、未受診者への受診勧奨（電話、通知、広報など）を行っていくとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

## 7 高齢者の健康増進対策

健康診査の結果を活用し、受診者の状況を把握・指導することで、高齢者の栄養指導、生活習慣病の発症や重症化予防につなげ、健康寿命の延伸に努めます。

## 8 権利擁護の推進

認知症など判断能力の十分でない高齢者を保護し、支援して、安心して尊厳のある生活を送れるように、成年後見人制度の周知・普及を図り、利用者の保護に努めます。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の設置世帯数	42 世帯	50 世帯
2	長寿健康診査の受診率（受診者数÷対象者数）	36.7%	60%
3	配食サービス事業の年間の延べ配食数	4,645 食	6,000 食
4	老人クラブの会員数	668 人	700 人

施策5 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 総人口は今後も減少することが見込まれる一方で、高齢化の進行に伴う、疾病や事故の後遺症による中途障がい者も含めて、障がいを持つ人は今後も増加することが見込まれ、障がい者福祉の充実がさらに重要になってきます。また、それに伴う扶助費も増加しています。  
障がいのある人にとって、身近な所で気軽に相談できることは、地域の中で安心して暮らしていくために不可欠な要素であることから、障がい福祉サービスに関する情報提供や、難病を含め個々の相談内容に応じた助言を行えるよう、支援の体制を充実させる必要があります。
- 障がいのある人が住み慣れたまちで不当な扱いをされず暮らせるように、権利擁護の体制の確立と、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容について普及啓発を行う必要があります。
- 障がいのある人を支援していく環境は、施設重視から住み慣れた地域の中でサービスをうまく活用しながら生活する方向に進んでいますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、意識上の障壁（バリア）が根深く存在しています。意識上の障壁を取り除くとともに、施設等の障壁も取り除くバリアフリー化を推進していき、地域の受入態勢を整える必要があります。
- 就労することは、生活していくための糧や生きがい等を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つであることから、関係機関と連携して事業者への働きかけを行う等、障がいのある人の社会参加を支援する必要があります。
- 障がい者団体の活動を支援するとともに、障がいのある人を理解し、身近に接することのできる活動の場を広く周知していく必要があります。
- 障がいのある人へのサービスを専門に行う事業所が町内にないことから、近隣市町へ移動しなければサービスを受けられないことが課題となっています。

今後の取組方針

- ◇障がいのある人もない人も住み慣れた地域でその人らしく自立し、安心して暮らしていきたいと参加できるまちを目指します。
- ◇障がいのある人の地域生活への支援、社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

施策の展開

1 サービスの充実

障がいのある人への支援環境は、住み慣れた地域の中でサービスをうまく活用しながら生活を続けていくことを重視する方向へ移行しているため、適切で効果的なサービスを受けられるよう、正確でわかりやすい情報提供が求められています。そのため、町や社会福祉協議会において、社会福祉士や保健師等の専門職員が障がいのある人からの様々な相談に応じます。

また、人工透析者、重度障がい者等を対象に福祉タクシー券や自動車燃料費助成券を交付することで、日常生活の利便の確保を図ります。

在宅心身障がい児者の機能回復・社会参加等を促すため、専門スタッフによる機能訓練会、言語訓練及び療育指導を実施します。

知的障がい者・精神障がい者が施設等へ通う交通費を扶助します。

2 権利擁護のための施策の充実

知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方への支援として、日常生活自立支援事業や成年後見人制度がありますが、さらに今後は、町と社会福祉協議会及び地域のネットワークを結び、権利擁護を必要とするすべての人の支援を充実させていきます。

3 差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

4 地域生活支援の促進

障がいのある人に創作的活動や生産活動及び社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	在宅障がい児者の通所率	100%	100%
2	在宅障がい児の機能訓練会等への参加者数 （年間延べ人数）	241 人	280 人
3	訪問系サービス利用者数（人／月）	14 人	20 人

施策 6 社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険事業の健全運営を図るため、国民健康保険財政の安定化、適正な保険料率の算定と収納率の向上が必要です。  
国保加入世帯、被保険者数は減少傾向にあります。医療費については、高齢化・医療の高度化により年々増加しています。  
また、所得の低迷や収入が不安定なことによる収納率の低下や医療費の増加により、法定外繰入が増えていく傾向にあるため、保険料率の見直しが必要となります。
- 平成 30 (2018) 年度からの広域化に伴い、神奈川県へ国保事業費納付金を納めるため、それに見合う保険料率の算定及び徴収強化を図る必要があるとともに、国保事業費納付金の算定には医療費が反映されるため、医療費の抑制も重要となります。
- 支援や介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。また、常時介護サービスを受けることが必要で在宅での生活が難しい高齢者には、日常生活を支援する場の提供が必要になります。  
介護サービスを提供する基盤の充実を図るとともに、安心して介護サービスを受けられるよう、職員やサービスの質と内容を向上していくことが求められます。

今後の取組方針

- ◇適正な保険料率の算定と収納率の向上、医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の安定化を図ります。
- ◇生活安定への支援を図るとともに社会保障制度の提供バランスを保つようにします。

施策の展開

1 医療費の適正化

ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知の発送、特定健診による疾病の早期発見・早期治療につなげることで医療費の抑制及び適正化に努めます。

2 保険料率の見直し

歳出に見合った歳入の確保に努めるため、保険料率の見直しを行います。

また、平成 30 (2018) 年度からは広域化に伴い、神奈川県が定める国保事業費納付金を納めるため、県が示す標準保険料率を参考に適正な保険料率の算定を行います。

3 収納率の向上

年間を通した臨戸訪問、電話催告、口座振替の促進等による保険料の徴収強化を図り、収納率の向上に努めます。

4 介護保険の適正運営

総合的かつ十分に介護サービスが提供されるよう在宅、施設のサービス提供体制の確保に努め、高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できる環境を整備します。

目標とする指標

	指 標	目標値 (年度)	
		H27 (実績)	H33 (目標)
1	国民健康保険料の収納率	74.7%	78%
2	高齢者の健康相談件数	205 件	225 件

## 施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現

### 現状と課題

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現について、町民アンケートでは、言葉自体を知らないと答えた方が男女ともに4割以上あり、ワーク・ライフ・バランスの取組への意識の醸成を図る必要があります。  
また、男性が家庭や地域活動に参画し、生きがいを持って生活していくためには、働き方の見直しを促進するとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、仕事と子育て、介護などが両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。  
さらに、健康は、明るく充実した日々を送るために欠かせない条件であり、男女共同参画の実現も健康的な生活の上こそ成り立つものといえます。生涯を通じた健康づくり支援のために、男女の身体的な違いなど互いの体の特性を理解し、思いやりを持って生活することが必要です。
- プレママ・パパ教室等、出産前から子育ての喜びを夫婦で共有する機会の提供を行っていますが、参加者が少ないのが現状です。  
また、育児休業制度の広がりに伴い、0歳、1歳児の認定こども園・保育所への入園が微増しています。

### 今後の取組方針

◇男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに仕事と家庭、地域活動等バランスよく参画し、町民及び事業者による職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備について働きかけます。

### 施策の展開

#### 1 情報提供及び普及啓発

長時間労働是正の意識啓発などワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発のための講演会を実施します。

#### 2 育児休暇取得の推進

育児休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休暇取得を推進します。

### 3 健診受診率の向上

健康診査やがん検診の受診率の向上及び健康教室や保健指導など生活習慣病予防への関心を高める教室を実施します。

### 4 スポーツイベント、教室の開催

各ライフステージを対象とするスポーツイベント、スポーツ教室を開催します。

また、地域のスポーツクラブや活動団体の支援を行います。

### 5 子育てへの男性の参画促進

育児教室を開催し、子育てを共有、協力する意識の醸成を図ります。

また、プレママ・パパ教室等、出産前から子育ての喜びを夫婦で共有する機会の提供を図ります。

### 6 女性の社会進出

認定こども園・保育所における待機児童ゼロの更新に努めます。

### 7 保育サービスの充実

子どもにとってより好ましい保育環境を念頭に保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	認定こども園・保育所待機児童数（再掲）	0人	0人
2	子育て支援講座参加者数（再掲）	25人	30人

基本目標 2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

施策 8 学校教育の充実

施策 9 生涯学習の推進

施策 10 文化・芸術活動の推進

施策 11 家庭教育の充実

施策 12 青少年の健全育成

施策 13 文化財の保護と活用

施策 14 スポーツ活動の推進

施策 15 男女共同参画・人権尊重の推進

施策 16 多文化交流の実現

施策 8 学校教育の充実

現状と課題

- 先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる人を育てるため、箱根の地域に愛着を持ち、地域の自然や歴史・伝統を語り、地域行事に積極的に参加できる子どもの育成に取り組んでいます。  
また、地域教育においては、ジオパーク学習、歴史学習、観光学習、地域文化学習を重点に園・小・中学校一貫教育（分離型）を行っています。
- 少子化の進行や家庭教育力の低下など人間関係づくりに課題を持つ児童・生徒が増える傾向にあるため、心豊かで心身ともに健康で意欲的な行動ができる子どもの育成に重点をおいた園・小・中学校 12 年間の系統を立てた心の教育の取組を行っています。
- 学校校舎等が築 40 年を超え始め、校舎等の老朽化が進んでおり、教育環境の改良整備が急務のため、校舎等の長寿命化の計画を策定しています。
- 町域が広いため遠距離通学の児童・生徒が多く、また、中学校卒業後、多くは町外の高等学校に通学していますが、通学費の負担が大きく、家庭の経済的負担を軽減するため、通学費の補助や奨学金制度を実施しています。

今後の取組方針

- ◇先人から文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる子どもの育成を図ります。
- ◇地域の特色を活かした園・小・中学校一貫教育（分離型）を推進するとともに教育環境の充実に努めます。

## 施策の展開

### 1 園・小・中学校一貫教育（分離型）の推進

少子高齢社会において、学校は地域コミュニティの中心的存在であり、現在の3小学校、1中学校は児童・生徒数が減少しても統廃合せずに箱根教育を推進するとともに、各地域の特色を活かした園・小・中学校一貫教育（分離型）を推進します。

### 2 箱根を語れる子どもの育成

郷土箱根を知り、箱根を大切に思う礎づくりができる教育を推進します。

箱根の主要産業である観光の学習ではタブレット端末機器を使用するとともに、アクティブラーニング<sup>※</sup>式の授業を行います。

### 3 確かな学力を身に付けた子どもの育成

学習意欲を高め、自分の将来の夢を叶える土台づくりができる教育を推進します。

### 4 心豊かなより良い人間関係を築ける子どもの育成

幼児期から中学校卒業まで、発達段階に応じて行う心の教育である箱根ハートフルプログラムを通し、園児・児童・生徒の豊かな人間性、社会性を育む信頼される根っこづくりができる教育を推進するとともに、心の通いあう学校づくりに努めます。

また、不登校やいじめへの対策の充実を図るため、町子ども支援ネットワーク協議会を中心とした各種関係機関との連携の拡充を図るとともに、私立学校との連携体制を確立し、町全体での対策を積極的に推進します。

### 5 健康で意欲的に挑戦できる子どもの育成

健全な生活習慣を身につけ、体力を高め、たくましく未来を拓いていく体力づくりに取り組みます。

### 6 地域の特色を活かした学校づくり

各地域の自然・歴史・文化など地域教育資源を活用し、学校の特色づくりを促進するとともに、地域コミュニティの拠点となる施設づくりに取り組みます。

### 7 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人一人の可能性を引き出す教育課程やインクルーシブ<sup>※</sup>等の研究を行うとともに、必要な支援を行う教職員・スタッフの指導力

※アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた授業・学習法の総称のこと。

※インクルーシブ：身体障がいや知的障がいなどの障がいの有無に関係なく誰でもともに学ぶ仕組みであり、地域の学校で学べるような教育のこと。

の向上に取り組めます。

### 8 教育環境の整備

老朽化した学校施設を計画的に改良整備するとともに、少子化やICTの普及に対応した教育環境の整備を図ります。

### 9 通学支援制度等の維持

高等学校等通学費補助制度及び高等学校や大学等への奨学金を引き続き維持します。

また、小・中学校の通学支援をするとともに、給食費の補助を引き続き実施します。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	町内小・中学校児童・生徒の地域行事への参加率	71.7%	80%
2	町内小・中学校児童・生徒の読書量が1日30分以上の割合	42.5%	70%
3	それぞれの子どもが持っている自尊感情（自分が大切な存在であると感じること）の度合い	54.7%	66.7%

## 施策9 生涯学習の推進

### 現状と課題

- 町の教育方針では、「子どもを育てる教育」から「人を育てる教育」へ転換して、箱根教育を推進しています。その中の生涯学習分野では、先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、社会に貢献できる人の育成が求められています。
- 生涯学習としては「箱根を知り、箱根を語れる人づくり、輪づくり」を目標としての事業展開や環境整備を進めるため、「箱根を知る」ための生涯学習機会の充実、「箱根を語れる人づくり」のための活動支援、地域と連携した活動を推進する必要があります。
- 生涯学習活動の拠点である生涯学習施設の機能と運営の充実を図るため、老朽化した施設の維持修繕をどのように計画していくかが課題となっています。

### 今後の取組方針

◇「箱根を知り、箱根を語れる人づくり、輪づくり」に向けて、生涯にわたりいつでもどこでも学習ができ、学んだことを地域で活かすことができるよう、生涯学習の推進を図ります。

### 施策の展開

#### 1 箱根教育における生涯学習の推進

箱根教育推進のための合言葉である「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」を具現化するため、生涯学習の目標を「箱根を知り、箱根を語れる人づくり、輪づくり」とし、生涯学習の推進を図ります。

#### 2 生涯学習機会の充実

「HAKONE大学」、「プチ体験教室」、「公民館学習文化事業（各種教室）」などの定着を図り、「箱根を知る」各種生涯学習事業の充実に努め、講座受講者のサークル化を促進して、「箱根を語れる人づくり」を推進します。

### 3 生涯学習情報の提供及び活動の支援

ホームページや広報誌、社会教育センターだより等を活用し、生涯学習に関する情報を積極的に提供し、生涯学習活動の場の提供や相談など、地域と連携した活動やサークル活動の支援の充実に努めます。

### 4 生涯学習推進体制の充実

生涯にわたる学習を支援、奨励して、より多くの町民に生涯学習に参加してもらえるよう、町の組織体制の充実に努めます。

### 5 生涯学習施設の機能と運営の充実

生涯学習活動を行うための学習の場を提供する拠点として、施設の位置付けに基づいて各施設の運営を展開するとともに、公民館機能を集約化するとともに、生涯学習の拠点としての機能が維持できるよう、老朽化対策等施設整備に努めます。

#### [施設の位置付け]

社会教育センター : 「人と文化の集積処」

### 6 図書サービスの向上

図書室や移動図書館等の充実を図るとともに、インターネットを利用したサービスの提供や小・中学校図書室との連携を促進します。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	全公民館の年間利用者数	37,055 人	38,000 人
2	町民一人当たりの図書貸出冊数	1.96 冊	2.15 冊
3	自治学習出張講座の利用件数	7 件	20 件
4	生涯学習フェスティバル登録行事数（文化系行事）	6 回	10 回

施策10 文化・芸術活動の推進

現状と課題

- 豊かな歴史・文化資源に恵まれた地域に根差し、より豊かな情感とゆとりある暮らしを実現できるよう、町民一人一人の文化に関する意識の向上を図り、文化芸術活動への関心を高め、活動に取り組むための環境づくりや、優れた芸術作品の鑑賞機会の提供が求められています。

今後の取組方針

◇地域に根ざした文化・芸術活動を育成・支援します。

施策の展開

1 地域に根ざした文化活動の支援

町民の文化活動を支援するため、各種団体の育成や町民と行政の協働事業を推進するとともに、町民の文化活動の成果を発表し、町民同士の交流・研さんの機会を充実します。

2 文化・芸術活動の支援及び鑑賞機会の充実

誰もが文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、町民が身近に文化・芸術に親しむことができるよう、質の高い鑑賞機会の提供に努めます。

目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	町民文化祭の参加人数	685人	700人

## 施策 11 家庭教育の充実

### 現状と課題

- 児童・生徒・青少年の健全な育成には、地域・学校・家庭の教育力が基幹となっています。特に家庭教育は、地域全体、社会全体を支える基盤となり、学校教育とも大きな関連があります。

しかし、現在、社会状況の大きな変化や多様な価値観の違いにより、個々の家庭教育力に差異が生じています。

本町では、家庭教育推進を図るため、親子ふれあい事業や家庭教育講座の開催に取り組んでいますが、家庭教育力の向上を支援するため、各種教室や講座の継続的開設、社会全体で家庭教育を支援する環境づくりが求められています。

### 今後の取組方針

- ◇子どもの成長期に大きな影響を及ぼす「家庭教育」について、啓発や研修機会を提供します。
- ◇関係団体等との連携、親子でのふれあいの機会の提供など、家庭教育の充実に向けた取組を行います。

### 施策の展開

#### 1 箱根教育における家庭教育の推進

箱根教育推進のための合言葉「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」の実践的な取組を家庭、地域、学校が協働して行います。

また、各種イベントにおいて、親子参加を促すなど家庭教育の重要性の理解を高める事業展開に努め、「自然探検隊」や「親子ふれあい事業」等、親子で一緒に参加できるイベントを開催するほか、地域行事等での積極的な親子参加を促す取組を行います。

家庭教育力の向上を図るため、町広報誌等を活用し、家庭教育のあり方や家庭教育に関するコラム等を定期的に掲載し、家庭教育力向上についての啓発を図ります。

保護者だけでなく、広く町民に情報提供することにより、地域全体で家庭教育を支援する重要性を伝えます。

#### 2 講演会・研修会の実施

家庭教育講座などを通じ、保護者への研修の機会を提供することにより、家庭教育力の向上に取り組めます。

### 3 関連機関・協力団体との連携

家庭における子育ての悩みや子どもの健全育成についての相談等、関係機関や団体との連携を強化した取組を行い、家庭教育を支援します。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	家庭教育講座参加者数	107人	130人
2	幼保小中学校での家庭教育に関する取組数	34件	38件
3	広報等での家庭教育啓発記事数	0件	6件



## 施策12 青少年の健全育成

### 現状と課題

- 青少年の関わる事件や犯罪が増加している中で、青少年の健全育成に対する施策の重要性が高まっており、青少年がのびのびと健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域及び関係機関との連携のもと、青少年の健全な育成に取り組む環境づくりを引き続き構築していく必要があります。
- 青少年が地域の多くの人たちと交流できるよう、青少年と地域を結ぶ活動を推進するとともに、青少年の健全育成が図られるための地域交流活動の支援、ボランティア活動への参加、リーダー養成などの取組が求められています。

### 今後の取組方針

◇青少年がのびのびと健やかに成長するよう、未来を拓く人材として、青少年の健全な育成に取り組むとともに、必要な環境づくりを推進します。

### 施策の展開

#### 1 地域ぐるみの健全育成事業の推進

青少年指導員をはじめ、地域青少年育成団体や子ども会育成団体、社会教育関係団体などが一体となり、時代の変化に即した地域ぐるみの青少年健全育成事業を推進します。

#### 2 地域での交流の推進

青少年と地域の大人たちが交流できるよう、地域で開催される体験教室や子ども会活動などでの青少年の活動を支援します。

#### 3 青少年の意欲と協調性の育成

青少年が気軽にボランティア活動などに参加できる機会づくりと世代間・地域間交流を促進し、青少年の意欲と協調性を育てます。

#### 4 健全育成の環境づくり

地域ぐるみで環境浄化運動を展開し、青少年にとって好ましい環境の保全に努めるとともに、非行行為の広域化に対処するため、近隣市町との連携体制の強化に努めます。

## 5 人材の育成

未来を拓く人材が育まれるよう、ジュニアリーダーの養成や青少年団体、子ども会育成団体の醸成を図ります。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	青少年関係事業への児童・生徒の参加率	19.7%	25%



## 施策 13 文化財の保護と活用

### 現状と課題

- 先人たちが守り、そして伝えてきた歴史・文化遺産や自然環境は地域に根差したものであり、郷土愛を育む箱根教育を推進する上で欠くことのできないものです。これを大切に保護し、将来に向けて継承していくとともに、多くの方に箱根について知ってもらうための学習教材として、また、まちづくりや観光に資する資源として多方面で活用していくことが求められています。

これら歴史・文化資源や自然環境を将来に向けて適切に保護していくため、現状を的確に把握し、それらを踏まえた長期的な保護対策を進めていくための保存活用計画の策定や多くの方々に文化財について理解を深めていただくための効果的な情報発信や学習機会の充実など文化財の活用を進めていくことが課題となっています。

### 今後の取組方針

- ◇箱根の歴史・文化遺産や貴重な天然記念物を未来に伝えていくため、適切な保護対策や継承を図るとともに、文化財ボランティアの育成、文化財保護意識の醸成を図ります。
- ◇町内の文化遺産について、ホームページや郷土資料館の展示、印刷物等による情報発信や、文化財を活用した探訪会や体験学習、イベントの開催などを積極的に進めます。
- ◇箱根の歴史や文化を学ぶことができる学習施設の機能充実などの環境整備を図ります。

### 施策の展開

#### 1 文化・自然遺産の保護・継承と活用

箱根に残る貴重な歴史・文化遺産や自然環境を保護・保存し、将来に向けて継承していくために、継続的な現状確認調査や史跡、天然記念物の維持に努めるとともに、保存活用計画の策定など、長期的な文化財保護措置の拡大を図ります。

また、文化遺産についての理解を深めていくため、積極的に文化財を公開するとともに、その情報発信や啓発のため「箱根探訪ハンドブック」の刊行や「箱根探訪会」を開催します。

## 2 文化財ボランティアの育成

文化遺産保護意識の醸成を図るとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。

## 3 箱根の歴史や文化を学ぶ学習施設の機能と運営の充実

箱根の歴史を物語る諸資料や、史跡などの文化財を学ぶ施設として、それぞれの位置付けに基づいて運営を展開するとともに、機能を充実させます。

### [施設の位置付け]

箱根町立郷土資料館 : 今と昔を伝える箱根の情報館

石仏群と歴史館 : 俳句と歴史の里への誘い処

箱根関所・箱根関所資料館 : 江戸時代の体験処

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	箱根関所入館者数	281,349人	400,000人
2	郷土資料館利用者数	6,585人	10,000人
3	文化財ボランティア数（延人数）	190人	230人
4	郷土資料館所蔵資料の利用点数	42点	80点
5	箱根関所学校利用プログラム利用件数	0件	50件

施策14 スポーツ活動の推進

現状と課題

- 健康に関する意識の高まりや全国的なイベントの開催などにより、スポーツに対するニーズも多様化しています。また、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されることに伴い、町民の競技スポーツへの関心が高まることが予想されます。  
 少子高齢化が進行しつつある中、町民の生涯スポーツ振興の意識を向上させるためには、ニュースポーツ\*の普及など、気軽にスポーツに参加できる機会づくりの提供が有効です。
- 町の生涯スポーツの拠点である箱根町総合体育館は、平成28(2016)年9月1日から指定管理者の管理運営が開始されていますが、公の施設として、町としての指導・監督の強化とその有効活用が求められています。  
 生涯スポーツ活動の拠点である箱根町総合体育館の機能と運営の充実を図るため、老朽化した施設の維持修繕をどのように計画していくかが課題となっています。

今後の取組方針

- ◇町民がスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯を通じて心身ともに健康に暮らすことができるようにします。
- ◇スポーツイベントを通じた交流の促進に努めます。

施策の展開

1 地域スポーツ活動の推進

個人の特性や年齢に応じた各種スポーツ教室・講座を開催するとともに、スポーツ推進委員や地域体育会と連携して、地域におけるスポーツの普及を図ります。

2 ニュースポーツの普及及び運動を通じた健康づくりの推進

ニュースポーツ大会や、出張講座などを開催し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るとともに、体操教室を開催するなど、生涯スポーツの振興と健康づくりのための取組を関係機関と連携しながら推進します。

\*ニュースポーツ：勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

### 3 スポーツ施設の機能と運営の充実

箱根町総合体育館は生涯スポーツの拠点施設として、指定管理者による管理運営後も施設の位置付けに基づく運営について指導・監督を行うとともに、施設の機能が維持できるよう、老朽化対策等施設整備に努めます。

また、誰もが気軽にスポーツ活動に親しめるよう、箱根町総合体育館、町営テニスコート、町立弓道場などのスポーツ施設の利用促進を図ります。

#### [施設の位置付け]

箱根町総合体育館 : 「健康と体づくりの発信地」

### 4 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実及びイベントの開催

生涯スポーツの推進を図るため、町体育協会等体育関係団体の充実と育成を図るとともに、箱根路森林浴ウォークなど効果的なイベントを開催し、生涯スポーツの振興に努めます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	箱根路森林浴ウォーク町民参加者数	121 人	150 人
2	箱根町総合体育館の稼働率	37.3%	50%
3	スポーツ教室・大会等開催回数	4 回	6 回

施策 15 男女共同参画・人権尊重の推進

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識や男女の平等感など意識の改善は見られますが、今後も男女共同参画の取組は必要です。  
「はこね男女共同参画推進プラン（第2次）」が平成 27（2015）年 3 月に策定されました。庁内各課等へ男女共同参画推進リーダーを配置するとともに、町民等で構成される推進委員会に意見を求めながら、プランを円滑に推進して、今後の社会情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じてより適切な計画への見直しを行う必要があります。  
また、子どもの頃から学校をはじめ、家庭や地域など様々な場面で、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識を育むとともに、情報があふれる中でのメディアリテラシー<sup>※</sup>の向上、自らの意志によって多様な生き方が選択できる教育・学習を推進していく必要があります。
- まちづくりの全分野において、町民全体が協力して課題の解決に取り組む必要があります。そのためには、地域のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って、男女が協力して取り組んでいくための意識や環境づくりが必要となります。  
また、政策や方針の立案・決定の過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。  
女性の政策や方針の立案・決定過程への参画を推進するためにも、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）や人材の育成、審議会委員の公募の周知を工夫するなど様々な対策により、審議会委員や管理職への女性の積極的な採用・登用の拡大を図る必要があります。
- DV<sup>※</sup>は身近にある重大な人権侵害であることの理解を深めるために、女性の人権尊重のための意識啓発を推進する必要があります。また、DV 被害者への支援体制の強化に努める必要があります。  
さらに、人権に対する町民の理解、関心をより一層高めていくため、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

※メディアリテラシー：情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

※DV：ドメスティック・バイオレンスの略。親密な関係にある配偶者や恋人などから行われる、夫から妻や男性から女性への肉体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

今後の取組方針

- ◇「はこね男女共同参画推進プラン」に基づく総合的な施策の推進と町民一人一人が男女共同参画の理解を深め、男女がともに様々な選択が可能となるような環境づくりに取り組みます。
- ◇人権尊重の意識づくりに取り組みます。

施策の展開

### 1 男女共同参画の推進

社会のあらゆる場面における男女の役割分担意識を解消するため、町主催事業による男女共同参画講演会などの啓発事業、広報・啓発紙などを活用した情報提供の充実を図ります。

また、神奈川県・NPO等の関係機関との連携強化や女性の職業生活に関する町民からの相談体制の整備に努めます。

さらに、団体の活動を支援するほか、家庭、地域、学校における男女共同参画の意識づくりに努めます。

各種審議会等への女性の参画を促進するなど、町の政策や方針決定の場へ女性の積極的登用を図ります。

### 2 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

女性の就労機会の拡充に向け、関係機関と連携し、情報提供や相談事業等の充実にも努めるとともに、観光産業での女性の活躍を促進します。

また、男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育内容の充実を図るとともに、働く男女の支援を行います。

さらに、事業所とも協力し、家庭と仕事の両立を図りながら職業生活を継続することができるワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

### 3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

男性も女性も生涯にわたって心身ともに健康に暮らせるよう、多様なライフステージに対応する健康づくりを進めます。

また、男性も女性も母性を理解するための知識の普及を図ります。

さらに、学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、DV被害の未然防止のための活動を推進するとともに、啓発・相談・支援体制の充実にも努めます。

### 4 女性の活躍推進

女性が、仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようにするために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいきます。

## 5 人権意識啓発

あらゆる人権問題の解決を目指して、人権に対する啓発を行うことにより、差別のない町の実現を図ります。

また、各種団体主催の研修会等への参加、人権啓発チラシの配付等を行います。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	男女共同参画講演会参加者数	72人	100人



## 施策16 多文化交流の実現

### 現状と課題

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの世界的大会の開催により、今後様々な国籍の人と交流する機会の増加が見込まれることから、「多文化共生社会」への実現に向けた相互の理解が必要であり、「内なる国際化」に対応できる人材の育成が求められます。
- 姉妹都市として、国内は北海道洞爺湖町、国外はカナダ・ジャスパー町、ニュージーランド・タウポ町と、また、友好都市としてスイス・サンモリッツとそれぞれ提携しており、交流の充実が求められています。

### 今後の取組方針

- ◇多様な考えや違いを受け入れるように努めます。
- ◇地域に住む人々の心に残る価値を創造し、皆がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

### 施策の展開

#### 1 国際的な文化交流の推進

異文化体験やスポーツ交流の場として、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの大きな大会の事前キャンプなどで来られる国外のスポーツ選手との交流機会を創出し、国際的な文化交流の推進に努めます。

#### 2 ホストタウン構想の推進

2020年の大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点からホストタウン<sup>\*</sup>構想の取組を推進し、関係国との相互交流を図ります。

#### 3 国際交流の促進

国際交流協会と連携し、語学講座への積極参加やホームステイ・ホームビジットの機会を充実させ、国際交流の機会及び語学習得の機会の拡充を図ります。

<sup>\*</sup>ホストタウン：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への参加国、地域との交流事業を担う自治体で一定の手続きを経て登録を受けた自治体。

#### 4 姉妹都市・友好都市との交流

人的交流を通して物産の交流や文化風土の理解など、国内外の姉妹都市・友好都市との交流の充実に努めるとともに、民間交流の活発化に努めます。

##### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	ホームステイ・ホームビジット参加人数	0人	2人
2	ホストタウン登録数	1件	3件



基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

施策 17 道路・交通網の充実

施策 18 住環境の整備

施策 19 生活環境の整備

施策 20 上下水道の整備

施策 21 地域交通の利便性の確保

施策17 道路・交通網の充実

現状と課題

- 本町の道路網は、国道1号・国道138号及び県道75号を主要な軸としており、これらは、本町市街地の骨格を形成するとともに、東名高速道路や小田原厚木道路からの入り口としての役割を担っています。  
町内の国道・県道においては、交通渋滞や危険箇所が見受けられるため、その解消に向けて道路整備や拡幅、交差点改良が必要です。  
小田原箱根道路、山崎ICの開通により、首都圏からのアクセスが向上し、利便性が向上するとともに、観光や防災面での機能が高まりましたが、依然として観光シーズンや休日には観光車両による交通渋滞が発生しています。この渋滞解消には南足柄市と箱根町を連絡する道路の早期開通などが望まれるところであり、主要国県道などの交通渋滞解消に向けた対策も引き続き促進していく必要があります。
- 町内にある道路や橋りょうなどは、かつて経済成長期に集中的に整備されたものが多く、今後さらに老朽化が進むことから、これまでの維持管理・更新の手法では、一時期に多大な財政負担を生じることが見込まれるため、その対策が喫緊の課題となっています。

今後の取組方針

- ◇国道・県道の整備促進に向け、関係機関との調整及び要望を継続し、神奈川県と協力しながら事業の円滑な進捗を目指します。
- ◇交通需要に合わせた、道路計画の見直し、道路・橋りょう施設の長寿命化に向けた維持・管理、駐車場の整備、安全・快適な道路空間の形成に取り組みます。

施策の展開

1 国道・県道の整備、充実

渋滞解消や危険箇所解消、歩行者の安全確保などのために道路改良を関係機関とともに促進します。

2 林道の通行規制緩和の要望

広域的な連携強化のため、一部林道の通行規制緩和や連絡道路の整備を促進します。

### 3 適切な道路の維持管理

既存の道路施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう維持管理に努めるとともに、道路施設の長寿命化に取り組みます。

### 4 道路後退用地の整備

建築基準法第42条第2項に基づく道路に接する敷地に建築等を行う場合、発生する道路後退の際に、後退線の測量や用地の買い取り、後退後の道路整備を行います。

また、自主的に道路を広げるために後退する場合も同様に整備を行います。

### 5 橋りょうの長寿命化

町道に架かる橋りょうについて、点検・修繕計画に基づき、橋りょうの補修工事を実施し、予防保全的な管理に転換を図ります。

### 6 駐車場の整備

既存駐車場の管理運営面での改善を図り、更なる効率的な運用を目指します。

### 7 安全・安心で快適な道路空間の形成

人優先の安全・安心な道路空間を形成するため、歩道や交通安全施設等の整備、バリアフリー化に向けた施設の整備推進を図ります。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	主要町道9路線の整備エリアの整備率	1,210m (29.5%)	4,100m (100%)
2	橋りょう保全改修率	3橋	6橋

施策18 住環境の整備

現状と課題

- 少子高齢化、核家族化が進む中、近年、空き家の増加が問題となっており、特に賃貸用、売却用、二次的住宅<sup>※</sup>に分類されない「その他の住宅」については、管理が不十分となる傾向があります。  
管理の行き届いていない空き家は、老朽化により倒壊・崩壊・屋根外壁の落下などの防災性の低下や犯罪の誘発などの防犯性の低下をもたらすとともに、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化などへの対策が必要となってきます。  
また、現状の空き家について、利活用可能な空き家や老朽化した危険な空き家などの実態を把握する必要があります。  
空き家の有効活用は、人口定住・移住や地域コミュニティの活性化など魅力的なまちづくりにつながることから、地域資源として空き家の活用を推進していく必要があります。
- 町営住宅の老朽化が進んでいるため、既存の建物の維持保全を図っていきながら、建物を長期的に利用できるような補修工事を計画する必要があります。
- 町内の公園について、地域の実情に合わせた遊具や設備の整備や適正な維持管理が求められています。
- 観光街路灯は各自治会・照明会が維持管理し、町がそれに係る電気料及び修繕料の補助をしています。今後、消費税の引き上げ等によって、町及び自治会等管理者の財政のひっ迫が懸念されます。このため、全町的にLED化を進めることによって経費縮減を図る必要があります。
- 地籍調査の成果は、土地境界の保全や民間土地取引の円滑化に寄与するのみならず、効率的な行政運営を行う上での最も基礎的な資料となるものであり、事業推進の必要性は年々高まっています。

※二次的住宅：週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅（別荘）のこと。

今後の取組方針

- ◇空き家等の情報を的確に収集し、空き家バンクに登録することで、町への定住促進を図ります。
- ◇空き公共施設や民間施設を活用する取組についての相談や支援とともに、住宅など既存の建築ストックの有効活用を図ります。
- ◇観光街路灯のLED化を進めます。
- ◇地籍調査事業を進めます。

施策の展開

### 1 空き家バンクの創設

空き家の「所有者」、「活用希望者」と「不動産関係団体」をつなぐ「空き家バンク」の仕組みを構築します。

また、空き家の有効活用を図ることで、住む人、暮らす人、仕事をする人などを呼び込み、定住化を促進することや企業支援によって、地域の活性化を図ります。

### 2 企業・事業者への相談・支援

空き公共施設やスペースについて、店舗や事務所として活用できるよう新規起業家などが参入しやすい環境を整えます。

また、空き保養所等を活用したシェアハウスや研修施設の設置を検討する民間事業者に対して、商工会議所や金融機関との連携による相談や活用に対する支援を行います。

### 3 お試し居住制度の創設

空き家を整備し、移住を考えている人に向けてお試し居住用住宅として提供し、箱根での生活を体験できるように制度を整えます。さらに、移住・定住に向けての経済的な支援を実施します。

### 4 町営住宅の適切な維持管理

既存入居者の利用に対応した維持保全を図るとともに、居住性の向上や住居ニーズに応じた改修を行い、誰もが安心して居住できるような町営住宅にしていきます。

### 5 地域に密着した公園の整備

地域の実情に対応した、より身近な公園の整備を図ります。また、地域住民等との協働による公園の維持管理に努めます。

## 6 街路灯のLED化の推進

LEDについての調査・研究を行い、計画的に全町の街路灯をLEDに移行していきます。

## 7 土地の有効活用の促進

緊急性・費用対効果等の観点から重点的に調査を実施すべき地域を「重点調査地域」として定め、地籍調査を優先的に進めていくこととします。

## 8 河川・水路・湖沼の環境整備

河川の流路、護岸、えん提など河川改修事業を促進します。

また、町管理水路及び排水路の整備事業を推進します。

さらに、芦ノ湖及び早川、須雲川の水辺空間に親しみ、楽しんでもらえるような、快適な環境整備を促進します。併せて、水辺の動植物の生息環境の保全、水質浄化対策や河川清掃などを推進します。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	お試し移住・体験者数（年間）	実績なし	18件

## 施策19 生活環境の整備

### 現状と課題

- 生活環境の保全は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組であり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護等にもつながる身近で幅広い取組といえます。  
また、美しい環境を保つことは、すべての人が関心を持つことが何よりも大切です。そして、地域の環境に対して関心を持って行動することが重要です。
- 町民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、水質汚濁、騒音その他による環境の保全上の支障を未然に防止するための必要な措置を講じる必要があります。  
環境美化・沿道美化の推進のため、引き続き町内主要道路等のごみ拾いを行い、また、町内各所に花を植栽する必要があります。
- 各種リサイクル法が整備されてきましたが、一方で不法投棄などの不適正な処理が発生しています。
- 動物愛護思想の普及などにより飼い主がいない猫などの発生防止に努める必要があります。また、野生鳥獣による町民生活への被害や生態系への影響が増えているため、被害対策を講じる必要があります。

### 今後の取組方針

- ◇美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組を進めます。
- ◇動物の保護管理の徹底、有害野生鳥獣対策を進めます。

### 施策の展開

#### 1 環境保全の推進

省エネルギー、地球温暖化の防止に向けた取組を行うとともに、大気汚染防止対策や水質保全対策、ダイオキシン類などの化学物質等への対策を図ります。

#### 2 浄化槽対策

公共下水道区域外の合併処理浄化槽の普及及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に引き続き努めます。

### 3 環境美化の促進及び美観の保護

町観光美化推進協会の活動の充実を図り、環境保全や清掃等環境美化を推進するとともに、神奈川県及び町民の協力を得ながら、不法投棄に対する監視及びパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

また、花いっぱい運動により更なる環境美化・沿道美化の推進を図るとともに、居住環境と観光地としての美観を確保しつつ緑化意識の高揚を図って行きます。

### 4 動物の保護管理の徹底

犬猫の飼い方マナーの啓発を行うとともに、狂犬病予防注射の徹底を図ります。

### 5 有害野生鳥獣の対策

有害野生鳥獣の被害を防止・軽減するため、侵入防止柵の設置を推奨し、忌避剤の活用やごみの出し方ルールの周知徹底を図り、鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲を実施します。

### 6 野猿対策

関係機関と連携し、野猿の監視・追い払いを実施します。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	花いっぱい運動参加団体数	17 団体	25 団体
2	美化清掃参加団体数	47 団体	55 団体
3	不法投棄パトロール回数	20 回	30 回
4	有害野生鳥獣（猪）捕獲数（3か年平均）	56 頭	70 頭

施策20 上下水道の整備

現状と課題

- 本町のライフラインである上下水道事業は、町民の暮らしを支える安全・安心・安定的な事業を目指して運営を進めていますが、地震災害等に対して強靱な施設、管渠の整備が必要です。  
また、水道水の安定供給や、効率的な下水道ポンプ場運用等のために、遠方監視装置等による細やかで適時な施設の状況把握、運転管理を実践するとともに、施設の耐用年数を鑑み、適正な間隔での更新が望まれます。  
さらに、上下水道温泉の施設においては災害、漏水、電気設備、水質事故等の局面において迅速的確に判断行動できる人材の育成や技術の継承を確保する体制の構築が求められています。
- 水道事業は、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠です。しかし、その料金収入が減少傾向にある上、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期における更新、耐震化の推進を図る必要があることから、水道料金見直しを検討する必要があります。  
また、料金収入に対する業務用料金が占める割合が多い状況を踏まえ、大口利用者には、既存で使用している自己水から、安全・安心・安定的な町営水道の利用のメリットをPRしつつ、今後の料金改定時には、自己水利用から切り替えることに踏み切れるような料金プランの創出を図る必要があります。
- 未給水地区については、施設の維持管理方法やより適切な管理形態を探ることなどが課題となっています。
- 下水道については、昭和60(1985)年の第2号公共下水道供用開始に始まり、平成元(1989)年の第1号公共下水道の供用開始を経て、平成26(2014)年度末の時点で第1号・2号公共下水道事業認可計画区域面積整備率が81.2%、処理区域内接続率が83.6%の整備状況です。  
また、町全体の下水道普及率においては、平成27(2015)年度末実績で56.3%となっています。  
湯本地区を主処理区域とする第3号公共下水道においては、平成19(2007)年度末に事業認可を取得し、県酒匂川流域下水道に接続するべく管渠の布設を行っているところです。  
第1号・2号公共下水道においては、事業内容が建設・面整備から維持管理へと移行してきています。

- 観光立町である本町において、芦ノ湖及び早川の水質保全が重要な一要因であることから、第1号・2号公共下水道の放流水質は早川の環境基準点における水質基準値を満たす実績ではあるものの、更なる適正な維持管理を行い、良好な水質を確保する必要があります。また、安定した経営の確保や災害に強い施設・設備の整備などのほか、接続率の向上や未整備区域の整備が必要です。
- 下水道事業の安定した継続を図るため、資産や負債を含めた総合的な財務状況の把握を行う必要があることから、平成30(2018)年度の公営企業法適用に向けた作業を進めています。使用料については、使用料で賄うべき汚水処理経費が不足していることから使用料の適正化を図る必要があります。

今後の取組方針

- ◇上水道については、恒常的な安定供給と事業の健全化を目指して施設・設備の維持更新を継続的に進めます。
- ◇下水道については、事業の推進と安定経営に努めます。

施策の展開

1 安全・安心・安定的な水道水の供給

水道施設の水源、浄水場、配水池等の老朽化した設備の更新や新しい付帯設備の設置等の一般建設改良事業を行います。

また、老朽化した配水管等を更新します。

水道施設管理体制の効率化や災害、漏水、電気設備、水質事故等の局面において、迅速的確に判断行動できる人材の育成や技術の継承を確保していきます。

水道事業全体の業務内容について、民間活力の利用が有効であるか否かの検証をしつつ、供給側、需給側ともに利益となる活用法が見出された場合は迅速に導入を進めます。

2 未給水地区への対応

未給水地区において、採算性を考慮しつつ水道の布設を進めます。

3 上水道事業の健全化

水道料金体系の見直しは、公共性の範囲において、原価主義としての調整を図りつつ、特に大口業務用利用者には、自己水使用から町水使用に切替えやすいような料金プランを検討します。

4 水資源の保全

観光立町である本町においては、芦ノ湖及び早川の水質保全は観光の重要な一要因であることから、公共下水道事業において適正な維持管理を行い、良好な水質を確保します。

## 5 下水道の整備

第1号・第2号公共下水道事業については、適正な維持管理に努め、良好な水質を確保します。また、接続率の向上や未整備地域の整備に努めます。

終末処理施設等については、長寿命化・改築を計画策定し、実施します。

第3号公共下水道事業については、箱根の玄関口である湯本地区の早期供用開始を目指し、公共下水道事業を推進します。

## 6 下水道使用料の適正化

公営企業会計の算定基準に基づき、的確な汚水処理経費を算出し、適正な使用料について検討を進めます。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	水道事業における有収水量率※	80.8%	81%
2	第1号公共下水道整備率	89.6%	89.8%
3	第2号公共下水道整備率	77.5%	77.7%

※有収水量率：年間に配水した水量と水道料金徴収の対象となった水量との比率のこと。

## 施策21 地域交通の利便性の確保

### 現状と課題

- 町内には、鉄道、バスをはじめ、船舶、ケーブルカー、ロープウェーなど様々な交通手段があり、重要な観光資源の一つとなっています。  
公共交通の鉄道やバスについては、通勤・通学などの日常生活に欠かせない交通手段であるとともに、高齢者の外出手段としても重要な交通機関であり、その利便性の確保は重要な課題でもあります。
- 狭あいな幹線道路については、バスの往来などに支障があるとともに、観光客の回遊性や歩行者の安全確保に課題を残しています。
- 近年のインバウンド（訪日外国人旅行）需要の高まりや2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などにより、今後も国内外からの観光客の増加が見込まれています。そのため、これに伴い増大する交通需要に対しては、可能な限り公共輸送機関の活用を図りつつ、各種交通機関の効率的な利用の促進を図る必要があります。

### 今後の取組方針

◇公共交通機関の利便性と駅など主な交通拠点の機能の充実を確保するとともに、幅員が狭小な道路において、道路拡幅整備を行い、交通の円滑化と安全確保を図ります。

### 施策の展開

#### 1 利用しやすい公共交通サービスの提供

本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、町民の利便性の向上を関係機関に働きかけるとともに、観光と連携した公共交通の利活用の促進や外国人観光客を含む誰もがわかりやすい交通案内などの充実を図っていきます。

#### 2 交通の円滑化

関係機関と連携して道路拡幅整備、建築物の建て替えに伴うセットバック※などによって道路幅員を確保し、交通の円滑化と安全確保を図ります。

※セットバック：敷地に接している道路が建築基準法に基づいた道路（4m幅）に満たない場合は、敷地の一部を道路として提供することで道路幅4mを確保すること。

### 3 駅など主な交通拠点の機能充実

本町の主要駅などについては、バリアフリー化をはじめ、外国人観光客や高齢者など、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>を意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。

特に、箱根湯本駅周辺については、安全な歩行者空間の形成や乗り換え利便性の向上及び交通渋滞緩和を図るなど、引き続き、国際観光地の玄関口にふさわしい交通結節点機能の充実を図っていきます。

### 4 自然環境への負荷軽減

公共交通の利用を促進し、自然環境への負荷軽減と交通渋滞の緩和を図るため、県や事業者などとの連携により、パークアンドライド<sup>\*</sup>やパークアンドサイクル<sup>\*</sup>などの促進に努めます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	パークアンドサイクルの年間利用件数	3,654 件	4,500 件

<sup>\*</sup>ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の有無・能力の如何に関わらずに利用しやすい施設・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

<sup>\*</sup>パークアンドライド：自宅からマイカー（自家用車）で最寄りの駅またはバス停まで行き、駐車場に駐車（パーク）して、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して（ライド）、目的地まで移動するという交通システムのこと。

<sup>\*</sup>パークアンドサイクル：マイカー（自家用車）を駐車（パーク）して、その場所から自転車（サイクル）に乗り換え、駐車場所を拠点とした観光地を自転車にて移動するシステムのこと。

基本目標 4

環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

施策 22 循環型社会の形成

施策 23 自然環境の保全

施策 24 景観の保全・形成

施策 25 防災対策の推進

施策 26 消防・救急対策の充実

施策 27 交通安全・防犯の充実



施策 22 循環型社会の形成

現状と課題

- 町民等におけるごみ分別への協力度を増加させる必要があり、町で処理するごみの大部分を占める事業系一般廃棄物において事業者責任の適正化を図る必要があります。  
他市町と比較して廃棄物における資源化の割合が非常に低い状況にあり、町民、事業者、行政が一体となって減量化、再利用、資源化を推進するための組織の確立が必要です。  
事業者による資源化（食品リサイクル、古紙リサイクルなど）、剪定枝の資源化を推進する必要があります。
- 地球温暖化の進行をはじめ、環境と資源に関する問題が世界的に重大な課題となる中、積極的に環境の保全に配慮した資源の循環やエネルギーの低炭素化を基準とする循環型社会・低炭素型社会を形成していく必要があります。  
そのためには、町内の移動手段のエコ化を進めるためのEV普及事業に取り組んでいく必要があります。
- 安定的かつ継続的なごみ処理及びし尿処理を行うため適正に施設を管理していくとともに、広域的なごみ処理システムを構築していく必要があります。

今後の取組方針

- ◇廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用を推進するため、3R（発生抑制・再使用・再生利用）を進めます。
- ◇低炭素型社会の形成を進めるとともに、ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用を図ります。

施策の展開

1 循環型社会の構築

一般廃棄物処理計画を定め、循環型社会の形成を推進します。

町民、事業者、行政が一体となって減量化、再利用、資源化を推進し、容器包装リサイクル法等に基づく収集体制の推進により、分別収集の徹底を図ります。

また、事業系ごみの排出抑制や資源化を推進するため事業者によるごみの自己搬出の徹底を図るとともに、ごみ処理手数料の適正化を図ります。

事業者による資源化促進が図られるような制度の整備に努めます。

剪定枝の資源化の推進に努めます。

再生可能エネルギーについては、その研究を進めます。

## 2 低炭素型社会の形成

環境先進観光地を目指し、低炭素型社会の形成に向けた環境施策を活かした観光地の魅力づくりを産学官が連携を図りつつ、環境先進観光地推進本部を中心に推進します。

## 3 箱根EVタウンプロジェクト<sup>※</sup>の推進

充電インフラ<sup>※</sup>整備について、今後も検討していくとともに、神奈川県が実施するモデル事業に協力し、その成果を検証し、EVと観光、産業の連携を目指します。

## 4 ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用

ごみ処理施設においては現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努める一方、平成 18（2006）年度に設立された小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会にて、ごみの広域的な処理について検討しています。当面は、ごみ処理広域化（集約）を見据えながら小田原市と足柄下郡の 2 つの系統でごみ処理体制を組み立てていきます。

し尿処理施設においては現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努める一方、本町の実情にあった処理方法の検討を行っていきます。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	ごみの資源化率	6.5%	12%
2	ごみの焼却処理量	14,828 トン	14,000 トン

※箱根EVタウンプロジェクト：観光振興と連携したEV（電気自動車）の利用拡大に取り組むことで、EV普及の加速化を図るとともに、CO2削減による「環境先進観光地 箱根」の実現を目指す官民一体となったプロジェクト（取組）のこと。

※インフラ：インフラストラクチャー。福祉の向上や経済の発展に必要な公共施設のこと。学校、病院、道路、上下水道など。

施策 23 自然環境の保全

現状と課題

- 芦ノ湖をはじめ早川、須雲川水系、仙石原湿原や仙石原すすき草原などは、箱根トラスト制度<sup>\*</sup>の活用などによってその自然環境の保全を図ってきていますが、森林整備などとあわせた自然環境の保全の取組をさらに進めていく必要があります。  
また、資源保全のための基金の取崩によって、現在の積立額はピーク時の十分の一となっており、更なる基金の積立が必要となっています。
- 豊かな自然の恵みである地下水は、その採取により水資源や温泉資源の枯渇化が危惧されています。そのため温泉を含めた地下水の状況を継続的に調査し、永続的に守り続けるための対策の検討や研究を進めています。平成 23（2011）年度に策定した「地下水保全計画」に基づく効果的な対策が求められています。
- 町民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実を図る必要があります。
- 神奈川県が進めている「水源の森林づくり」との整合性を踏まえ、水源かん養をはじめとする公益的機能を高度に発揮する森林づくりに向けて計画を策定し、引き続き森林整備を進めていく必要があります。  
平成 28（2016）年度は、その一環として「第 3 期地域水源林整備箱根町 5 か年計画（平成 29（2017）～33（2021）年度）」を策定しました。今後は、計画に沿った効果的な整備が求められます。
- 近年、シカの生息数が増加傾向にあり、ヒノキ等の食害による森林への影響が懸念されるほか、仙石原湿原への行動域拡大など、シカ管理を進める必要があります。

今後の取組方針

- ◇箱根トラスト制度・県交付金などの活用により森林整備を含め自然環境の保全に努めます。
- ◇「地下水保全計画」に基づき、温泉を含めた地下水保全対策を進めます。

<sup>\*</sup>トラスト制度：国・県の買入れ制度では手立てのできない国立公園内の特別地域・普通地域における重要な景観地、あるいは歴史的・文化的に貴重な土地・建物を、寄付金をもとに、買入れや借上げ契約などにより保全しようとする制度のこと。

## 施策の展開

### 1 箱根トラスト制度の充実

箱根トラスト制度の充実に努め、景勝地や文化遺産の恒久的な保護・管理を図ります。

### 2 自然から学ぶことができる環境づくり

自然に親しむ運動、自然観察会、箱根路森林浴ウォーク等を通じて、自然に親しみ、理解を深め、自然から学ぶことができる環境づくりに努めます。

### 3 総合的な環境施策の推進

「箱根町環境基本計画」に基づき、広範多岐にわたる環境保全に関する施策を町民、事業者、本町を訪れた人の協力を得ながら総合的に推進します。

また、「箱根町をきれいにする条例」などの周知を図り、ルールやマナーなどについての意識啓発と環境学習を推進します。

### 4 自然環境の保全

自然を保護すべき地区（特別保護地区、第1種特別地域等）においては、国・神奈川県と連携しながら保全の推進を図ります。

### 5 地下水の保全対策

「地下水保全計画」に基づき、温泉を含めた地下水保全対策を進めます。

### 6 森林の多面的機能の確保と森林整備の推進

森林は、生物多様性の保全、自然環境の調整、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの機能を有しており、日常生活と深く関わっているため、その機能の保全を図ります。

手入れの遅れているスギ・ヒノキの人工林において強度の間伐（受光伐）を行うことにより、公益的機能を高度に発揮する森林づくりを推進するとともに、森林の景観や生態の向上に役立つ広葉樹を植栽し針広混交林へ誘導します。

また、特用林産物<sup>※</sup>の栽培、森林所有者との受委託制度を促進します。

### 7 シカ対策の推進

仙石原湿原等におけるシカ対策について、国・神奈川県と連携した取組を実施するとともに、管理捕獲についても引き続き継続します。

※特用林産物：食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称のこと。

基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	資源保全基金の年間寄付金額	5,320 千円	6,000 千円
2	豊かな森林づくり（水源かん養）の実施面積 （実施町有地の延面積）	65.7ha	337.8ha
3	間伐材搬出促進事業に係る搬出実施面積 （累計）	59.1ha	73.4ha



施策24 景観の保全・形成

現状と課題

- 私達は、本町の唯一無二ともいえる美しく豊かな自然景観を次代に引き継ぐ責務があります。この責務を果たすため「箱根町景観計画」等に基づき種々施策を積極的に展開してきましたが、近年の社会経済情勢により景観環境が大きく変化するとともに、町の景観計画に掲げる取組が極めて重要な段階（ステップ）にきています。

このため、改めて計画内容や取組の状況を再確認するとともに、町を取り巻く景観環境を十分踏まえた上で、今後における本町の良好な景観づくりに向けた方策を検討し、景観計画に掲げる景観形成の目的である「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創設」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創設」の具現化へ向けて施策を推進する必要があります。

景観施策の推進は、町民と行政との協働により進められることが重要であることから、町民に対する意識啓発や活動の推進方策を再検討するとともに、町が先導的な役割を担いつつ、他の自治体に誇れるような独自施策の展開が望まれます。

- 町の景観の保全形成に向けては、自然公園法や都市計画法、神奈川県の外広告物条例等多くの法令等と関わりがあり、さらに広域での景観施策の推進が大きな成果を発揮すると考えられるため、国・県や他の自治体等との連携をさらに強化する必要があります。

今後の取組方針

◇景観計画の各施策の推進効果を検証し、その効果と実現性を考慮した質の高い独自施策を展開します。

◇景観形成の目的の具現化へ向け、町民、国・神奈川県、他の自治体と協働・連携し積極的に取り組みます。

施策の展開

1 景観計画の見直しと適切な進行管理

「箱根町景観計画」は平成21（2009）年に施行し、その推進の期間20年を3つのステップにより段階的に展開することとしていましたが、現在は施行後6年以降のステップ2の段階にあり、最終段階であるステップ3の橋渡しをする発展期としての重要な段階にあたるため、改めて計画の内容や実施状況、課題等を確認し、今後の施策や各種制度内容、さらには良好な景観形成を図るた

めの届出対象行為と規模等の基準について見直します。

また、適切な進行管理を行うため町民等への実施状況等の情報提供が重要になるので、その提供のあり方について見直します。

## 2 町民との協働による景観づくりの発展

景観施策の推進は町民等との協働による取組が極めて重要です。そのため町民等の景観意識の啓発及び知識の向上を図るため、広報やホームページ等による従来からの情報提供手段に加え、近年若者を中心に普及している SNS による提供を行うとともに、景観まちづくりに係る講習会等を実施します。

また、町民等の主体的な活動を推進するため、景観まちづくり協力店の増加を図るとともに、建物や屋外広告物の修景に係る助成制度の創設について検討します。

## 3 町の先導的役割の遂行

景観施策を効果的に推進するためには、町民や事業者に対し町が先導的な役割を担う必要があります。そのため本町では、公共サインや公共施設整備に係るガイドライン等を作成し、全庁的に取り組んできましたが、先述した景観計画の見直しと併せ改めて適切・効果的に推進するため、情報の共有化や推進体制の強化を図ります。

また、景観施策の推進にあたっては、職員の共通認識と知識が必要となることから、庁内会議や職員研修会等を開催し、それらの習得・向上に努めます。

## 4 景観法等に基づく施策の展開

景観法においては、良好な景観の形成を促進するため景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の整備や景観協議会の設置、景観整備機構の指定等について規定しています。そこで、更なる良好な景観形成へ向け、その他施策の進捗状況や景観環境に十分注視し、景観法に係る諸制度を活用した施策実施について推進します。

## 5 独自施策の展開

本町には、山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等の街なみ等独自の景観があります。これら景観を残し、独自の文化を育み、国際観光地箱根に相応しい景観の創設に努めるため、景観の保全・形成について、景観モデル地区の指定や景観まちづくり団体の創設等、町民と協働し知恵を出しあいながら地域の特性に応じた取組を進めます。

## 6 国・神奈川県、関連自治体との連携

本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置し、自然公園法により地域の自然環境に応じてその保護や利用が図られています。また、特に屋外広告物については、自然公園法のほか、神奈川県の屋外広告物条例により規制されており、本町の景観条例・計画は、それら関連する法令と補完しあい、町の景観の

保全・形成が図られていますが、今後景観施策を積極的に推進するため国や県等との更なる連携を図ります。

また、景観施策は関連する自治体との広域的な取組が効果を発揮する場合がありますので、その他自治体との連携・強化に努めます。

目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	景観まちづくり協力店の認定件数（累計）	3件	20件



施策 25 防災対策の推進

現状と課題

- 本町は、立地上、土砂災害や火山災害、雪害の危険性が高く、また、神奈川県西部地震の発生についてもその切迫性が指摘されています。  
地震、風水害、火山災害、雪害等への対策を進め、地域の防災・減災力の強化を図る必要があります。  
災害の状況によっては、道路が分断され、地域が孤立化することも想定されるほか、要配慮者（高齢者、観光客等）への対応も重要となってきました。そのため、設備等の充実のほか、情報伝達体制の充実や計画等の整備推進が必要となっています。  
これら公助とは別に、自助・共助の力も重要となっています。現在、住民参加型の訓練を年度数回実施していますが、継続的に訓練を実施することで自主防災組織の育成を図るほか、回覧等により防災情報を提供するなど防災意識の啓発が求められます。  
火山活動対策について、火山防災協議会を中心とした関係団体と連携することで、対策を推進し、訓練の実施や啓発活動、必要に応じた計画等の見直しが求められます。
- 「箱根町耐震改修促進計画」において、建築物の倒壊によって、緊急輸送道路の通行を妨げ、町民の避難、緊急車両の通行、救助活動人員や物資等の輸送を困難とするおそれのある沿道建築物（通行障害建築物）の耐震化を促進していくこととしています。  
町内に緊急輸送道路は3路線（国道1号、国道138号・県道75号）あることから、国・神奈川県と協調して間接補助<sup>\*</sup>を実施することで、耐震化を促進し、災害時に通行可能な空間を確保する必要があります。
- 大規模地震による甚大な人的・物的被害が懸念されていることから、平成25（2013）年11月に耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の建築物に対して、耐震診断が義務付けられました。本町における対象建築物の耐震診断は完了していますが、次のステップとなる耐震改修については多額の費用を要することから、国・神奈川県と協調して間接補助を実施し、事業者の負担軽減を図り、耐震化を促進していく必要があります。  
平成22（2010）年度から旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断・改修への補助を実施していますが、施行当初に比べ年々申請件数が減少しています。

<sup>\*</sup>間接補助：補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものを直接補助といい、他の者を經由して間接的に補助するものを間接補助という。經由する段階が単一でなく、複数である場合もすべて間接補助という。

今後の取組方針

- ◇地震、風水害、火山災害、雪害などの防災・減災対策を推進するとともに、情報発信や自主防災活動の促進、防災意識の啓発を図り、安全・安心なまちづくりを目指します。
- ◇建築物の耐震化を促進するとともに、災害時に通行可能な空間を確保することに努めます。

施策の展開

1 防災対策の総合的な推進

地震、風水害、火山災害、雪害等の災害から町民や観光客等を守るため、関係機関と協力し、防災対策を推進します。

また、道路が分断されるなど、地域が孤立化することに対して備えます。

神奈川県地震被害想定調査の見直しを踏まえ、箱根町地域防災計画等を修正するほか、大規模災害が発生した際に、スムーズな支援を受けられるよう受援計画の整備を進めます。

2 防災設備の充実

備蓄食料については、アレルギーに配慮したものを配備するほか、水・お湯が無くても食べられる食料について研究し、備蓄を進めます。

また、避難生活において必要な資材を中心に研究し、整備を図ります。

3 情報発信体制の充実

防災行政無線デジタル化に併せ、より効果的な情報発信について検討し、整備を進めます。

情報通信技術を活用した情報発信体制や、伝達言語の多様化について研究し、整備を図るとともに、わかりやすい情報発信に努めます。

4 自主防災活動の促進と防災意識の啓発

各種訓練やリーダー研修会を実施し、参加を促すことで、組織の育成を図るとともに、補助制度を活用した資機材等の整備を進めます。

また、土砂災害や洪水のハザードマップ等で危険箇所について周知するほか、訓練への参加を促し、防災意識の啓発を行います。

さらに、出前出張講座等の防災講話や回覧等により、防災知識の普及を図ります。

5 火山災害対策

産学官民が連携することで安全対策を推進し、火山との共生を目指します。

活動火山対策特別措置法の改正や内閣府作成の各手引き等の改訂に併せ、箱根町地域防災計画の修正等を随時実施します。

また、火山ガスの監視など安全対策を継続します。

箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づく、火山防災訓練を実施し、対応の実効性を高め、安全対策を高めます。

さらに、町民、観光客、登山客等に対して、火山活動や火山防災対策に関する周知を行う等、啓発活動を推進します。

## 6 武力攻撃事態等の対策

国民保護法に基づく「箱根町国民保護計画」により、対応を継続していきます。

## 7 緊急輸送道路沿道建築物耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和 56（1981）年 5 月までに新築工事に着手）の既存建築物で、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の建築物を対象として、耐震診断に係る費用の補助を実施し耐震化の促進を図ります。

また、耐震改修に係る費用の助成についても検討していきます。

## 8 要緊急安全確認大規模建築物耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前の既存建築物で、病院、店舗、旅館などの「不特定多数の者が利用する建築物」及び学校、老人ホームなどの「避難弱者が利用する建築物」等のうち、大規模建築物が対象となりますが、町では、階数 3 以上かつ 5,000 m<sup>2</sup>以上のホテル・旅館で「避難生活者の受入れに関する協定書」を町と締結したものを対象として、耐震改修に係る費用の補助を実施し耐震化の促進を図ります。

## 9 木造住宅耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前に建築された木造の住宅について、耐震診断・改修に係る費用の補助に加え、主となる部屋を守る耐震シェルター（一部屋耐震化）の設置費用の補助を実施し耐震化の促進を図ります。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	神奈川県西部地震の被害想定に基づく、避難者及び帰宅困難者のための食料備蓄率	100%	100%
2	防災講演、出前出張講座等の依頼数に対する講演会等の実施率	75%	100%
3	木造住宅耐震診断費に対する年間助成件数	1 件	10 件

施策26 消防・救急対策の充実

現状と課題

- 近年、建築物の大規模化や多様化などにより火災の発生時における危険性が高まっています。また、地震をはじめとする自然災害などの大規模災害やNBC災害（N：放射能、B：生物、C：化学）に対応するため消防の活動業務は、ますます複雑多様化しています。これらの災害に対応すべく、重要な拠点となる常備・非常備の消防施設や消防車両、装備等の充実が必要となります。
- 火災による被害を軽減するためには、一般住宅に対する住宅用火災警報器の設置促進、宿泊施設に対する防火査察に万全を期すとともに、防火管理者や自衛消防組織の育成、幼い時期からの継続した防火教育に努めていく必要があります。
- 高齢化などに伴い救急要請は増加傾向にあり、かつ、救命行為の拡大による救急業務の高度化が進んでいるため、救急救命士の育成や救急隊員の資質の向上を図るとともに、高規格救急自動車の更新及び高度救命資機材の充実が必要不可欠となっています。  
また、けが人や急病人が発生した場合、救急自動車が到着するまでの間に、その場に居合わせた人がいち早く応急手当を行うことにより、救命効果の向上が期待できるため、町民に対する応急手当の普及啓発や救命講習の促進に努めていく必要があります。

今後の取組方針

- ◇消防施設や装備等の充実に努めるとともに人員の育成や資質の向上を図ります。
- ◇町民に対する防災意識や応急手当の普及啓発を促進します。

施策の展開

1 消防施設・装備の充実

災害活動の重要な拠点となる消防施設の維持・強化を推進するとともに、消防車両及び装備の計画的な整備充実を図ります。

2 消防団活動の充実

地域に密着した消防力である消防団員の確保・育成を促進するとともに、装

備の充実を図ります。

### 3 救助体制の充実

複雑多様化する災害に対し、迅速・的確な救助活動を実施するため、装備の充実及び技術の向上を図ります。

### 4 火災の未然防止及び被害軽減の推進

防火査察の強化、防火管理者及び自衛消防組織の育成に努め、防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器の設置促進や幼年消防クラブの育成など、町民の防火意識の高揚に努めます。

### 5 救急体制の充実

救命率向上を目指し、救急救命士の育成や救急隊員の資質の向上を図るとともに、高規格救急自動車の更新及び高度救命資機材の充実を図ります。

また、救急自動車が到着するまでの初期対応として、町民に対して応急手当の普及啓発や救命講習会を開催し、更なる救命効果の向上を図ります。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	応急手当の普及啓発受講者数	745 人	750 人



## 施策27 交通安全・防犯の充実

## 現状と課題

- 本町は、観光客が多く訪れる観光地であることから、幹線道路の交通量も多く、また、山岳地特有の急こう配、急カーブなどの道路状況のため、不慣れな運転者の交通事故の危険性が高く、通学中の児童・生徒が道路において危険にさらされています。65歳以上の高齢者は全人口の35%を占めている現状で、全体の交通事故死者数の半数以上が、高齢者となっていることから、交通事故及び死傷者数の減少が強く求められています。

また、道路交通法が改正され、自転車による交通違反の取り締まりが厳しくなり、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上に対しても関心が高まっています。

そのため、歩行者や自動車の運転手に対する交通安全対策が重要といえます。特に、幼児や児童、高齢者などに対する交通安全教育が重要であることから、箱根町交通安全計画を策定し、各認定こども園・幼稚園・保育所及び小学校において交通安全教室を毎年実施するとともに、神奈川県交通安全計画に基づいた交通安全運動期間に併せ街頭キャンペーンや各種広報媒体を活用し、町民だけでなく観光客等への交通安全意識の徹底を図っています。

今後も警察組織等関係機関や町内の交通関係団体とともに、街頭活動等広報啓発活動を強力に推進していく必要があります。
- 二輪車（オートバイ・自転車）で来遊する観光客が増加していることから事故防止対策や啓発活動が必要といえます。特にローリング族等に対しては、現状を把握して警察組織による取り締まりや道路管理者による道路改良等、対策を協議して効果的な対応を図る必要があります。
- 交通傷害保険への加入促進のため、有効な手段等を検討し、加入者の増加を目指す必要があります。
- 人口減少と少子高齢化の時代の中で、地域のコミュニティ意識の希薄化により、犯罪等の発生が懸念されています。また、全国的に犯罪が組織化・凶悪化する傾向にあり、振り込め詐欺等特殊犯罪に特化した犯罪が横行しています。

町では、まちづくりの基本である安全対策の充実を図るために、防犯週間

## 基本目標 4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

におけるキャンペーンやパトロールの強化、そして広報媒体による注意喚起、警察組織によるパトロール強化により、犯罪抑止を図る必要があります。

- 情報化の進展や流通環境の変化など、消費生活を取り巻く環境は複雑になっています。こうした状況を背景に消費者への適切な情報提供と相談体制の充実が必要となっています。消費者教育などを通じて消費者の自立を促すとともに、環境に配慮した消費行動などについても消費者一人一人の自覚と意識を育てていくことが求められています。
- 夜道でも安心して通行できるように、防犯灯の維持管理に努めていくことが大切です。

### 今後の取組方針

- ◇警察を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めます。
- ◇犯罪のない地域づくりのために、町民・警察・町等が丸となった環境づくりに努めます。
- ◇消費者への情報提供と相談体制を充実し、自立した消費者となるよう支援・育成に努めます。

## 施策の展開

### 1 交通安全意識の高揚

地域住民及び観光客の交通安全に対する意識の高揚を図るため、警察や交通安全協会等の関係機関と協力しながら、街頭キャンペーンや交通安全教室を実施します。

また、高齢者の交通安全として、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、65歳以上の高齢運転者に対する安全運転の指導、歩行指導などを行っていきます。

### 2 道路交通環境の整備

子どもの通学時等の安全を確保するため、学校や関係機関などと連携し、通学路の定期的な点検や通園・通学時間帯における街頭での交通安全指導を徹底するとともに、高齢者の安全確保として歩道や交差点でのカーブミラー等交通安全施設の維持管理を行うとともに、道路上の路面標示等を関係機関と連携し、整備・維持管理に努めます。

### 3 ローリング族等の対策

ローリング族に対しては、現状を把握し、警察組織による取り締まりや道路管理者による道路改良等、対策を協議し効果的な対応を図っていきます。

また、自転車利用者への増加による交通安全の対策については、町内の実情に伴い交通安全意識の高揚を図り、交通マナーの周知等を推進します。

### 4 交通事故救済対策の充実

交通事故に遭遇した町民への救済支援として、町民交通傷害保険への加入促進に努めます。

### 5 地域ぐるみの防犯体制の充実

防犯体制の強化を図るため、警察や地域の関係団体等と連携し、指導や啓発活動を推進するとともに、パトロール活動の充実を図ります。

また、「振り込め詐欺」等特殊詐欺の被害防止対策として、講習会の実施や広報活動を推進していきます。

### 6 防犯施設の充実

夜道でも安心して通行できるよう、防犯灯の維持管理を図っていくとともに、関係団体と検討協議を重ね、全町の街路灯をLEDに移行していきます。

### 7 相談体制の充実と消費生活に関わる意識啓発の推進

小田原市消費生活センターにおける相談活動などを通じて消費生活と環境問題との関わりなど、消費者一人一人の意識啓発に努めます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	町立小学校及び認定こども園・幼稚園・保育所での交通安全教室開催	100%	100%
2	町内高齢者（65歳以上）へのドライビングスクールの参加者数	15人	30人
3	消費生活に関する相談件数	27件	50件

基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

施策 28 観光資源の開発と活用

施策 29 観光拠点整備と魅力向上

施策 30 多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の充実

施策 31 箱根ジオパークの推進

施策 32 伝統産業や観光行事の振興



施策28 観光資源の開発と活用

現状と課題

- 町内には観光資源が多く存在していますが、すべてが魅力あるものとして機能をしていない現状があります。一つひとつの資源を再度掘り起し、磨き上げる必要があります。  
また、内部からではわかりにくい箱根の魅力を、外部の目線で確認してもらい、気付かずにいた観光資源を開発していく必要があります。
- 町内には多彩な泉質があり、観光資源としての更なる有効活用を図る必要があります。
- 温泉供給事業を実施していく上では、安全・安心・安定的な供給体制を図ることが重要であり、寿命の長い蒸気井づくり、老朽化した施設の更新、災害に強い施設づくりを目標としています。  
町営7号蒸気井源泉は、温泉造成を開始して20年が経過しており、衰退が危惧されることから、新規蒸気井源泉の検討を進める必要があります。

今後の取組方針

- ◇周辺の自然と調和しつつ、地域の歴史や文化を活用し、保養・休養の場としてより魅力のある温泉地を目指します。
- ◇産学官の連携による観光資源の再発見・開発や体験プログラム等による魅力アップを実施していきます。
- ◇温泉事業における恒常的な安定給湯と湯之花地区の新規加入者を獲得するためのPR活動を展開します。

施策の展開

1 温泉地のブランド化促進

地域の歴史文化を活用し、付加価値を高め、温泉地のブランド化を図ります。

2 新たな温泉活用の提案

新たな温泉活用を提案し、温泉の魅力を発信します。

3 観光まちおこし支援補助金（仮称）

観光まちおこしを考えている団体等を公募し、内容を審査し優れている団体

等に補助金を交付します。

#### 4 大学等連携事業（仮称）

観光施策を研究テーマとしている大学・大学院と連携を図り、外部の目線や若者の目線で箱根の魅力を見直し、産学官で連携して観光資源を開発していきます。

#### 5 体験プログラムの充実と企画・販売

町内で行われている様々な体験プログラムを組み合わせ、その企画・販売を実施していきます。

#### 6 町営温泉の安全・安心・安定的な供給体制

箱根線整備事業については、老朽化した配湯管と大芝中継槽を更新します。湯之花線整備事業については、昭和 48（1973）年に湯之花地区へ拡大をしましたが、株式会社プリンスホテルの配水管更新工事と併せて老朽化した配湯管を更新します。

新規蒸気井源泉については、掘削位置の選定・既存施設の再利用・土砂対策・酸性水に耐え得る掘削工法を検討し、寿命の長い蒸気井づくりの協議を行います。

#### 7 火山活動の影響を受けた大涌谷園地の持続可能な環境整備

大涌谷園地の環境整備のあり方について、関連団体と調整しながら、長期的視野に立った持続可能な仕組みを構築していきます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	観光協会ホームページのアクセス数	2,179,033 回	2,500,000 回

## 施策29 観光拠点整備と魅力向上

### 現状と課題

- 町立観光施設や公衆トイレについては、適切な維持管理をするため老朽箇所の改修を行う必要があるとともに、外国人観光客や高齢者、障がい者など誰にでもやさしく使いやすい施設づくりを目指していくことが必要です。
- ハイキングコースについては、特に大涌谷に通じるコースの現状を把握し、再開に向けてハイカーの安全面の強化を図っていく必要があります。
- 仙石原すすき草原については「かながわの景勝 50 選」に選ばれるとともに、3月に行われる山焼きは春の風物詩として定着するなど、箱根を代表する観光スポットの一つになっています。その景観と自生する希少植物の植生の保全を最優先にしている中で、すすき草原を訪れる観光客が気軽に、そして安全に見学できる環境の整備が求められています。
- 自然や景観を活用した癒しの効果を体感できるような新たな取組が求められています。

### 今後の取組方針

◇観光拠点の整備を図り魅力の向上に努めます。

### 施策の展開

#### 1 町立観光施設の内容充実

森のふれあい館においては、展示の改修やプロジェクター等の導入により内容の充実を図ります。また、認定を受けた森林セラピー®基地である芦ノ湖周辺エリアの拠点施設としてその内容もPRし、館の魅力向上を図ります。

箱根ジオミュージアムについては、地震計等、火山観測に関する簡単な装置を導入し、防災教育に関する展示強化を図るとともに、火山の専門家を招いた講座を定期的で開催します。また、小・中学生向けの火山工作キットを開発作成します。

#### 2 公衆トイレの改良

公衆トイレについては、計画的に整備を進めていくとともに、外国人観光客、高齢者、障がい者など誰にとっても利用しやすい案内や標示（サイン）の掲出

を実施します。

### 3 自然の癒しを感じながら散策できる観光地づくり

既設ハイキングコースについては、ハイカーが散策を楽しむことができるよう、コースの整備や避難誘導標示の修繕など適切な管理を行っていきます。特に大涌谷周辺については、多言語による看板の掲出等を実施し安全対策の強化を図ります。

### 4 仙石原すすき草原の保全と魅力向上

これまで保全を最優先に取り組んできたことにより、多くの観光客が訪れる景勝地になりました。これからもその方針は変えることなく、魅力の向上に努めていきます。

すすき草原を訪れる観光客が見学を楽しめるよう、臨時駐車場や仮設トイレの設置を行うとともに、臨時駐車場からすすき草原までのスムーズな誘導及び安全確保のために交通整理員を配置します。

また、すすき草原内遊歩道は立ち入ることができる場所を明確にすることからも、植生等に配慮しながら整備を進めます。

昔ながらのすすき草原の貴重な景勝を保全するための取組として、昭和 63 (1988) 年度から山焼き等を行っていますが、引き続きこれらの取組を実施していきます。

すすきが見頃を迎える 9 月～11 月や 3 月の山焼き時には大きな集客があるため、引き続きその魅力を PR する一方、新緑の時期や周辺施設を含めた地域一体としての観光スポットの PR にも取り組んでいきます。

### 5 「未病いやしの里の駅」の機能充実

「未病<sup>\*</sup>いやしの里の駅」として認定された箱根町総合体育館や箱根町総合保健福祉センターさくら館などの機能充実を図り、観光客の癒しを促進します。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値 (年度)	
		H27 (実績)	H33 (目標)
1	森のふれあい館の入館者数	8,199 人	18,000 人
2	公衆便所改修(洋便器化)率	50%	100%

※未病：「未病」とは、健康と病気を 2 つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病の改善」の取組を進めることにより、誰もが健康で長生きできる社会を目指している。

## 施策30 多様な観光資源を活用した誘客と受入態勢の整備

## 現状と課題

- 今日では、観光に対するニーズがますます多様化してきており、情報の発信、受け取りのツールも様々なものができています。
- 平成27(2015)年度に発生した大涌谷周辺の火山活動で大きな影響を受けたことを踏まえ、火山を抱え、そして火山の恩恵を受けている観光地であることを認識した上での取組が必要です。
- 超高齢社会となり、高齢者の観光ニーズはますます増加しているものの、人口の減少により国内観光客の今後の大きな伸びは期待できない状況の中、観光業が基幹産業である箱根町において外国人観光客の取り込みは重要な課題となっています。

訪日外国人観光客が大きく増加しており、今後も国内において国際的なスポーツイベントが開催されるなど、更なる誘客が期待できる中、箱根を訪れる国内外の観光客が安全・安心に観光できるような観光地づくりと観光関連産業の振興が求められています。
- 観光客の新たなニーズに応えていく必要があるとともに、箱根ファン、リピーターの創出のため、ガイドの養成や観光従事者の人材育成に加えて、町民一人一人のもてなしの心を育て、来訪した観光客に癒しを提供する、誰をもやさしく迎える観光地づくりを進めていく必要があります。

また、郷土を理解することで、わが町と箱根の観光を誇れる心を醸成し、次代の観光を担う人材を育てていく必要があります。
- 将来の町の観光を担っていく人材の確保が大きな課題となっています。原因の一つに、町内の就職情報の不足や、観光業以外の業種が少なく雇用が限定されていることがあります。
- 勤労者の生活安定と向上を目的に平成10(1998)年から実施してきた箱根町勤労者生活資金融資事業は、利用者が年々減少しており、制度の見直しが必要となっています。

今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◇魅力ある地域資源を活かし、国際観光地「箱根」の更なる振興を図っていきます。</li><li>◇箱根町観光協会や箱根コンベンションビューロー<sup>※</sup>、民間事業者等と連携しながら、事業を推進します。</li><li>◇誰もが気軽に観光に訪れることができるようなサービス提供ができる人材育成を図るため、観光従事者等に様々な情報を提供する場や方法を創設し、観光教育の実施に努めます。</li><li>◇勤労者のニーズにあった支援を行うとともに、観光関連産業振興に努めます。</li></ul>
---------	---

## 施策の展開

### 1 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進

多様化する顧客ニーズを的確に把握するとともに、マーケットにあった誘客宣伝媒体のきめ細かな見直しや、更なる海外向け観光情報提供機能の充実を図ります。

### 2 外国人観光客誘致事業の推進と外国人への情報提供の充実

民間事業者等とも連携し、有望なインバウンド<sup>※</sup>市場に向いてのセミナー商談会の開催、旅行エージェント等を招聘してのファムトリップ<sup>※</sup>事業の実施により、国際観光地「箱根」の認知度向上と、民間事業者による販路拡大を図ります。

また、外国人観光客が安心して一人歩きできる観光地とするため、観光案内所の充実、案内看板や標識の設置、ボランティア通訳の育成など、外国人が訪れやすい環境づくりに努めます。

※箱根コンベンションビューロー：箱根町及び周辺地域の有する自然、歴史、文化等の資源を活用し、コンベンションの誘致及び開催支援等を行うことにより、人的交流の促進を図り、観光の振興による地域経済の活性化及び文化水準の向上に資することを目的として、平成 10 年 9 月 17 日に設立された組織。

※インバウンド：海外から日本に来る観光客のこと。

※ファムトリップ：観光地などの誘客促進のため、旅行観光事業者を対象に現地視察をしてもらうツアー。

### 3 着地型観光の推進

箱根の歴史・文化、自然や温泉、そして火山も含めた豊富な観光自然を多様な価値観に対応できるよう、民間事業者等と連携し、斬新な発想で着地型観光<sup>\*</sup>の推進を図ります。

### 4 箱根ファンへのおもてなし

箱根にお越しくくださった方や、ふるさと納税をはじめとした支援をいただいた方等を含む箱根ファンの皆さんに対して、感謝のおもてなしを行います。

### 5 観光従事者等の育成

町内で働く誰もが箱根全体の案内ができるよう、観光事業者等に活かした素材を提供する場や方法を創設することで、人材育成を図ります。

また、観光業と福祉事業者の連携により、高齢者・障がい者や介助に携わる家族などが気軽に観光に訪れるような環境整備や人材育成などを行うことで、福祉観光を推進します。

### 6 児童・生徒を対象とした観光教育の実施

タブレット端末機器を利用した観光学習を実施し、次代の観光を担う人材を育成します。

### 7 森林セラピストの育成・活用

箱根の歴史文化、自然等に精通するセラピストを育成・活用することで箱根における森林セラピーの効果を一層向上させます。

### 8 ハローワークとの連携

Uターン就職を希望する学生の支援のため、就職情報のマッチングなどハローワークとの連携を図ります。

### 9 箱根町勤労者生活資金融資事業

融資資金の使用用途、融資期間、利率等の見直し等、勤労者のニーズにあった制度を検討します。

### 10 観光関連産業の振興

箱根湯本駅周辺の地域特性を活かしながら、特色ある物産の販売と、おもてなしの心で迎え入れるような、きめ細かなサービスを推進するとともに、観光客が歩きたくなるような多彩で魅力ある商店街づくりを推進します。

また、空き店舗の有効活用や町民への利便性の向上を図るためのサービス提

---

<sup>\*</sup>着地型観光：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。

## 基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

供など、地域に密着した商業活動を支援します。

さらに、商店街や店舗の経営診断を強化するとともに、現状に即した融資制度を行い、中小企業の安定経営を支援します。

また、芦之湖漁業協同組合他、町内各地区の漁業組合による芦ノ湖、早川水系の魚族放流の推進を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化に伴い、今後の農地の活用方法について調査・研究します。

### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	年間入込客数	17,376,000人	20,000,000人
2	観光産業融資利子補給事業の利用件数	13件	25件



## 施策31 箱根ジオパークの推進

### 現状と課題

- 箱根ジオパークは、平成23(2011)年に設立された箱根ジオパーク推進協議会を中心に箱根火山及びその周辺地域の地質資源を教育やジオツーリズムの場として活用し、地域の持つ魅力を再認識した上で活性化を進めています。  
日本ジオパーク認定以降は、首都圏に近いジオパークとしてジオパークの楽しさを国内外から訪れる観光客へ伝え、全国のジオパークへ誘導する役割を担っています。  
また、他地域のジオパークと連携することで活動の取組を広げており、今後も日本ジオパークの一員としてネットワークとの交流を継続して行っていく必要があります。
- 現在、箱根ジオパーク推進協議会の事務局は箱根町に置かれており、予算についても神奈川県と構成市町による負担金が大半を占めている状況です。今後、更なる箱根ジオパークの普及促進と自主運営を図るために、民間活力の導入を進めるとともに安定的な自主財源の確保について検討していく必要があります。

### 今後の取組方針

◇箱根ジオパークとしての環境整備、保護・保全活動、教育活動などの更なる周知を図り、効率的な運営体制と恒久的・安定的な財源確保に努めます。

### 施策の展開

#### 1 ジオパーク活動の充実

日本ジオパーク認定地域として野外解説板の設置等環境整備、ガイド活動の促進、ジオツアーの実施、各種パンフレット作成など箱根ジオパークの普及啓発を推進します。さらに、地域住民などを対象とした「サポーター制度」を導入し、拠点施設での解説や保全活動等自主的なジオパーク活動の充実を図ります。

#### 2 箱根ジオパーク推進協議会の運営体制の検討

引き続き構成自治体等による幹事会の開催を通じて各事業に取り組むとともに、推進協議会会員の専門的知識を活かして、分野毎の部会や検討会の活性化を進めます。

また、新たな部会やワーキンググループの立ち上げのほか、サポーター制度

## 基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

の導入により推進協議会会員や地域住民のジオパーク活動をさらに加速させるとともに、会員団体等民間による事務局体制の構築も視野に入れながら、地域に密着した組織づくりを目指します。

### 3 箱根ジオパーク推進協議会の財源確保

各種パンフレットへの広告協賛や関連グッズ商品の充実、販売強化をはじめ、会員会費制度の導入検討など、安定した自主財源の確保に向けた調査研究を進めます。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	箱根ジオパークサポーター登録者数	実績なし	100人



## 施策32 伝統産業や観光行事の振興

### 現状と課題

- 箱根寄木細工は、江戸時代から受け継がれた木工品であり、伝統と長い歴史がある地場産業です。  
 伝統工芸品の生産額は原材料の供給減、生活様式の変化、景気の低迷、海外からの安価な生活品の輸入などの影響から減少傾向にあります。これに伴い企業数や従業員数も減少し伝統工芸品の存続が危惧されており、伝統工芸の後継者を生むこと、そして何より箱根寄木細工のブランド力の向上、販路拡大が喫緊の課題となっています。
- 日本の芸能文化として、外国人にも人気がある「芸妓」。箱根の若い芸者は「きらり妓」と愛称を付け活動をしています。京都の「舞妓」に比べ知名度が圧倒的に低い現状があります。  
 今後も邦舞（日本舞踊）や邦楽（三味線、唄、太鼓、鼓など）の保存・伝承及び後継者の育成を支援していく必要があります。
- 箱根大名行列は昭和初期から行われており、箱根の3大祭りとして確固たる地位を築いています。奴など演技を行列で行って演技方法を後継に伝承していますが、継承者の成り手不足もあり徐々に高齢化しています。

### 今後の取組方針

◇伝統文化・産業を伝承している団体等に事業や活動に対する支援を行い、伝統文化等の保存・ブランド力の向上・伝承を強く推進していきます。

### 施策の展開

#### 1 伝統工芸の後継者育成

近年後継者不足によりその高度な技術の伝承が危ぶまれているため、後継者育成のための研修、受入制度の創出を行い、伝統工芸の後継者の育成を支援していきます。

#### 2 伝統工芸品産業団体への支援及びブランド力の向上

伝統工芸品のPRや研究開発等の活動、その運営を支援し、ブランド力向上を進めていきます。

箱根寄木会館においては、展示改善及び体験者の受入強化により魅力向上に

努め、来館者の増加を図り箱根寄木細工のPR推進を図ります。

### 3 伝統文化の継承

日本の貴重な伝統文化である古典芸能の邦舞（日本舞踊）や邦楽（三味線・唄・太鼓・鼓など）の保存・伝承及び後継者の育成並びにそれら古典芸能の振興を図るために、箱根湯本芸能組合に対して活動の支援をします。

### 4 観光行事の振興

長年使用し老朽化した大名行列の衣装等を順次更新をしていきます。

### 5 地域観光行事の活用

箱根大名行列やその他の地域観光行事の事業費の一部を助成することにより観光振興を図り、誘客宣伝の一助とします。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	畑宿寄木会館来館者数	9,453人	25,000人

基本目標 6

行政の効率的経営と官民協働体制の強化

施策 33 協働のまちづくりの推進

施策 34 計画的な行財政運営



施策 33 協働のまちづくりの推進

現状と課題

- 平成 21 (2009) 年 4 月に策定した「箱根町自治基本条例」に基づき、町民、事業者と協働し開かれた町政の実現を目指しています。その更なる推進を図るためには積極的な行政情報の提供と行政運営に係る説明責任を果たしていく必要があるとともに、町民一人一人の町政への参加意識を高揚するための取組が必要です。
- 少子高齢化や核家族化が進行し、地域における連携・連帯意識が希薄化している中で、高齢者・要支援者や幼少者への支援、防災・防犯など、最も身近な地域問題を地域で解決していくためには、地域コミュニティの役割はますます重要になっています。  
各地域自治会連絡会との連絡・協調や住民福祉の向上、地域社会の健全な発展に寄与する町自治会連絡協議会の活動を引き続き支援していく必要があります。
- 観光については、観光関係団体や交通事業者、民間観光施設等、様々な立場の者と合意形成を図り、協働していかなくてはなりません。  
さらに、近年、国においては、「観光地経営」の視点に立った新たな観光組織であるDMO<sup>\*</sup>の設立・導入についても積極的な推進を図っており、箱根町での導入について検討を図る必要があります。

今後の取組方針

- ◇情報公開制度をもとに、積極的に情報の共有化を図ります。
- ◇計画の段階から町民の意見を取り入れ、町民と行政との信頼関係に基づいた協働のまちづくりの推進に努めます。
- ◇町と町民のパイプ役となる町自治会連絡協議会の機能の充実を図ります。
- ◇自主的な地域活動を支援し、地域コミュニティの育成に努めます。

※DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

施策の展開

1 まちづくりに関する広報・広聴機会の充実

まちづくり懇談会を実施し、町民の町政への参画の拡充を図ります。  
 また、「協働のまちづくり」を進めるため、まちづくりに関する情報を共有します。  
 さらに、町民一人一人を尊重し、町民が主体のまちづくりを進めます。  
 また、町は、重要な計画などの策定にあたり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、計画などに反映させます。さらに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

2 町自治会連絡協議会の支援

町自治会連絡協議会活動の運営推進に対して支援します。

3 集会所施設整備

町民による自主的な地域活動の拠点となる集会所等の整備・保全に努めます。

4 地域コミュニティ活動の支援

自治会や各種団体等の地域に根付いた活動を支援します。  
 また、自治会と地域活動を行う諸団体との、地域づくりの協議・検討を進めます。

5 自主的活動の促進

自治会等の活動に関心を持ち、参加できるように地域活動の必要性を積極的に啓発します。  
 また、自治会等の研修会等を通して、地域コミュニティ活動のリーダー育成を図ります。

6 HOT21 観光プラン推進委員会の運営

HOT21 観光プラン推進委員会の運営により、観光立町としての協働による町勢振興に活かします。

7 DMOの設立・運営

箱根版DMOについては、導入の可否を検討し今後のあり方を探ります。

目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	誰でも参加できる町政情報提供機会回数（年間の開催数）	0回	2回

施策 34 計画的な行財政運営

現状と課題

- 地方分権改革の推進により、地方公共団体における事務事業の執行範囲や自己決定範囲が拡大されるため、地域の個性を活かせるようになる反面、自己責任も拡大していくので、自主・自立的な町政運営が求められています。  
一方で、人口減少の影響により人口構造や社会経済のあり様が大きく変化していくことが見込まれることから、より一層の財政健全化や、効率的・効果的な行政サービスを実現することにより、将来も持続可能な町政を確立する必要があります。
- 現下の厳しい財政状況を踏まえて平成 28（2016）年度から、固定資産税の税率の見直しを平成 30（2018）年度までの 3 年間、実施することとなりましたが、それ以降の財源確保策が必要となるとともに、持続可能な財政構造への転換を図る必要があります。  
これらの取組にあたっては、施策・事業の選択と集中による重点化や、それに連動する予算、人事配置などによる行財政資源の再配分が重要となるため、町民に対し現状や課題とともに取組の必要性を積極的に公表することで、認識を共有化し、取組への理解につなげていく必要があります。
- 大型建設事業時などの借入によりピーク時（平成 14（2002）年度）には 115 億円超もの起債残高がありました。そのうち財政の建て直しを図るため、毎年度起債上限額の目標を 5 億円以内として取り組んだことにより、残高は減少傾向ではあるものの、先送りしてきた事業も数多くあります。  
施設老朽化に伴う更新需要が顕在化しており、今後整備に係る費用が大きな将来負担となる中、財源確保を含めてどのように乗り切るかは財政運営上の喫緊の課題です。
- 将来の社会情勢の変化、災害及び建設事業の経費に備え、町財政の健全な運営を図るためには、財政調整基金の確保に配慮する必要があります。
- 国の地方創生推進方策の一つとして制度改正が行われるなど昨今、一般的にふるさと納税（寄付）意欲の高揚が認められてきています。このような社会情勢を背景とし、町の危機的な財政状況にも鑑み、歳入（税外収入）増加を目指す必要があります。
- 未利用資産の売却については、随時実施しています。

- 民間活力の活用は、これまでも指定管理や委託の実施、拡充に努めてきました。また、PFI\*等による民間資金の活用については検討していく必要があります。
- 今後、公共施設の老朽化が顕著になってくることから、大規模改修や建て替えにかかる経費が大きな財政負担となることが見込まれるため、公共施設を適正に維持・管理するとともに長期的な視点に立ち、維持管理経費の縮減や保有総量の最適化に取り組む必要があります。
- 広域行政については、「神奈川県西部広域行政協議会」による防災協定、職員研修、スポーツ施設の広域利用等の広域行政を推進していますが、斎場、ごみ処理、救急医療など単独自治体では対応しきれない事務・事業については、なお一層推進していく必要があります。  
交流の拡大は県境を越えて活発化しており、富士山と富士箱根伊豆国立公園を軸に静岡県や山梨県と連携した交流圏の基盤整備や交流の仕組みづくりに努めていく必要があります。
- 現在の小田原市斎場は、昭和 47（1972）年 1 月の供用開始以来、40 年以上が経過し老朽化が著しく、既存施設の増改築では維持が困難な状況にあり、今後の火葬件数の増加や利用者ニーズへの対応を想定すると、早急な施設整備が喫緊の課題となっています。

今後の取組方針	◇将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、健全な財政運営を目指します。 ◇将来世代に負担を先送りせず、過大な負担を残さない持続可能な財政構造への転換を図ります。 ◇効率的な行政推進のため広域行政を活用します。
---------	--

## 施策の展開

### 1 財源の確保

自主財源の確保、税外収入の拡大、国県補助金の獲得、未利用資産の売却促進など財源の確保に努めます。

行財政運営を考える町民会議の意見を踏まえるとともに、中期財政計画の改定や行財政改革アクションプランの見直し結果を勘案して、固定資産税超過課税の期間終了後の負担のあり方について検討を行い、必要な財源確保に向けた

\*PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

取組を実施します。

## 2 民間活力の活用

公共事業を進めるにあたっては、安くて質の高い公共サービスを効率的に提供できるよう、資金やノウハウ等民間活力を活用する手法を取り入れます。

## 3 行財政改革の推進

行財政改革アクションプランの進捗状況については、毎年度PDCAサイクル※を用いて検証するとともに、町民にわかりやすく公表することで、認識を共有し取組への理解につなげることで、実効性のある取組を行っていきます。

## 4 財政リスクへの備え

景気の変動や災害対応などの財政リスクに対して、財政調整基金の残高確保などにより備えます。

## 5 事業の精査

事業の徹底した精査、地方債の発行と償還のバランス保持などにより、将来世代に過大な負担を残さないようにします。

## 6 収入の確保

課税客体の適切な把握を行うとともに、町税の徴収率の向上に努めます。

## 7 公共施設等の総合管理と適正配置

人口減少社会に対応して、公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設・インフラ※施設（都市基盤施設）全体の効率的な維持・管理を図ります。

また、経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するために「公共施設マネジメント基本方針及び公共施設再配置計画」に基づき、宮ノ下地区のモデル事業の手法をもとに町民へ説明を行いながら、施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組を実施します。

## 8 広域行政の推進

多様化・高度化する広域課題の解決に向けた調査・研究を県西地域2市8町で組織する「神奈川県西部広域行政協議会」で進めます。

## 9 交流圏拡大による活性化

富士箱根伊豆交流圏の圏域の自然環境、歴史、文化等を活かし守りながら、

※PDCAサイクル：施策等の進行管理を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、施策を継続的に改善する。

※インフラ：インフラストラクチャー。福祉の向上や経済の発展に必要な公共施設のこと。学校、病院、道路、上下水道など。

富士山と富士箱根伊豆国立公園を軸に隣接圏域との交流や連携の促進に努めます。

#### 10 斎場建設に向けての準備

小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町で組織する小田原市斎場事務広域化協議会において、「小田原市斎場整備基本プラン」により平成 31（2019）年度供用開始を目指し、使用料の検討等、斎場建設に向けての準備を進めていきます。

#### 11 行政サービスの情報化・効率化

電子申請サービスの手続きやサービス可能な申請等を精査し、可能なものから実施していきます。

#### 12 個人番号カードの普及

個人番号カードを利用した魅力あるサービスの拡充を図ります。

#### 13 情報漏えい対策の強化

重要な個人情報などを外部に漏えいさせないようにセキュリティ強化を図ります。

#### 14 町村情報システム共同化の推進

コスト削減や事務の効率化のため、システム共同化による新業務やサービスの拡充を図ります。

#### 目標とする指標

	指 標	目標値（年度）	
		H27（実績）	H33（目標）
1	行財政改革アクションプランの進捗率	41%	100%
2	町税徴収率（3か年平均）	91.42%	91.74%

## 基本計画の推進体制、進行管理、評価の方法

本基本計画に係る事務・事業を適切かつ効果的に執行するとともに、その進行管理と評価を行うための仕組みを次のとおりとします。

### ●事務・事業調整会議

年度当初、事務・事業の効率的執行と町内の横断的な情報共有を図ることを目的として、全部・課にわたる調整会議を実施します。

### ●町長と各部・課等との事務事業打合せ

町長と各部・課において事務・事業の打合せを行い、基本目標・施策の進むべき方向性や問題点を改めて確認するとともに、課題・問題点に係る対応策等を調整・協議し、適切な事務・事業の執行を図ります。

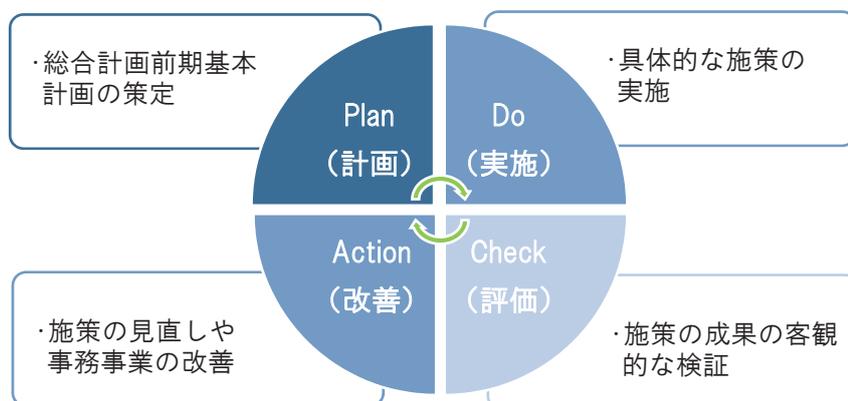
### ●事務・事業の進捗状況の把握と公表

事務・事業の進捗状況を把握するとともに、その状況をわかりやすく町民等へ公表します。

### ●進行管理と評価の方法（PDCAサイクル）

施策ごとに設定した目標となる指標の毎年度の達成状況の把握とともに、施策の定性的なデータも含めた総合的な検証を行い、その結果を箱根町総合計画審議会に報告し、その意見を聞いて翌年度からの施策の推進に活かします。

また、この総合的な検証結果と審議会からの意見、町の対応方策等はわかりやすく町民等へ公表します。



前期基本計画指標一覧

基本目標 1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

施策 1	指 標	目標値 (年度)	
		H27 (実績)	H33 (目標)
健康への推進	1 特定健康診査の受診率 (受診者数÷対象者数)	33.9%	60%
	2 がん検診の受診率	28.7%	50%
	3 温水プールの年間利用者数	24,734 人	27,000 人
	4 休日の急病患者の一次救急医療の確保 (医科)	54 日	54 日
施策 2	1 認定こども園・保育所待機児童数	0 人	0 人
子育て支援の充実	2 放課後児童クラブ待機児童数	0 人	0 人
	3 乳幼児健康診査受診率	97.3%	100%
	4 子育て支援講座参加者数	25 人	30 人
施策 3	1 ボランティア団体数	10 団体	12 団体
実地域の充福	2 住民交流会 (サロン) 設置地域数及び団体数	4 地域・9 団体	5 地域・12 団体
施策 4	1 ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の設置世帯数	42 世帯	50 世帯
高齢者福祉の充実	2 長寿健康診査の受診率 (受診者数÷対象者数)	36.7%	60%
	3 配食サービス事業の年間の延べ配食数	4,645 食	6,000 食
	4 老人クラブの会員数	668 人	700 人
施策 5	1 在宅障がい児・者の通所率	100%	100%
障がい者福祉の充実	2 在宅障がい児の機能訓練会等への参加者数 (年間延べ人数)	241 人	280 人
	3 訪問系サービス利用者数 (人/月)	14 人	20 人

前期基本計画指標一覧

施策6 の充実	社会 保障	指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
1		国民健康保険料の収納率	74.7%	78%
2		高齢者の健康相談件数	205 件	225 件

施策7 の実現	ワー ク・バ ラン ス	指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
1		認定こども園・保育所待機児童数（再掲）	0 人	0 人
2		子育て支援講座参加者数（再掲）	25 人	30 人

基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

施策8 の充実	学 校 教 育	指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
			1	町内小・中学校児童・生徒の地域行事への参加率
2	町内小・中学校児童・生徒の読書量が1日30分以上の割合	42.5%	70%	
3	それぞれの子どもが持っている自尊心（自分が大切な存在であると感じること）の度合い	54.7%	66.7%	

施策9 の推進	生 涯 学 習	指 標	目標値（年度）			
			H27（実績）	H33（目標）		
			1	全公民館の年間利用者数	37,055 人	38,000 人
			2	町民一人当たりの図書貸出冊数	1.96 冊	2.15 冊
3	自治学習出張講座の利用件数	7 件	20 件			
4	生涯学習フェスティバル登録行事数（文化系行事）	6 回	10 回			

施策10 の推進	文 化 ・ 芸 術	指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
1		町民文化祭の参加人数	685 人	700 人

施策11 の充実	家 庭 教 育	指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
			1	家庭教育講座参加者数
2	幼保小中学校での家庭教育に関する取組数	34 件	38 件	
3	広報等での家庭教育啓発記事数	0 件	6 件	

施策 12		指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
健全育成 青少年の	1	青少年関係事業への児童・生徒の参加率	19.7 人	25 人

施策 13	1	箱根関所入館者数	281,349 人	400,000 人
	2	郷土資料館利用者数	6,585 人	10,000 人
	3	文化財ボランティア数（延人数）	190 人	230 人
	4	郷土資料館所蔵資料の利用点数	42 点	80 点
	5	箱根関所学校利用プログラム利用件数	0 件	50 件

施策 14	1	箱根路森林浴ウォーク町民参加者数	121 人	150 人
	2	箱根町総合体育館の稼働率	37.3%	50%
	3	スポーツ教室・大会等開催回数	4 回	6 回

施策 15	1	男女共同参画・人権尊重の推進	72 人	100 人
-------	---	----------------	------	-------

施策 16	1	ホームステイ・ホームビジット参加人数	0 人	2 人
	2	ホストタウン登録数	1 件	3 件

基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

施策 17	1	主要町道9路線の整備エリアの整備率	1,210m (29.5%)	4,100m (100%)
	2	橋りょう保全改修率	3 橋	6 橋

施策 18	1	お試し移住・体験者数（年間）	実績なし	18 件
-------	---	----------------	------	------

前期基本計画指標一覧

施策 19		指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
生活環境の整備	1	花いっぱい運動参加団体数	17 団体	25 団体
	2	美化清掃参加団体数	47 団体	55 団体
	3	不法投棄パトロール回数	20 回	30 回
	4	有害野生鳥獣（猪）捕獲数（3か年平均）	56 頭	70 頭

施策 20	1	水道事業における有収水量率※	80.8%	81%
備道上の下水	2	第1号公共下水道整備率	89.6%	89.8%
	3	第2号公共下水道整備率	77.5%	77.7%

※有収水量率：年間に配水した水量と水道料金徴収の対象となった水量との比率のこと。

施策 21 のの地 確利 保域 便交 性通	1	パークアンドサイクルの年間利用件数	3,654 件	4,500 件
--------------------------------------	---	-------------------	---------	---------

基本目標 4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

施策 22 会の 形成 社	1	ごみの資源化率	6.5%	12%
	2	ごみの焼却処理量	14,828 トン	14,000 トン

施策 23 自然環境の保全	1	資源保全基金の年間寄付金額	5,320 千円	6,000 千円
	2	豊かな森林づくり（水源かん養）の実施面積（実施町有地の延面積）	65.7ha	337.8ha
	3	間伐材搬出促進事業に係る搬出実施面積（累計）	59.1ha	73.4ha

施策 24 成保景 全全 形の	1	景観まちづくり協力店の認定件数（累計）	3 件	20 件
--------------------------	---	---------------------	-----	------

施策 25		指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
防災対策の推進	1	神奈川県西部地震の被害想定に基づく、避難者及び帰宅困難者のための食料備蓄率	100%	100%
	2	防災講演、出前出張講座等の依頼数に対する講演会等の実施率	75%	100%
	3	木造住宅耐震診断費に対する年間助成件数	1 件	10 件
施策 26				
の充実 消防・救	1	応急手当の普及啓発受講者数	745 人	750 人
施策 27				
の充実 交通安全・防犯	1	町立小学校及び認定こども園・幼稚園・保育所での交通安全教室開催	100%	100%
	2	町内高齢者（65 歳以上）へのドライビングスクールの参加者数	15 人	30 人
	3	消費生活に関する相談件数	27 件	50 件

基本目標 5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

施策 28		指 標	目標値（年度）	
			H27（実績）	H33（目標）
活用の観光資源	1	観光協会ホームページのアクセス数	2,179,033 回	2,500,000 回
施策 29				
力向上 観光拠点	1	森のふれあい館の入館者数	8,199 人	18,000 人
	2	公衆便所改修（洋便器化）率	50%	100%
施策 30				
入体制の整備 多様な観光資源を 活用した誘客と受	1	年間入込客数	17,376,000 人	20,000,000 人
	2	観光産業融資利子補給事業の利用件数	13 件	25 件

前期基本計画指標一覧

施策31 箱根ジオパークの推進	1	箱根ジオパークサポーター登録者数	実績なし	100人
--------------------	---	------------------	------	------

施策32 振興観光事業の	1	畑宿寄木会館来館者数	9,453人	25,000人
-----------------	---	------------	--------	---------

基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

施策33 のち協働の のち協働の のち協働の のち協働の	1	誰でも参加できる町政情報提供機会回数（年間の開催数）	0回	2回
--	---	----------------------------	----	----

施策34 営行計 財政的 運な	1	行財政改革アクションプランの進捗率	41%	100%
	2	町税徴収率（3か年平均）	91.42%	91.74%

# 資料編





## 参考資料 1 計画策定の経過

年度	年月日	項目	備考
平成 26 年 度	平成 26 年 8 月 20 日	策定本部、策定委員会、 庁内WG合同会議	第 6 次総合計画策定方針について スケジュールについて ファシリテータ研修
	平成 26 年 9 月 16 日	箱根町みらいデザイン会議 (中学生の部)	
	平成 26 年 9 月 22 日	箱根町みらいデザイン会議 (一般の部)	
	平成 26 年 9 月 30 日	箱根町みらいデザイン会議 (一般の部)	
	平成 26 年 10 月 9 日、 14 日、15 日、16 日	まちづくり団体・ 有識者ヒアリング	17 団体
	平成 26 年 12 月	中学生まちづくり アンケート	箱根中学校在校生 214 人
	平成 27 年 1 月	まちづくりアンケート	18 歳以上 79 歳未満 1,500 人無作為抽出
	平成 27 年 1 月	まちづくり職員アンケート	箱根町職員 371 人
平成 27 年 度	平成 27 年 5 月 15 日	町長インタビュー	
	平成 27 年 5 月 28 日	策定本部、策定委員会、 庁内WG合同会議	基礎調査の結果 基本構想骨子案
	平成 27 年 7 月 17 日	第 1 回総合計画審議会	第 6 次総合計画策定方針等について 基礎調査結果について
	平成 27 年 12 月 16 日、 18 日	各課ヒアリング	第 5 次総合計画の進捗 第 6 次総合計画で取り組むべき施策
	平成 28 年 3 月 1 日	庁内WG	重点プロジェクトについて

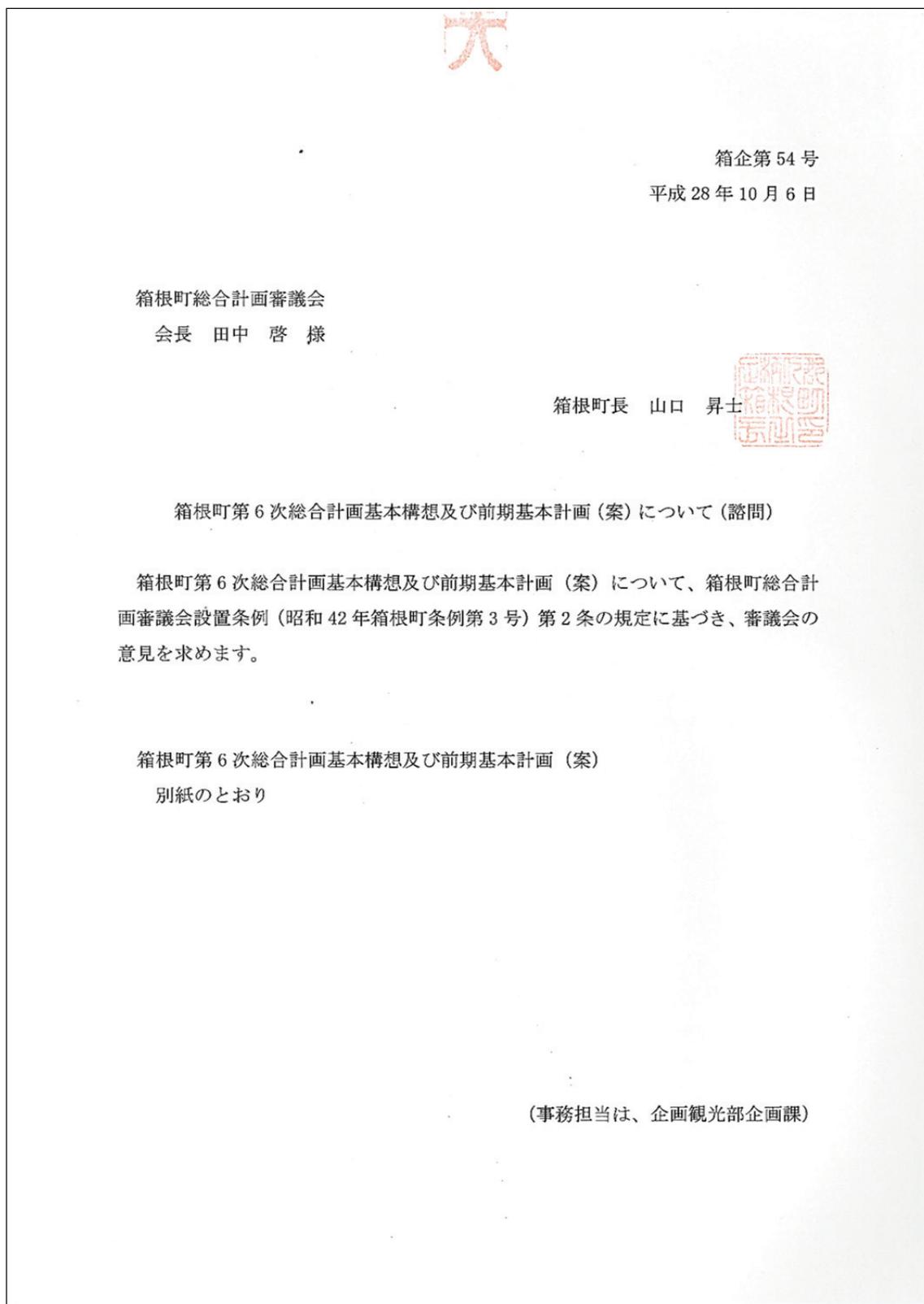
年度	年月日	項目	備考
平成 28 年 度	平成 28 年 5 月 27 日	第 2 回総合計画審議会	第 5 次総合計画の進捗状況について 第 6 次総合計画基本構想（案）について
	平成 28 年 6 月 7 日	総合計画策定委員会	第 6 次総合計画基本構想（案）について 基本計画シート等の作成について
	平成 28 年 7 月 5 日	総務企画観光常任委員会	第 6 次総合計画基本構想（案）について
	平成 28 年 7 月 7 日、 13 日、14 日	各課ヒアリング	第 5 次総合計画の進捗 第 6 次総合計画で取り組むべき施策
	平成 28 年 7 月 25 日	議会総務企画観光常任委員会	第 5 次総合計画の進捗について
	平成 28 年 8 月 29 日	策定本部、 策定委員会合同会議	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて
	平成 28 年 9 月 20 日	策定本部、 策定委員会合同会議	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて
	平成 28 年 9 月 27 日	議会全員協議会	第 6 次総合計画基本構想（案）について
	平成 28 年 10 月 6 日	第 3 回総合計画審議会	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて
	平成 28 年 10 月 18 日 ～11 月 11 日	パブリックコメント募集	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて（意見なし）
	平成 28 年 11 月 16 日	策定本部会議	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて
	平成 28 年 11 月 18 日	第 4 回総合計画審議会	第 6 次総合計画基本構想（案）について 第 6 次総合計画前期基本計画（案）につ いて

## 参考資料2 総合計画審議会委員名簿

任期：平成27年7月17日から平成29年3月31日まで

役職	氏名	区分	所属
会長	田中 啓	学識経験者	箱根町行財政改革有識者会議座長 静岡文化芸術大学教授
会長職務代理者	清野 昇	団体推薦	箱根町自治会連絡協議会
委員	勝俣 正志	団体推薦	箱根町教育委員会（教育委員）
委員	工藤 サチ子	団体推薦	箱根町女性会連絡協議会
委員	中嶋 順	団体推薦	小田原箱根商工会議所（青年部）
委員	中村 光章	団体推薦	箱根町社会福祉協議会 （平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）
	曾我 眞	団体推薦	箱根町社会福祉協議会 （平成27年7月17日から 平成28年3月31日まで）
委員	勝俣 直子	団体推薦	箱根町民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）
委員	星崎 雅司	学識経験者	神奈川県県西地区県政総合センター 所長
委員	千葉 哲也	一般	町民ワークショップメンバー （箱根町PTA連絡協議会推薦）
委員	久保 由紀江	一般	町民ワークショップメンバー （一般公募）

参考資料3 総合計画審議会への諮問(平成28年10月6日)



## 参考資料4 総合計画審議会の答申(平成28年11月18日)

平成28年11月18日

箱根町長 山口 昇士 様

箱根町総合計画審議会  
会 長 田中 啓

箱根町第6次総合計画基本構想及び前期基本計画(案)について(答申)

平成28年10月6日付け箱企第54号をもって諮問のあった箱根町第6次総合計画基本構想及び前期基本計画(案)については、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当と認めます。

なお、計画の推進にあたっては、特に次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 町の財政は固定資産税の超過課税を実施している未だかつてない危機的な状況にある。このことを町職員全体で改めて強く認識をし、総合計画とともに行財政改革の推進に一丸となって取り組んでもらいたい。
- 2 生活の利便性や就職などに起因する若者世代の転出に対して、その防止対策として子育て支援の充実や定住化の支援など、計画に位置付けた施策について町の実態にあった展開を図られたい。
- 3 火山、地震、風水害等の災害に対して日頃から備えに努め、防災対策を推進し町民、国内外からの観光客の安全安心の確保を図られたい。
- 4 総合計画の推進にあたっては、スピード感をもって着実な実行とともにその進捗状況を分かり易く公開し、町民の意見を求めニーズに合った展開を図られたい。

## 参考資料5 町民まちづくりアンケートの結果概要

## ■調査の目的

箱根町第6次総合計画策定のための基礎資料とするため、町民を対象にアンケート調査を実施しました。

## ■調査の実施概要

- ・調査対象 箱根町町民
- ・配布数 1,500人（無作為抽出）
- ・調査方法 郵送
- ・調査実施期間 平成27(2015)年1月
- ・有効回収票数 461票
- ・有効回収率 30.7%

## ■留意点

- ・調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数（n）とし、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・各設問の選択肢が長い場合、本文や表・グラフでは省略した表現を用いている場合があります。
- ・グラフ、表中にあるn数は、比率算出上の基数を示します。

## 【回答者の属性別構成比】

性別	回答数	割合
男性	200	43.4%
女性	239	51.8%
無回答	22	4.8%
全体	461	100.0%

地域	回答数	割合
湯本地域	105	22.8%
温泉地域	46	10.0%
宮城野地域	97	21.0%
仙石原地域	147	31.9%
箱根地域	53	11.5%
無回答	13	2.8%
全体	461	100.0%

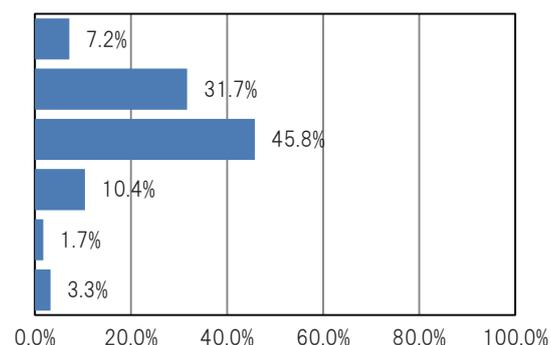
年代	回答数	割合
10代	4	0.9%
20代	38	8.2%
30代	69	15.0%
40代	65	14.1%
50代	93	20.2%
60代	132	28.6%
70代	51	11.1%
80代	0	0.0%
90歳以上	0	0.0%
無回答	9	2.0%
全体	461	100.0%

## (1) 町民の幸福度について

## 基本集計

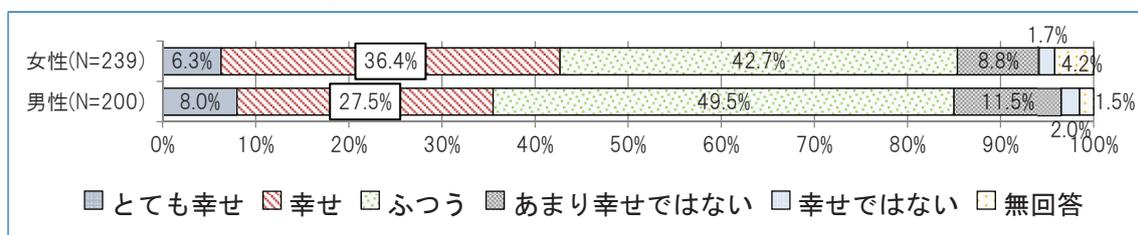
幸福度については、「ふつう」が45.8%と最も多く、次いで「幸せ」が31.7%と続いています。「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた『幸せ』は38.9%となっています。

No.	選択項目	回答数	割合
1	とても幸せ	33	7.2%
2	幸せ	146	31.7%
3	ふつう	211	45.8%
4	あまり幸せではない	48	10.4%
5	幸せではない	8	1.7%
	無回答	15	3.3%
	全体	461	100.0%

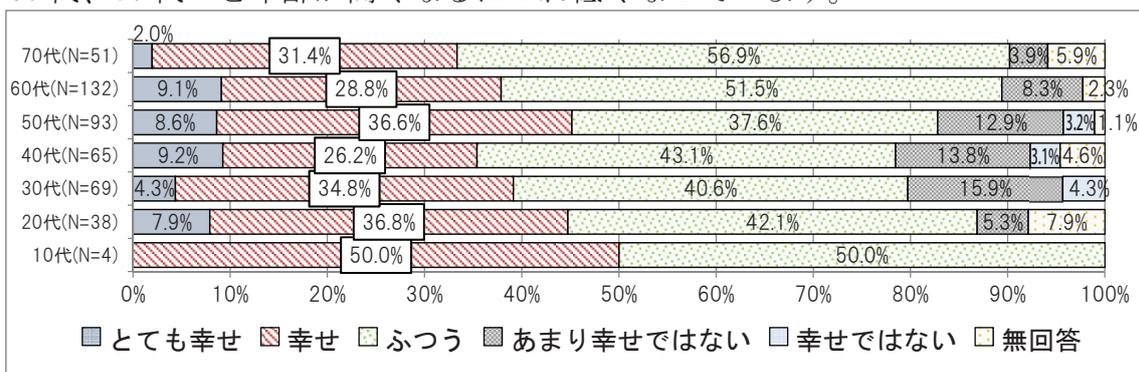


## クロス集計

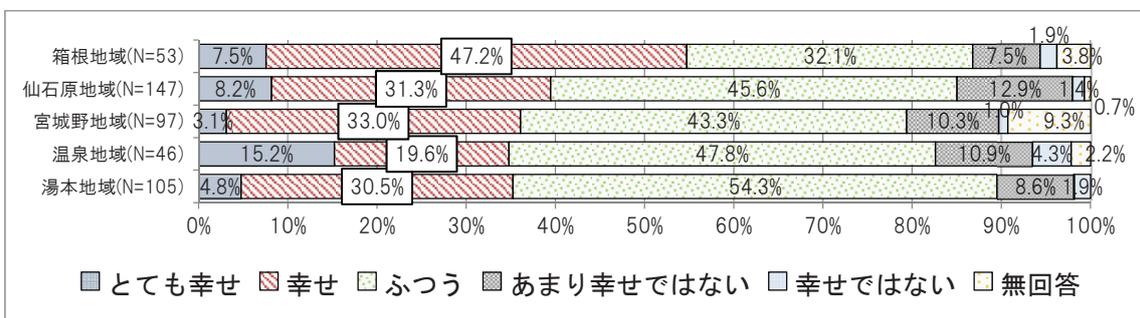
男女別でみると、「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた『幸せ』は、女性がより高くなっています。



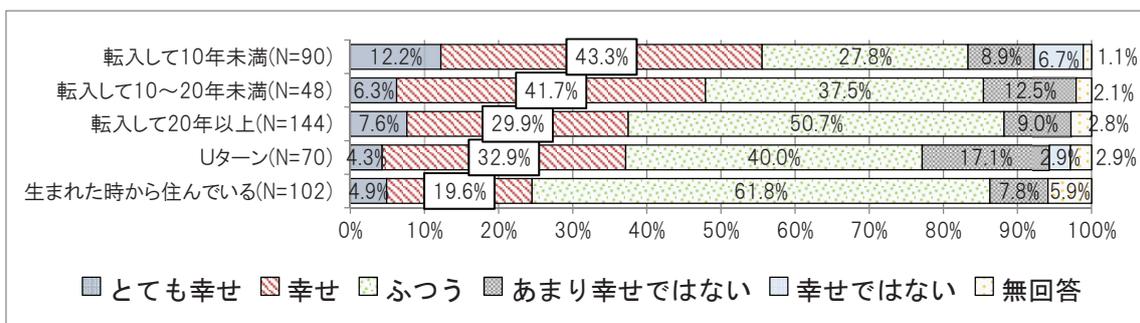
年齢別にみると、10代から40代にかけては、年齢が高いほど「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた『幸せ』の割合が低く、50代で高くなりますが、再び60代、70代へと年齢が高くなるにつれ低くなっています。



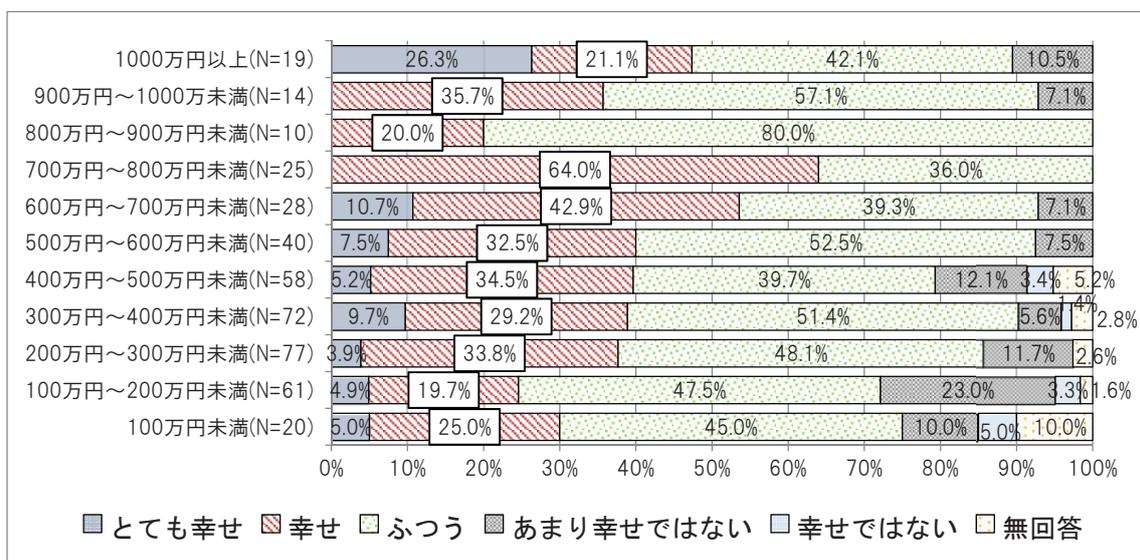
地域別にみると、箱根地域で「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた『幸せ』が高くなっています。



居住歴別にみると、「転入して10年未満」で、「とても幸せ」と「幸せ」をあわせた『幸せ』が最も高くなっています。一方、「生まれた時から住んでいる」で最も低くなっています。



世帯年収別にみると、年収が多いほど『幸せ』が高くなる傾向にありますが、「700万円～800万円未満」がピークで、それ以上になると『幸せ』の割合が下がっています。年収が「800万円～900万円未満」からは、再び年収が多くなるにつれ『幸せ』が高くなっています。

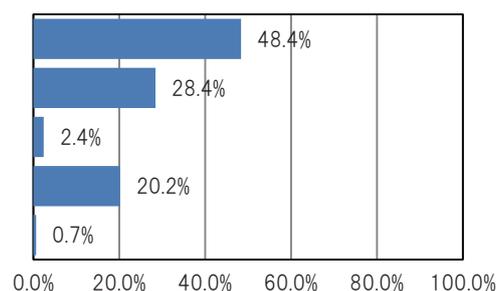


## (2) 定住意向について

## 基本集計

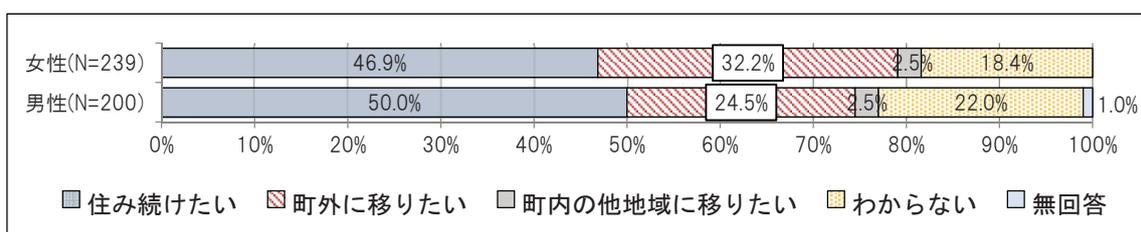
「住み続けたい」が48.4%と最も多く、次いで「町外に移りたい」が28.4%と続いています。

No.	選択項目	回答数	割合
1	住み続けたい	223	48.4%
2	町外に移りたい	131	28.4%
3	町内の他地域に移りたい	11	2.4%
4	わからない	93	20.2%
	無回答	3	0.7%
	全体	461	100.0%

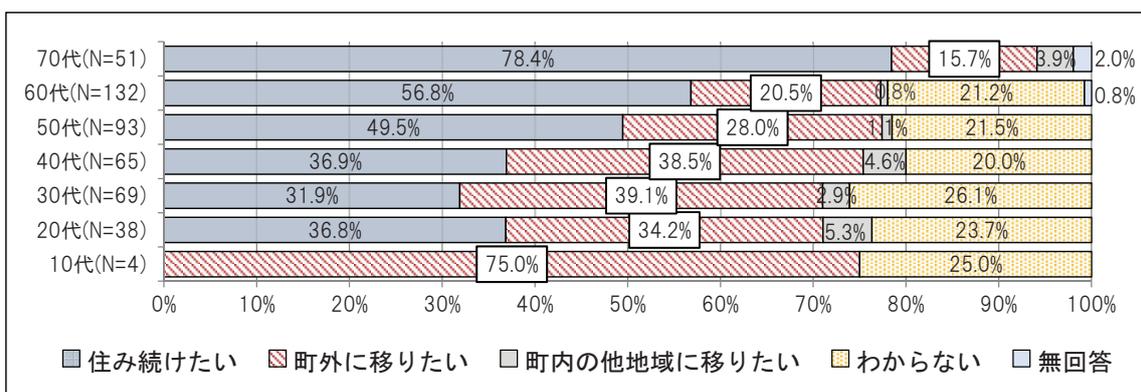


## クロス集計

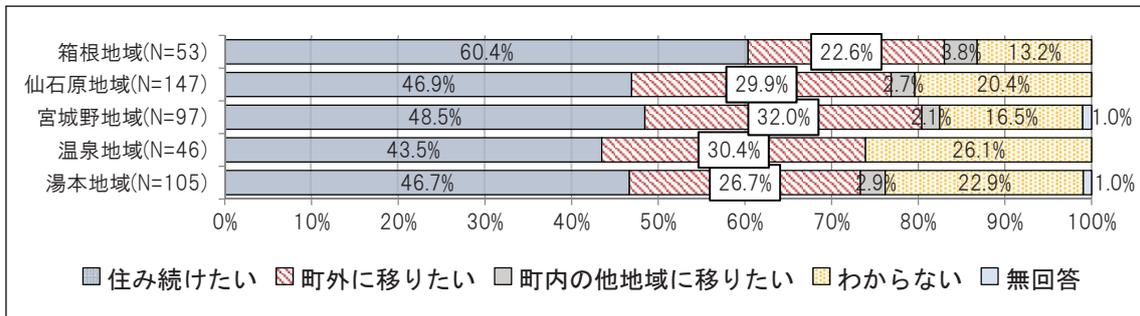
男女別でみると、「住み続けたい」は、男性がやや高くなっています。「町外に移りたい」は、女性が高くなっています。



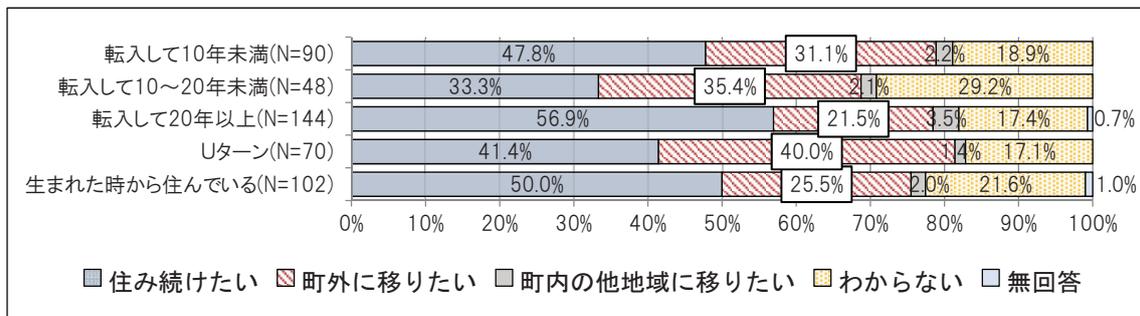
年齢別にみると、「住み続けたい」は70代で最も高く、10代で最も低くなっています。また、子育て世代である20～40代は40%以下と10代以外の他の世代と比べ低くなっています。



地域別にみると、「住み続けたい」は、箱根地域でやや高くなっています。



居住歴別にみると、「生まれた時から住んでいる」や「転入して20年以上」では50%以上となっていますが、「Uターン」や居住歴の短い人ではやや低くなっています。



### (3) 町の現状評価と今後重視する取組

分野別のまちづくりについて満足度や重要度の意識調査を行い、町の現状評価と今後重視する取組について分析しました。

#### 満足度と重要度の算出方法

満足度、重要度を各設問に対して回答者が満足度や重要度について選んだ5つないし3つの選択肢のそれぞれに下記の点数を当てはめた算出方法に従って点数評価を行っています。

満足度	満足	ほぼ満足	やや不満	不満
	5点	4点	2点	1点

重要度	重要である	あまり重要でない	重要でない
	3点	2点	1点

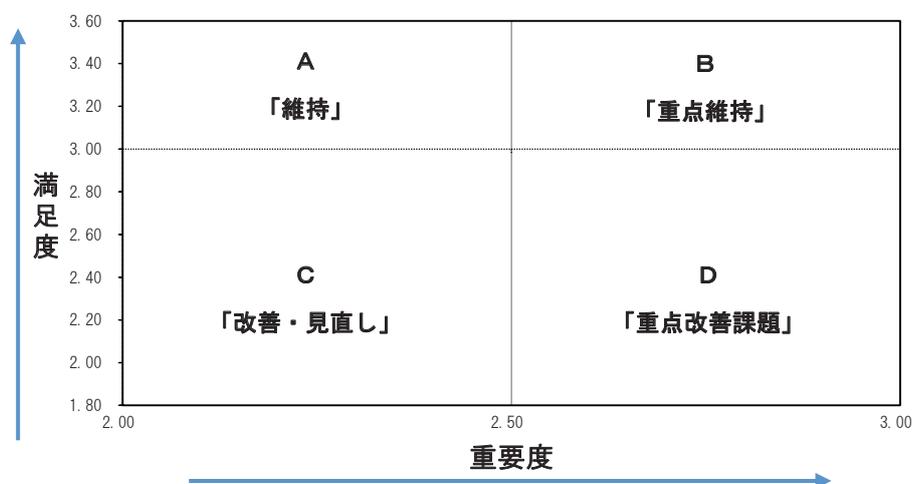
回答者の得点を合計

$$\text{回答者の得点を合計} = \text{満足度、重要度}$$

回答者数（「わからない」との回答を含む）

満足度は、1点～5点の間で算出されます。重要度は1～3点の間で算出されます。満足度を縦軸に、重要度を横軸にとり、下表のように整理し、「相対的に満足度が高く、重要度が相対的に低いAグループ」、「満足度が高く、重要度が高いBグループ」、「満足度が低く、重要度が相対的に低いCグループ」、「満足度が低く、重要度が高いDグループ」の4象限に分類します。

各グループにおける施策の方針を下図のようにおき、今後の分野別の施策方針の検討資料とします。



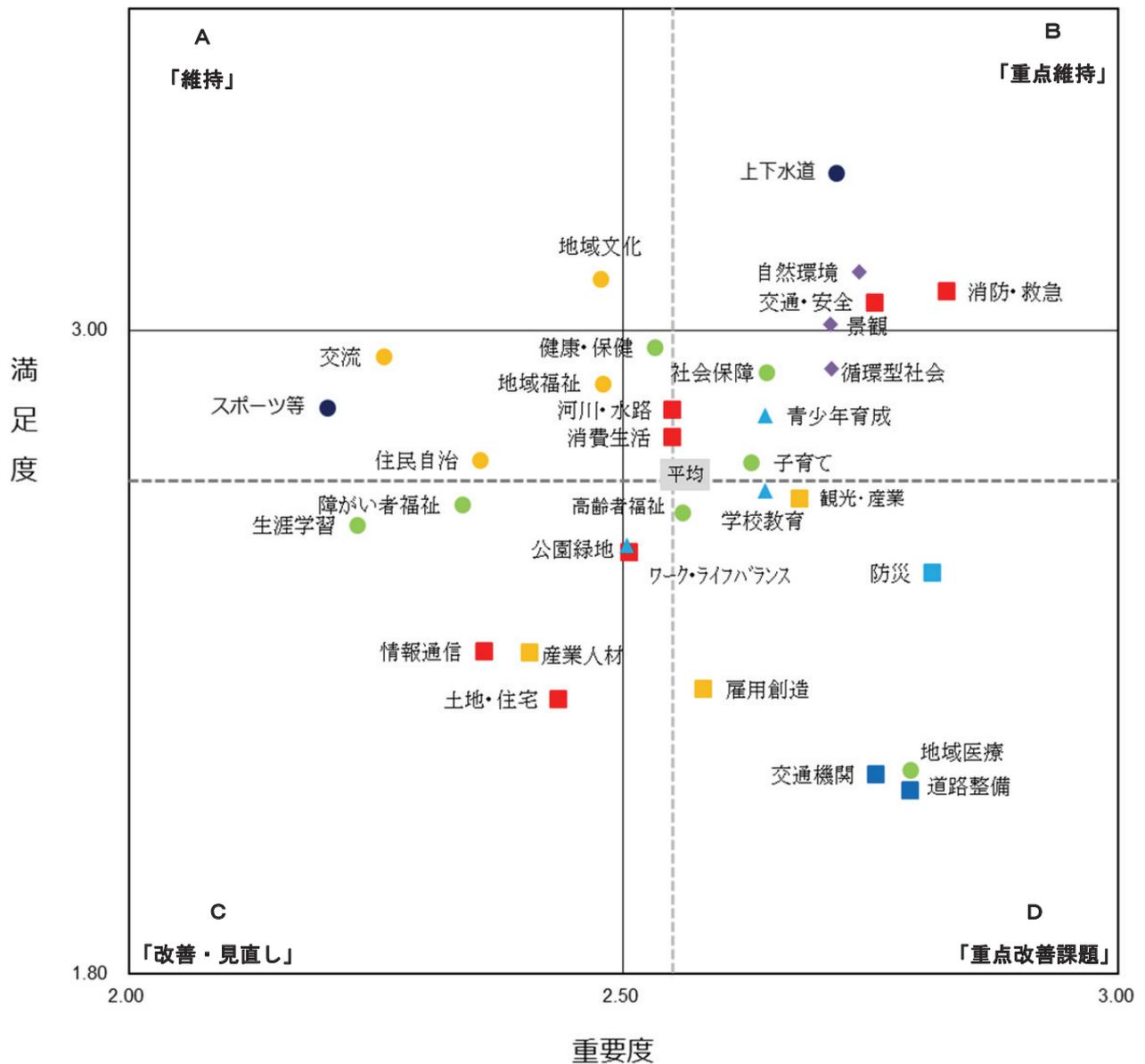
## 満足度と重要度による分析結果概要

各施策分野の満足度、重要度は下表のとおりです。これらを縦軸を満足度、横軸を重要度とする座標軸上に示すと、次頁のように分類できます。

また、次頁以降の各施策の分析で、施策名を下表の略号を用います。

記号	分野名	略号	番号	施策名	満足度	重要度
●	健康・福祉	高齢者福祉	1	高齢者福祉の充実	2.66	2.56
		障がい者福祉	2	障がい者福祉の充実	2.68	2.34
		社会保障	3	社会保障の充実	2.92	2.64
		健康・保健	4	健康づくりと保健サービスの充実	2.97	2.53
		地域医療	5	地域医療体制の充実	2.18	2.79
		生涯学習	6	生涯学習の推進	2.64	2.23
		スポーツ等	7	スポーツ・レクリエーションの振興	2.86	2.20
▲	子どもの教育・子育て支援	子育て	8	子育て支援の充実	2.75	2.63
		学校教育	9	学校教育の充実	2.70	2.64
		青少年育成	10	青少年の健全育成	2.84	2.31
		ワーク・ライフ・バランス	11	子育てと仕事を両立できる環境づくり	2.60	2.50
■	観光振興・産業育成	観光・産業	12	観光関連産業等の振興	2.69	2.68
		雇用創造	13	雇用の機会の創造	2.33	2.58
		産業人材	14	産業人材育成	2.40	2.41
◆	自然・環境	自然環境	15	自然環境の保全	3.11	2.74
		循環型社会	16	環境にやさしい地域づくり	2.93	2.71
		景観	17	美しい景観の保全と形成	3.01	2.71
■	生活基盤の整備と安心・安全な生活環境整備	情報通信	18	情報通信基盤の整備	2.40	2.36
		道路整備	19	道路の整備	2.14	2.79
		交通機関	20	交通機関の利便性の向上	2.17	2.76
		土地・住宅	21	土地の有効利用と住宅環境の整備	2.31	2.44
		上下水道	22	上下水道の整備	3.29	2.71
		河川・水路	23	河川・水路の整備	2.85	2.55
		公園緑地	24	公園緑地の整備	2.59	2.51
		防災	25	防災体制の充実	2.55	2.81
		消防・救急	26	消防・救急体制の充実	3.07	2.83
		交通・安全	27	交通安全・地域安全対策の充実	3.05	2.75
		消費生活	28	消費生活の向上	2.80	2.55
●	地域社会	地域文化	29	地域文化の振興	3.10	2.48
		交流	30	交流の推進	2.95	2.26
		地域福祉	31	地域福祉の推進	2.90	2.48
		住民自治	32	住民自治の進展	2.76	2.35
				平均	2.72	2.55

多くの施策は、Cグループ【改善・見直し】か、Dグループ【重点改善課題】に分類されますが、自然環境分野の施策をはじめいくつかの施策は比較的満足度が高いため、Bグループ【重点維持】に位置付けられるものもあります。また、「地域文化」はAグループ【維持】に分類されます。



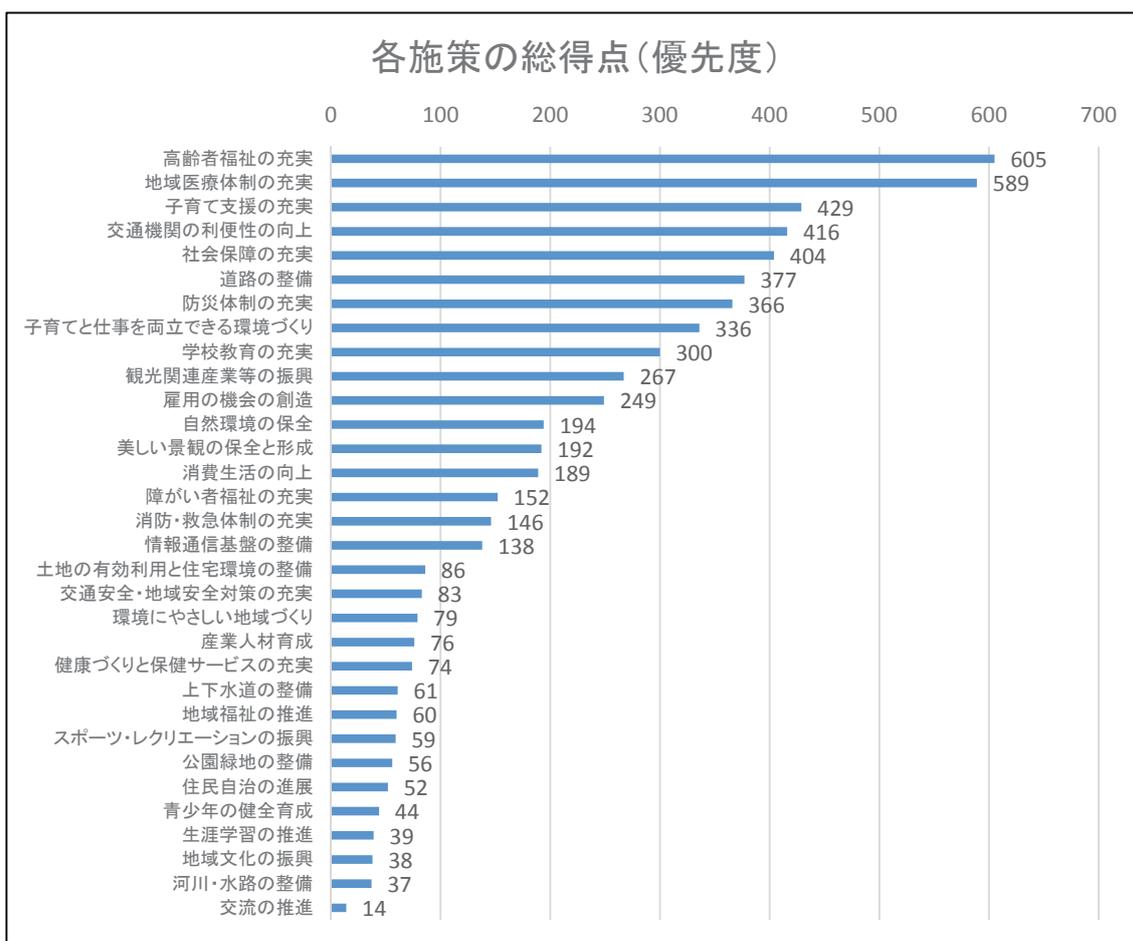
## 施策の優先度

満足度と重要度から施策の優先性を検討する分析とは別のアプローチとして、分野別の「優先度」に関する設問を設け、「特に優先的に取り組むべき分野」（第5位まで回答）を回答いただきました。回答数は下表のとおりです。

このデータから、第1位を5点、第2位を4点、第3位を3点、第4位を2点、第5位を1点とし、各順位の回答者数を乗じた総得点を「優先度」として算出しました。

総得点(優先度)をみると、「高齢者福祉の充実」（第1位）、「地域医療体制の充実」（第2位）、「子育て支援の充実」（第3位）となり、福祉分野の施策の優先度が高いという結果となりました。

優先度調査は、回答時点で施策間の比較を行い、相対的優先性を選択するものです。満足度・重要度調査による分析では、分析の結果、各施策の満足度、重要度の差が小さい場合は、比較が難しい場合があります。優先度調査は、満足度と重要度の差が小さい施策分野間の優先度を検討する際に参考となるデータを得ることができます。



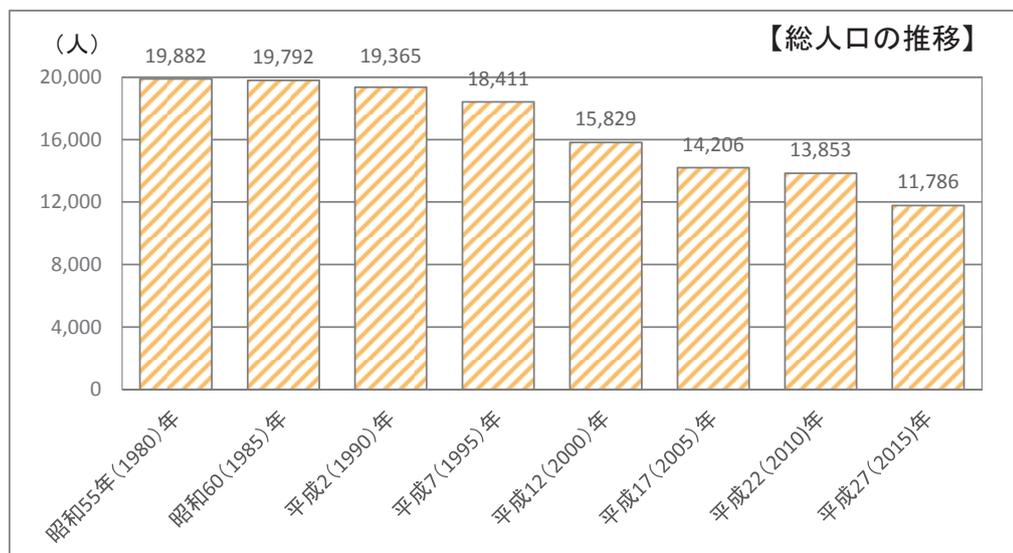
## 施策の優先度調査結果

政策分野		1位	2位	3位	4位	5位	総得点 (優先度)	
政策分野	施策分野	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	点	順位
健康・福祉	高齢者福祉の充実	64	35	24	25	23	605	1
	障がい者福祉の充実	7	10	16	8	13	152	15
	社会保障の充実	24	34	32	19	14	404	5
	健康づくりと保健サービスの充実	3	6	6	4	9	74	22
	地域医療体制の充実	43	44	43	27	15	589	2
	生涯学習の推進	2	3	2	2	7	39	29
	スポーツ・レクリエーションの振興	4	6	3	1	4	59	25
子どもの教育・子育て支援	子育て支援の充実	44	31	15	16	8	429	3
	学校教育の充実	16	36	12	13	14	300	9
	青少年の健全育成	1	1	6	6	5	44	28
	子育てと仕事を両立できる環境づくり	21	23	28	17	21	336	8
観光振興・産業育成	観光関連産業等の振興	24	11	14	20	21	267	10
	雇用の機会の創造	11	21	16	24	14	249	11
	産業人材育成	5	4	7	5	4	76	21
自然・環境・景観	自然環境の保全	16	9	14	10	16	194	12
	環境にやさしい地域づくり	1	6	7	12	5	79	20
	美しい景観の保全と形成	11	10	15	17	18	192	13
生活基盤の整備と安心・安全な生活環境整備	情報通信基盤の整備	4	10	9	16	19	138	17
	道路の整備	30	22	19	25	32	377	6
	交通機関の利便性の向上	28	28	29	30	17	416	4
	土地の有効利用と住宅環境の整備	7	2	10	4	5	86	18
	上下水道の整備	2	3	3	13	4	61	23
	河川・水路の整備	0	1	6	5	5	37	31
	公園緑地の整備	1	4	4	6	11	56	26
	防災体制の充実	27	20	24	25	29	366	7
	消防・救急体制の充実	1	14	12	18	13	146	16
	交通安全・地域安全対策の充実	3	8	4	5	14	83	19
	消費生活の向上	8	8	22	17	17	189	14
地域社会	地域文化の振興	2	1	2	7	4	38	30
	交流の推進	1	0	1	2	2	14	32
	地域福祉の推進	1	3	5	8	12	60	24
	住民自治の進展	4	1	3	3	13	52	27
無回答		45	46	48	51	53	708	-
全体		461	461	461	461	461	6,915	-

## 参考資料6 人口動態について

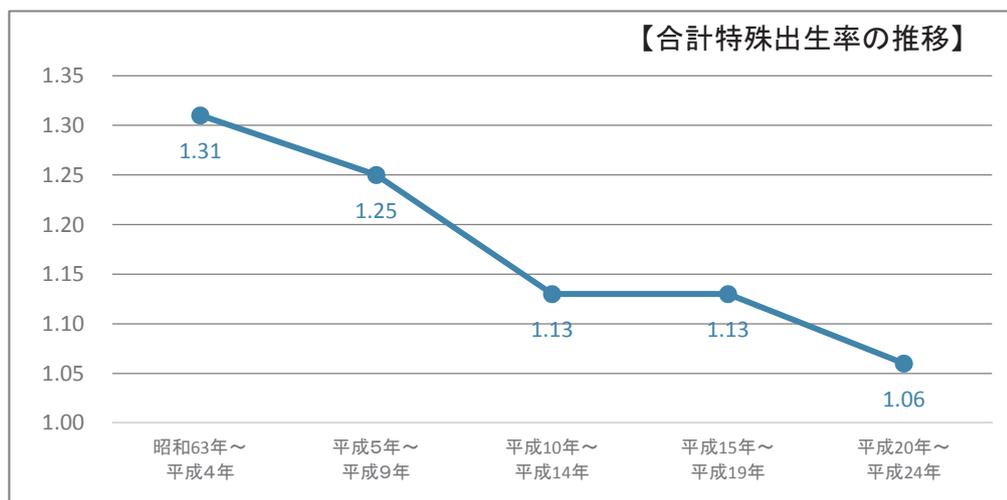
### (1) 総人口の推移

総人口は、減少傾向にあり、平成7(1995)年からの減少率が大きくなっています。



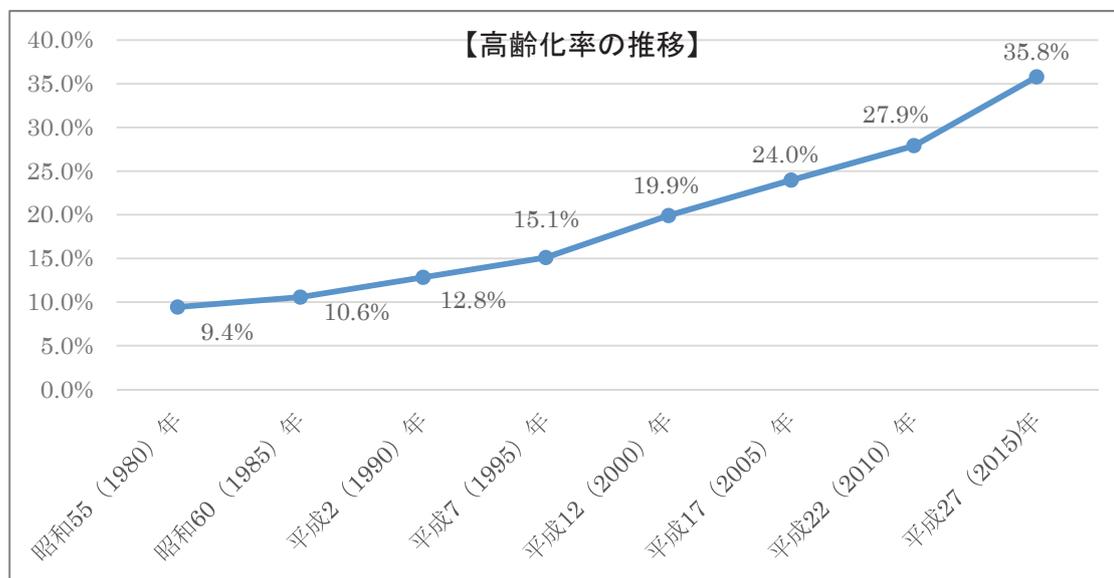
### (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、減少しており、近年では1に近くなっています。



### (3) 高齢化率の推移

高齢化率は、増加し続けており、平成 27(2015)年には 35%を超えています。



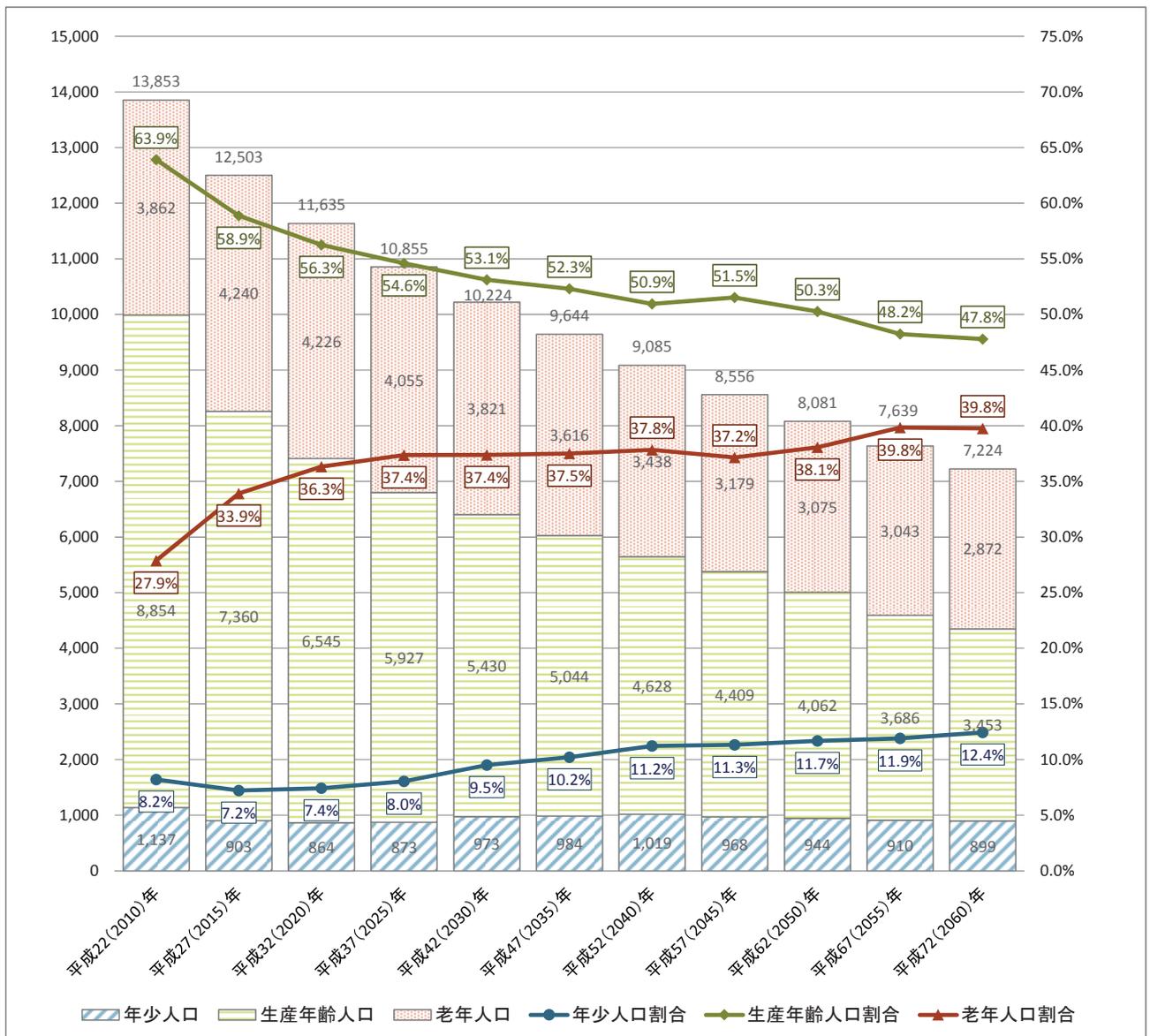
(出所) 国勢調査

## 参考資料7 人口ビジョンによる長期展望

平成27年度に策定した人口ビジョンでは、箱根町の人口を平成72(2060)年には7,224人と長期展望しています。

### 【人口ビジョンにおける人口の将来展望（年齢3区分別人口及び割合／シミュレーション）】

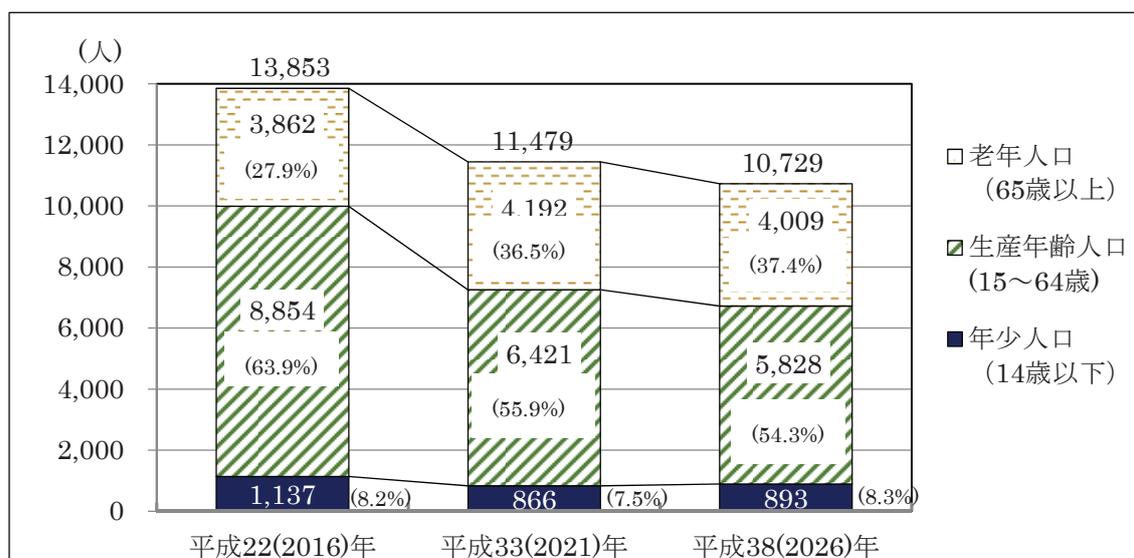
(単位：人、%)



人口ビジョンによる長期展望では、平成 38 (2026) 年までの人口は以下のとおりと推計されています。

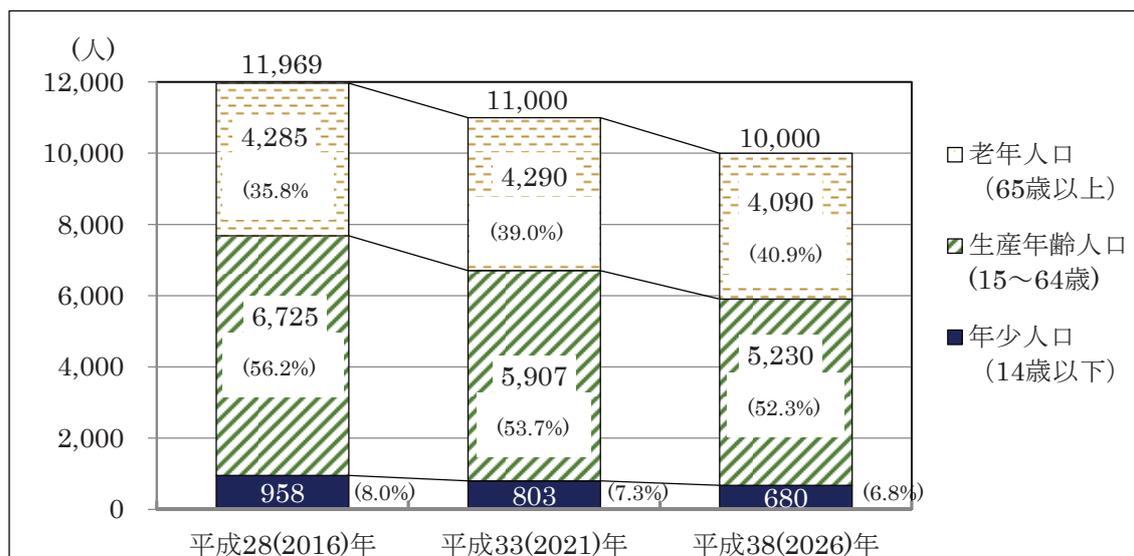
第 6 次総合計画基本構想における推計値との違いは、基本構想では、平成 23 年から平成 28 年までの住民基本台帳人口の傾向による推計であるのに対して、人口ビジョンでは平成 22 年度国勢調査人口を基に、出生率の向上と転出抑制・転入増を政策的に見込んだものであるため相違が生じています。

【人口ビジョンによる計画期間における推計人口】



(出所)平成 22 年は国勢調査人口

【基本構想による推計人口】



(出所)平成 28 年は住民基本台帳人口

## 参考資料8 箱根町みらいデザイン会議の概要

平成26年9月22日、30日の2回にわたり公募により選出した住民、自治会等から推薦いただいた方15名と各課から選抜された職員をファシリテーターとして、“箱根町みらいデザイン会議”を実施しました。グループの編成に当たっては、ワークショップでは年長者への遠慮から意見が出にくくなるケースがあることから、本会議では、意見が議論の活発化を図るために、世代別にA班は若年層、B班が中年層、C班を高年齢層で編成しました。

### ○第1回箱根町みらいデザイン会議

第1回みらいデザイン会議では、10年後の箱根町が“どんなまちになってほしいか”というテーマで議論し、グループ毎に「将来像」を提案していただきました。

#### 【第1回みらいデザイン会議プログラム】

	時間	目標	活動内容
第1回	18:00	オープニング 自己紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的・作業の流れ・ルールの説明</li> <li>自己紹介（居住地、仕事、私が今、一番関心があること）：各自2分</li> </ul>
	18:20	町の現状と課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>各人、2分、「活かすべき地域資源」「こんな箱根町に住みたい」「将来像」について意見発表</li> <li>模造紙記入</li> </ul>
	19:45 ~20:25	クロージング	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来像のグループ発表</li> </ul>

女性や若手住民の多いA班では、「こんな町に住みたい」というテーマについては、交通、商業施設、病院に関する意見が多く提示された。また、グループ内に子育て世代を多いこともあってか「学校や地域で子どもたちがにぎやかに楽しく過ごせる町」といった意見も提示されました。箱根町の伝統、自然を残しつつ、いかにして今日の社会環境変化に適応した町をつくるかといった視点で検討がなされました。

B班は、A班同様、交通機関や医療機関の充実、子どもたちが楽しく暮らせる町といった意見が多くあったほか、イノシシや自然等の現在未活用の資源を活かす視点、観光を中心とした産業育成の視点からの意見に特色がありました。また、子どもたちの子どもたち（現在の子育て世代の孫）が暮らしやすい町はいかなる町かという長期的視点で検討した点も特徴としてあげられます。

C班でも同様に交通や病院に関する意見が多くありましたが、C班の特色として、地域活動の視点や自然を活かしたまちづくりの観点からの意見が多くあったことも挙げられます。グループ内に自治会の代表者や高齢者は地域特性の理解も深く、箱根町の良さや資源を残す・活かす視点での意見が提示されました。

### ○第2回箱根町みらいデザイン会議

第2回みらいデザイン会議では、今後のまちづくりに関するシンボル、箱根町の特徴を表すプロジェクトを考えていただくこととし、参加者には事前にプロジェクト案を考えてきていただきました。

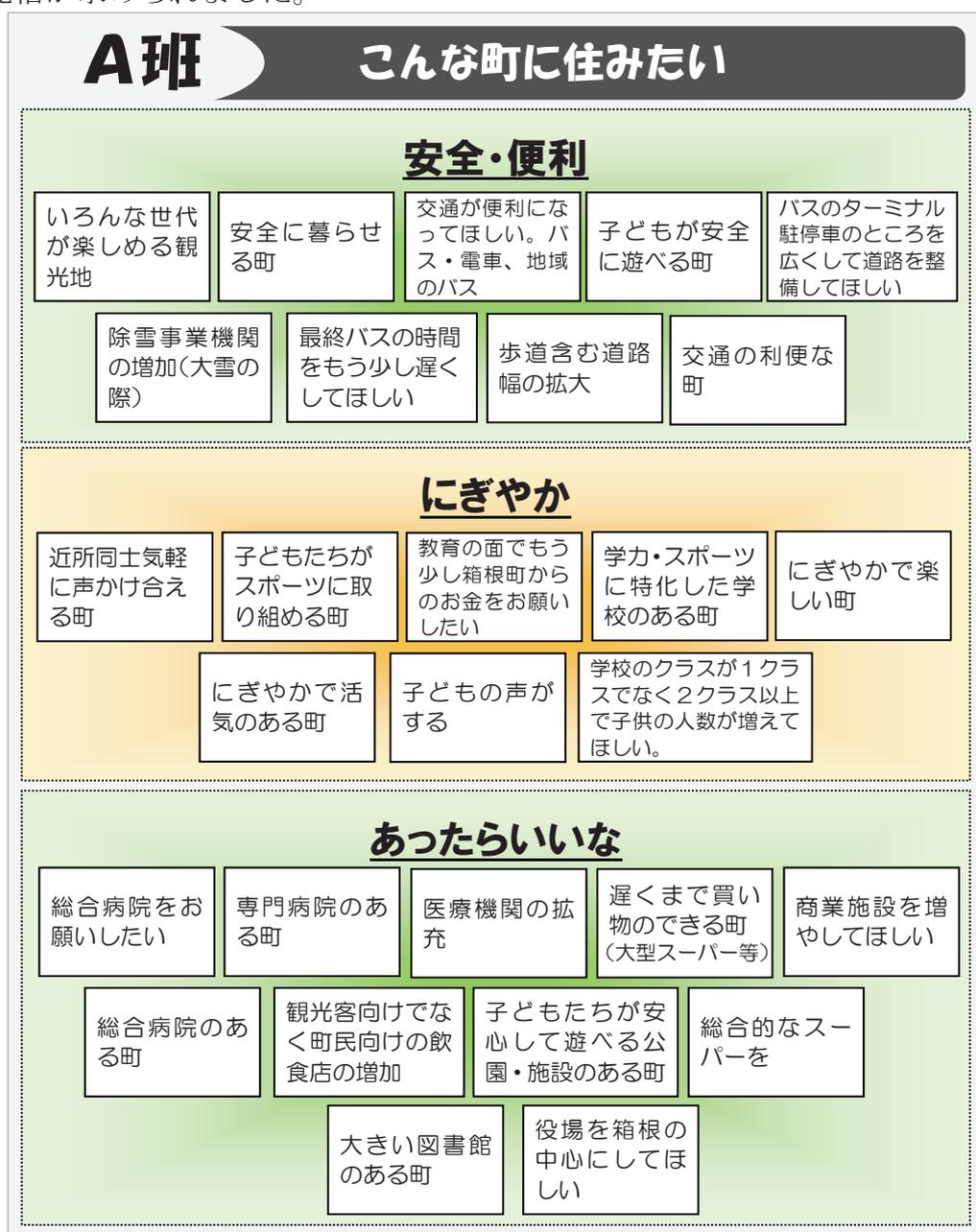
参加者が各自で考え持ち寄ったアイデアを基に意見交換を行い、各グループで一つのプロジェクトをまとめました。

#### 【第2回みらいデザイン会議プログラム】

	時間	目標	活動内容
第 2 回	18:00	オープニング	■ 目的・作業の流れ・ルールの説明
	18:20	プロジェクト案の検討	■ 各人持ち寄ったプロジェクト案の発表・意見交換 ■ グループのプロジェクト案の検討 ■ 模造紙記入
	20:00 ~20:25	クロージング	■ グループ発表

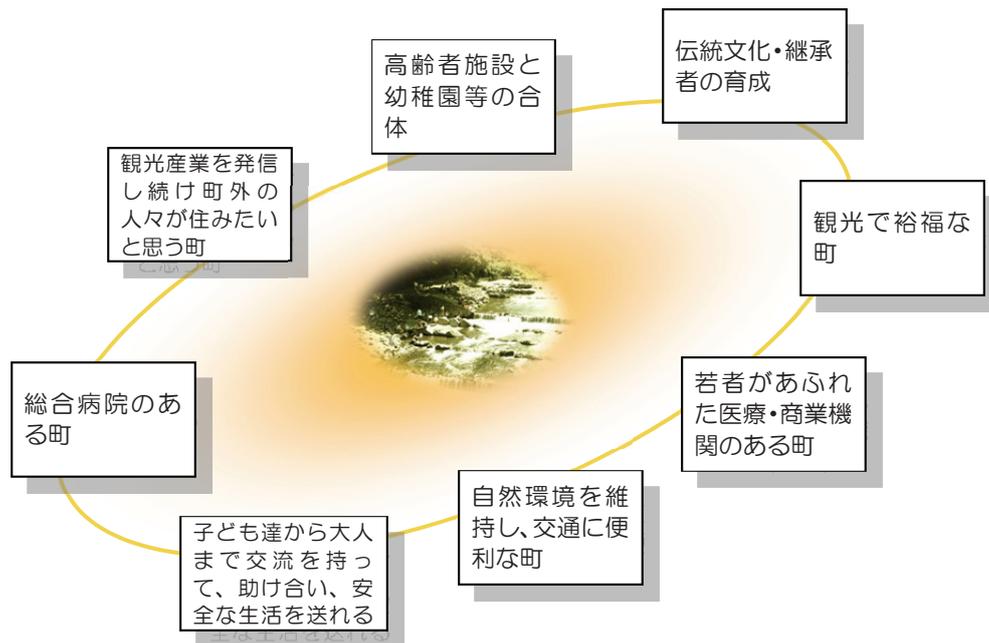
## A班 まちづくり提言

A班では「古きを残し、新しきを造る街」という将来像を実現するプロジェクトとして「住みたい 来たい 働きたい プロジェクト」を提示。A班の特色としては、「町民」「観光客」「在勤者」という3つの視点で検討した点にあります。それぞれ「町民は『住みたい』」「観光客は『来たい』」「在勤者は『働きたい』」と思うようなまちづくりを行うプロジェクトを提言。観光客が利用する宿泊施設等を在勤者向けの交流イベントの場として活用することや、廃校となった建物を活用するなど、既存の資源を新しい方法で活かす視点が特徴的かつ柔軟な発想でした。本プロジェクトでは、行政には事業者と連携した情報の発信が求められました。



## A班 将来像

# 古きを残し、新しきを造る街



## A班

## 活かすべき地域資源

## 自然

広大な町面積	石だたみ (畑宿)	緑	大涌谷	芦ノ湖
豊かな景観・自然	すすき	温泉	金子さんの家 のところ 宮ノ下	山登り

## たから

自分家の子ども達	子ども	箱根駅伝	小さい町なので、顔見知りな関わり 温かい人間関係	おじいちゃん おばあちゃん
	すなおな心	あいさつのできる子	小規模の細やかな教育・指導	

## 文化

大名行列	大文字焼き	観光産業	寄木細工
------	-------	------	------

## 箱トク【箱根の特産】

ワカサギ ブラックバス	箱根登山電 車・スイッチパ ック他	大涌谷の黒卵
----------------	-------------------------	--------

## 町の人

住民同士の結束力	自治体の結束力
----------	---------

## A班

将来像	古きを残し、新しきを造る街		
プロジェクト	<u>住みたい</u> <u>来たい</u> <u>働きたい</u> プロジェクト		
目標とする成果	町民	観光客	在勤者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通や生活の利便性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光産業の維持と発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間外の余暇の提供</li> </ul>
実現方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の充実（企業との連携）</li> <li>医療・福祉施設の複合化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化継承者の育成</li> <li>観光名所の発掘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントを通じ、交流、出会いの場の提供</li> </ul>
	活用する地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃校となった建物 →温泉小学校・湯本中学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町全体</li> </ul>
住民と行政の役割分担	民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>在勤者向けの交流イベント企画の運営</li> </ul>	
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体と連携し、情報発信</li> </ul>	

## B班 まちづくり提言

B班は、将来像「覇気にあふれた子どもと自然のあるまちづくり」を実現するプロジェクトとして「豊かな自然を活用したまちづくりプロジェクト」を提示。有形の資源である「自然」に関する施策と、無形資源である「伝統・文化」に関する2つの施策を提言しました。

美しい自然景観を有する箱根町では、既存の自然を守るだけでなく、地域住民と行政が協力して景観をつくり守る取り組みが必要であるという積極的な提言がなされました。また、箱根町の伝統や文化を町内の子どもたちに受け継ぎ、箱根に「自信を持つ」ことができるようにすることが重要であると提言しました。

<b>B班</b>		<b>こんな町に住みたい</b>		
<b>トラフィック・スムーズ</b>			<b>健康</b>	
道路交通網の整備	交通の便が良い町	季節・時期の交通渋滞の解消	医療機関の充実	医療の充実
<b>風景美</b>				
いつまでも美しい箱根であってほしい	湯本の駅前の(再)開発	観光客がもっと大勢来る町	殺風景な町並み景観の解消	街路樹を作る
<b>楽しい町</b>		<b>コミュ</b>	<b>ECO</b>	
子どもの遊べる広場	子どもがたくさんいる町	もう少し文化面があるといい	世代間の交流が活発な町	暖房費が年2万円で済む住みやすい町
水辺(芦ノ湖)で遊べる施設	子どもの育てやすい町 教育	子どもが生き生きとしている町	近所づきあいのある町	エコな町
<b>活力</b>				
商業の規制がない町	日用品が町内で購入できる	産業で競争原理が働きサービス向上する町	大型スーパーのある町	
国際都市になってほしい	情報化が進んでいる町	観光以外で食っていきける町	おいしい食べ物を出す飲食店のある町	

## B班 将来像

覇気にあふれた子どもと自然の  
ある町づくり

### ハ 覇気にあふれた

町内に働く所  
があり働くこ  
とができる

いろいろな人  
と出会いがあ  
る町

地域のつな  
がりが強い町

### コ 子ども

鯉のぼりが泳  
ぐ町

子ども手当が  
ある町

子どもが元気  
な町

にぎわいがあ  
る町

子育てがしや  
すい町

住みやすい町  
医療

### ネイチャー 自然

美しい自然が  
残っていてほ  
しい

自然とエコが  
共存する町

自然が豊かな  
町

日本の観光の  
(ハブ)スター  
ト地点

**B班****活かすべき地域資源****観光**

猪を食べられるようにする

交通（乗り物）  
ロープウェイ、  
観光船、電車

観光

釣り  
（小田原の海、  
川、湖）

河川整備

猪を食べるなど。たくさんいるので捕まえてからどうなっている？

観光客

**自然**

温泉・水

空気

温泉

自然【芦ノ湖と  
富士山】

天然資源の活用（水・地熱・天候）

**イベント**

箱根駅伝

駅伝

獅子舞

花火

**歴史**

古い町並

宿場町（歴史）

関所

神社お寺

祭りの統一

歴史

箱根里

**資源の再生**

廃校の利用

空き家  
空き地

**魅力**

芸能  
（芸者さん）

伝統芸能



## C班 まちづくり提言

C班は、在住人口が少しでも残り、できれば増えて欲しいという思いで、将来像「豊かな自然の中で安心 新しくて住みたくなる町」を実現するプロジェクトとして、「箱根らしい自然環境を活用した職住近接のまちづくり」を提示。職住近接を実現することで町外に働きに出る人の転出を抑制することができるという提言や、パーク&ライドとコミュニティバスを実現することで、観光客・住民ともに利便性が向上するという提言は、新しいライフスタイルの提言であり、箱根町の抱える構造的課題の解決を意図するものでした。また、下水道の整備については、下水道を引いていない家庭も良好な環境を享受しているフリーライダー問題を指摘し、より公平な負担や公益の実現を図るため、ペナルティ等のより強い推進措置が必要との意見も提示されました。



## C班 将来像

豊かな自然の中で安心して住みたくなる町



**C班****活かすべき地域資源****伝統芸能**

獅子舞

芸者

**生き物**ハコネサンシ  
ョウウオ

ヒメハルゼミ

ほたる

**豊かな自然**

空気

花木

河川に魚の住  
む町

仙石原湿原

河川を守る

湖

緑

温泉

地熱

国立公園  
山  
芦ノ湖

水 清流

森林コモレビ

**歴史**

大名行列

神社

甘酒茶屋

石仏

箱根神社

寄木細工

石だたみ

**地域のつながり**

夏祭り

子どもの神輿

地域の運動会

地域のお祭り

## C班

<b>将来像</b>		豊かな自然の中で安心して住みたくなる町
<b>プロジェクト</b>		箱根らしい自然環境を活用した職住近接のまちづくり
<b>目標とする成果</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 働く場の創造</li> <li>■ 定住環境の整備</li> </ul>
<b>方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パーク&amp;ライドの実施</li> <li>■ コミュニティバスを運用し、観光客・町民双方が利用</li> <li>■ 手芸等の箱根ブランド創造による職場の提供及び観光客誘致</li> <li>■ 河川の環境改善</li> </ul>
<b>活用する地域資源</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域住民</li> <li>■ 駐車スペース</li> <li>■ 温泉</li> <li>■ 民間バス</li> <li>■ 清流</li> </ul>
<b>住民と行政の役割分担</b>	<b>民間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部と地域をつなぐ役割の担う</li> <li>■ 法令順守 コミュニティバスの積極利用</li> </ul>
	<b>行政</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部資本企業には地元住民を雇用することの制度化</li> <li>■ 下水道環境の整備、指導徹底、（未整備に対する）厳罰化</li> </ul>



### 箱根町第6次総合計画

発 行 : 企画観光部 企画課

発 行 日 : 平成 29 年3月

住 所 : 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

電 話 : 0460-85-7111(代表)

